

滑川町告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第244回滑川町議会定例会を招集する。

令和6年11月22日

滑川町長 大塚 信一

記

- 1 招集日 令和6年12月3日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和6年第244回滑川町議会定例会

令和6年12月3日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 町長提出議案の一括上程、説明
- 6 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度滑川町一般会計補正予算(第4号))
- 7 議案第82号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第83号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第84号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算(第5号)の議定について
- 11 議案第86号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 12 議案第87号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 13 請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書
- 14 一般質問

出席議員（14名）

1番	松	本	幾	雄	議員	2番	上	野	葉	月	議員
3番	瀬	上	邦	久	議員	5番	阿	部	弘	明	議員
6番	西	宮	俊	明	議員	7番	北	堀	一	廣	議員
8番	小	澤		実	議員	9番	赤	沼	正	副	議員
10番	原			徹	議員	11番	谷	嶋		稔	議員
12番	中	西	文	寿	議員	13番	内	田	敏	雄	議員
14番	井	上		章	議員	15番	吉	野	正	浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大	塚	信	一
副町	長	小	柳	博	司
教育	長	上	野		修
総務政策課	長	篠	崎	仁	志
税務課	長	島	田	昌	徳
会計管理者兼 会計課	長	高	坂	克	美
町民保険課	長	會	澤	孝	之
福祉課	長	稲	村	茂	之
高齢介護課	長	篠	崎	美	幸
健康づくり課	長	武	井	宏	見
環境課	長	関	口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服	部	進	也
建設課	長	福	島	吉	朗
教育委員会事務局	長	澄	川		淳
上下水道課	長	宮	島	栄	一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	岩	附	利	昭
書記		宮	島	美	咲
録音		松	葉	良	次

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ第244回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第244回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

6番 西宮俊明議員

7番 北堀一廣議員

8番 小澤実議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） おはようございます。3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る11月26日午前10時から開催しました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議しました。

その結果、会期は本日から12月9日までの7日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、請願審査、一般質問を行います。

4日は午前10時から一般質問を行います。

5日は休会とし、午前10時より全員協議会の開催、終わりましたら総務経済建設常任委員会を開催、付託案件の審査を行います。

6日は議案審議とします。

7日、8日は休日休会とします。

9日は午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定しました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月9日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月9日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程、議案及び報告書等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和6年9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、町長から寄附報告書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第2号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情1件の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議、研修等につきましては、報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第244回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、ご健勝にてご臨席を賜りまして、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

今年は滑川町町制40周年ということで、様々な記念事業に取り組ませていただき、大きな行事も大過なく終了することができました。この後の一般行政報告で触れますが、議員各位さらには町民の皆様のご理解、ご協力に感謝を申し上げるところでございます。大変ありがとうございました。

さて、本定例会は令和6年度一般会計補正予算の議定をはじめ、全7議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議賜りまして、原案どおり可決、決定いただけますようお願いいたします。

それでは、ここで順不同になりますが一般行政報告を申し上げます。

11月3日には、昭和59年の11月3日に町制を施行してより40年を迎えることができました。これもひとえに議員各位をはじめ、町民皆様のお力によるものと感謝しているところでございます。

40周年を祝しまして開催した10月27日の滑川町町制施行40周年記念式典では、大野元裕埼玉県知事をはじめ、多くの来賓にご臨席を賜り、盛会に開催することができました。誠にありがとうございました。

来場いただいた皆様から、非常に愛情の籠もった式典運営であり、さらにアトラクションとして参加した滑川中学校生徒による迫力ある演奏に感銘を受けた、数々のお礼の挨拶をいただきました。

式典終了後の令和6年度公民館講演会も、370名を越す大勢の方々にご鑑賞いただき、町制施行記念事業を大いに盛り上げることができました。これを一つの機会として、今後も町の文化振興にも取り組んでまいりたいと思います。

さて、恒例となっております社会福祉協議会主催の敬老会を10月23日に開催いたしました。約340名の方にご参加をいただき、和やかな雰囲気の中で米寿祝い品の贈呈を行ったほか、11組のご夫妻に金婚式の表彰を行いました。式典後のアトラクションでは、演奏とともに会場の皆さんの楽しそうな声が会場に響き渡りました。

次に、来年度の新規採用職員の試験ですが、9月から10月にかけて実施をいたしました。その結果、19名の受験申込みがあり、一般事務職5名、司書1名を内定したところでございます。将来の滑川町を担う人材に大いに期待するところでございます。

次に、秋のイベントでは、今年も多くの町民皆様のご協力をいただく中、全ての行事を開催する

ことができました。議員各員にもご協力いただきありがとうございます。中でも10月13日に開催された町民スポーツ祭では、天候に恵まれた中、各行政区の選手が躍動し、無事に全種目を実施し、盛大に開催することができました。

10月3日には、比企広域消防本部において、管内の事業所が参加する自衛消防総合訓練大会が開催され、役場からは女子チームが参加しました。入賞にはあと一步及びみせんでしたが、最高のパフォーマンスを見せていただきました。

11月1日から3日まで、コミュニティセンターで第46回滑川町文化祭が開催されました。15のサークル団体、福祉施設等7団体のほか、一般の方々による作品の展示を実施し、文化祭には延べ1,557の方が訪れました。来場者は、様々な作品を見ながら芸術に親しんでおりました。

そして、11月3日には滑川まつりが開催されました。関係者、各種団体をはじめ、昨年同様松島町にもご協力いただき、大盛況の中開催することができました。

また、同日開催の図書館まつりや健康フェスティバルも多くの来場者でにぎわいました。そして、同日3日の夜には町制施行40周年記念花火大会を開催し、会場として開放した役場駐車場をはじめ打ち上げ会場の周辺など、多くの人でにぎわいを見せていました。

スポーツ関係を含むその他の教育関係事業につきましては、後ほど教育長より報告がございますので、この場においては省略をさせていただきます。

次に、健康長寿を目指す滑川町にとって誠に喜ばしいことに、11月23日にみなみ野の本間元子さんが100歳を迎えられました。町として、一世紀長寿祝金支給条例に基づきお祝いを申し上げたところでございます。

また、9月4日、大東建託株式会社が選定した「住み続けたい街ランキング2024」の埼玉県版で、滑川町が4年連続県内2位に選ばれました。今後も町としてステップアップしていくために、町民の皆様がこの町に住んでよかった、生まれてよかったと感じていただけるまちづくりを進めていきます。

次に、表彰関係ですが、埼玉県知事表彰では、小澤正一さんが長年の議会議員としての功績により受賞され、中村利治さんが交通指導員としての功績により受賞されました。さらに、日頃身近なところで住みよい地域社会実現のため、積極的にボランティア活動を続けてきた愛育班の費田しのぶさんと青少年育成推進員の中村光子さんがシラコバト賞を受賞されました。町の定例表彰では、長年町政に功績のありました13名の方に町の表彰条例に基づき、今年10月27日の町制施行40周年記念式典で表彰式を行わせていただきました。また同じ場で、前滑川町長の吉田昇さんに名誉町民証書の授与を行い、さらには40周年ロゴマーク考案者としての田中麻結さん、40周年キャッチフレーズ考案者としての森山靖さんの表彰を行いました。受賞者の皆様のさらなるご活躍をご期待申し上げます。

11月6日には、埼玉県知事公館において、滑川町が前年に対する収納率アップ県内町村の部第1

位として埼玉県知事より表彰を受けました。記録上初めての受賞ということで、関係職員の努力に感謝をするものでございます。

さて、終わりになりますが、これから乾燥による火災や雪による災害が多く発生する季節を迎え、年末には消防機関による特別警戒や、年明けには消防出初め式も実施をされます。今後も災害のない町を目指し、心を引き締めて、職員が一丸となって、住民と共に安心安全なまちづくりに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 続いて、上野教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げます。

9月以降の学校園の主な取組を報告いたします。滑川幼稚園、宮前小学校、月の輪小学校におきまして運動会を実施いたしました。幼稚園はサツマイモ掘り、秋祭り集会、各小学校では修学旅行や宿泊学習、遠足、持久走記録会が行われました。中学校では、10月に全校一斉で合唱コンクールを開催することができました。明後日より2年生で修学旅行が予定されており、2月には、1年生で社会体験チャレンジを4年ぶりに再開予定でございます。行事等に取り組む子どもたちの成長は著しく、体験的な活動を通して心身ともに着実に成長していることを感じております。議員の皆様におかれましては各行事にご臨席賜り、子どもたちの様子をご高覧いただいているところでございます。今後も行事が続きます。引き続き、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

滑川中学校の部活動関係でございますが、運動部では、9月末から新人戦比企地区予選会が行われ、女子テニス団体、個人、男子卓球団体、女子卓球個人、女子剣道団体、個人、陸上個人種目が県大会に出場いたしました。文化部では、美術部が森林公園の階段アートに続き、森林公園の「紅葉見ナイト」イルミネーションの時期に作品を提供しております。吹奏楽部は、滑川町町制施行40周年記念式典、滑川まつりで演奏を披露し、来賓の皆様からも高い評価をいただきました。なお、アンサンブルコンテスト西部地区大会において打楽器八重奏が金賞を獲得し、県大会への出場を決めております。

2学期末を迎え、学校評価の時期を迎えました。各学校園は、課題を明確にしながら来年度に向けての計画づくりを行ってまいります。課題となる案件については、管理職を中心に全教職員一致協力し、地域、家庭や関係諸機関と連携を図って、組織的に対応しております。

質の高い学校教育に関しましては、学校訪問、授業参観、学校評価を充実させ、学校の目標達成に向けての状況を把握してまいります。定期、不定期に学校教育担当が学校を訪問し、直接様子を見届けるよう指示しており、随時報告を受けております。

日没が早くなり、児童生徒の交通安全にさらに配慮をしていかなければならない時期になりました。交通指導員の皆様、通学ボランティアの皆様をはじめとする地域の皆様の毎日の見守りにより、児童生徒が安全に登下校することができております。学校、家庭、地域の連携によって、子どもたちの安全と成長が支えられていることに改めて感謝申し上げます。

続きまして、来年度の入学予定者ですが、12月1日現在、宮前小学校90名、福田小学校12名、月の輪小学校115名、計217名の見込みであり、昨年度より8名の増となっております。また、福田小学校の特認校制度を利用した指定校変更は1家庭で、新1年生1名です。幼稚園では、新入児、3歳児でございますけれども、36名の応募がありました。昨年度に比べ入園希望が減少しておりますが、今後も滑川幼稚園の特色ある取組を発信していき、共感する希望者を増やしていければと考えております。

続きまして、各学校園の施設整備状況について報告させていただきます。

9月補正で予算対応いただきました月の輪小学校の学校管理備品等につきましては、プロジェクターやマグネットスクリーンなどの備品を整備することができました。これらの備品を活用し、ICT教育を引き続き推進いたします。また、宮前小学校の昇降機設備修繕工事や福田小学校のプール給水弁修繕工事など、各小中学校の施設維持のための修繕工事についても随時発注し、施工しております。今後も幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習できるように、建物、設備、備品等の整備を行ってまいります。議員の皆様からのご指導並びにご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、生涯学習関係でございますが、初めに、チャレンジキッズ！なめがわです。低学年は122名の応募があり、抽せんにより60名、高学年が43名、合計103名が6月から10月の間に各3回ずつ、計6回活動いたしました。主な活動内容としましては、森林公園の環境学習プログラムを利用した活動及び低学年はMYハニワを作ろう、スコーン作り、高学年はダンスとポッチャ、伊古の里レストランでの滑川産小麦粉でピザを作ろうを実施いたしました。

また、子ども大学くまがや・なめがわは5、6年生を対象として12月までに4回開催いたします。内容は、「目の見えない人の伴走や伴歩を体験しよう」、「ケーブルテレビ探検隊！～テレビの作り方を見てみよう～」等を立正大学、熊谷市教育委員会、農業大学校と共催中です。

また、第2回の寿学級では、人権学習、タオル体操等を行っております。

次に、公民館講演会ですが、今年度は町制施行40周年記念事業として開催し、10月27日に落語家の林家正蔵氏を講師に迎え、「明るく、元気に、一生懸命」を演題に講演をいただきました。来場者は全体で376名でした。

第46回滑川町文化祭を11月1日から3日まで開催いたしました。参加サークルの皆さんによる実行委員会形式で運営し、展示や管理の仕事を担っていただきました。数年ぶりに町内各小中学校の児童生徒作品も多数展示し、多くの方にご来場いただきました。最終日には野点を行い、成功裏に

終了することができました。

七つの祝いは、11月16日土曜日に2部制で実施させていただきました。今年は対象となる子どもが217名、うち出席者は167名で、出席率は77%でした。

後期の公民館教室は押し花、コーヒーの楽しみ方、断捨離教室等を開講中です。

今後の日程といたしましては、年明け早々の1月12日日曜日には、令和7年二十歳の祝いを挙行予定です。議長、副議長、文教厚生常任委員会の皆様にはご臨席を賜りたく、お願いを申し上げます。

続きまして、生涯スポーツ関係では、第40回町民スポーツ祭を10月13日日曜日に無事に開催することができました。町制施行40周年及び第40回の記念種目として、滑川町に関するマル・バツクイズを実施いたしました。各行政区、団体等、皆様のご協力により盛大に開催することができました。

第36回滑川町駅伝競走大会を来る12月7日土曜日に開催予定でございます。昨年度より、小学生男女の部を加え7部門での開催でございます。目標タイムを設定し、目標タイムに最も近いチームを表彰するエンジョイクラスもあり、多くの方楽しんでいただきたいと思います。

スキー・スノーボード教室を新潟県の舞子スノーリゾートで1月に、第41回比企郡駅伝競走大会を嵐山町総合運動公園及び周辺道路を会場に2月に開催予定です。今後ともスポーツを通じて町民が親睦を深める機会を提供したいと考えております。

続きまして、図書館関係でございますが、図書館の団体貸出しを実施いたしました。これは町内の幼稚園、保育園、学童施設へコンテナで本を貸し出し、施設間で本を巡回させるものでございます。希望のあった幼稚園1か所、保育園6か所、学童施設9か所に図書館を貸出しいたしました。

滑川町図書館ポップコンテスト2024を実施し、小学生107点、中学生330点、合計437点の応募がありました。昨年に比して100点の増加です。3次の審査を経て受賞作品を決定し、11月10日日曜日に表彰式を行いました。受賞作品とほかの応募作品のポップは、館内で11月3日の図書館まつりから、紹介されている本とともに一緒に展示しております。

滑川まつりと同時に図書館まつりを開催し、廃棄図書及び雑誌の古本リサイクル市を行い、多くの方に本の再利用にご協力いただきました。

また、おはなし会を午前と午後の2回に分けて行い、大勢の方にご参加いただきました。初めて図書館に入ったという方も多く、図書館活用の啓発に資するものとなりました。

また、読み聞かせボランティア団体及び立正大学の学生団体の協力の下、クリスマスおはなし会を12月11日水曜日及び12月14日土曜日の2日間実施いたします。クリスマスにちなんだ読み聞かせや手遊び歌、サンタクロースからのプレゼント等を準備しております。

令和4年9月1日に7市町で合同で開館した比企eライブラリですが、11月27日現在、コンテンツ数は3,118点、うち952点は読み放題の電子書籍となっております。

また、登録者数について滑川町は430人、7市町では3,117人となっております。昨年度の同時期

から、滑川町は98人、7市町全体では867人増加しています。電子図書館の広報活動として、町内3校の就学児健診でのPR活動や図書館内に電子図書館のPRコーナーを設置する等実施しております。今後も多くの方にご利用いただくため、比企eライブラリの周知等を行ってまいります。あわせて、子どもから大人まで全ての方に読書に親しんでいただくために、滑川町子ども読書活動推進計画に基づき様々な取組を行ってまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、文化財保護関係です。まず、文化財関係ですが、9月から11月にかけて、開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を羽尾、月輪、都にて合計3件実施いたしました。

また、10月16日から11月28日にかけて、月輪地区林遺跡にて発掘調査を実施いたしました。

比企地区文化財振興協議会の展示、比企地区巡回文化財展「比企の縄文時代―縄文人の道具―」を9月18日から21日にかけてエコミュージアムセンターセミナーハウスにて実施し、合計64名の来館がありました。11月14日には、同じく比企地区文化財振興協議会主催で文化財巡りを実施いたしました。今年度は、滑川町が会場となり、「～谷津沼が伝える文化財と周辺歴史めぐり～」というタイトルで、愚禅和尚の馬頭尊、興長禅寺、五厘沼窯跡、成安寺等を見学いたしました。滑川町を含む比企地区合計9市町村で52名の参加がありました。

また、11月19日には、保健センターの毎日1万歩運動、ハイキング教室事業とのコラボレーションにより文化財を巡るハイキング教室を実施し、合計13名の参加がありました。

続きまして、エコミュージアムセンター関係です。埼玉県博物館連絡協議会主催の「埼玉ミュージアムカード」を10月12日から12月15日まで配布中です。埼玉県西部地域に位置する25施設の博物館・美術館が誇る展示品や文化財がそれぞれ施設ごとにカードで紹介されており、エコミュージアムセンターのカードにはミヤコタナゴが描かれており、受付にて来館者に配布中です。

地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、毎月第4土曜日に森林公園内にて定例生き物水質調査を継続して行っており、来年2月22日土曜日には、セミナーハウスにて1年間の活動を通じた発表会を予定しております。

最後に、町制施行40周年記念事業として実施した「れきしクンと行く！史跡散策ツアー」ですが、第1回の「森林公園の城と沼巡り」は9月29日に実施し、参加者は22名、第2回の「特別公開！古寺の秘宝巡り」は10月5日に実施し、参加者は25名、第3回の「源頼朝も食べたお米でランチ！？平日限定滑川歴史特盛ツアー」は10月10日に実施し、参加者は18名でした。今後とも町の文化について広く伝承し、町への誇りと愛着を持つ人づくりに努めてまいります。

以上、大変雑駁ではございますが、教育関係の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、日程第6の議案第81号から日程第12、議案第87号まで7議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出させていただきます認定及び議案の提案理由の説明を行います。

初めに、議案第81号 専決処分の承認を求めることについては、令和6年度滑川町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,456万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ84億288万9,000円としたものです。第50回衆議院議員総選挙及び定額減税に係る補足給付事業を実施するため、令和6年10月9日に専決処分をしたものでございます。

議案第82号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第83号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、一般職職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第84号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、証明書自動交付機のサービス終了に伴い、窓口において町民カードを用いて印鑑登録証明書の発行ができるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億9,163万円を追加し、歳入歳出それぞれ85億9,451万9,000円とするものです。障害福祉サービス給付事業に係る利用者の増加による民生費の増額や、町道231号線ほか雨水対策工事の実施による土木費の増額が主なものでございます。

議案第86号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、収益的支出に149万6,000円を追加し、3億9,004万2,000円とするものです。人事院の勧告に伴う給料、手当、法定福利費及び負担金の増額が主なものでございます。

議案第87号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、収益的支出に37万4,000円を追加し、3億9,442万1,000円とするものでございます。人件費の増額が主なものでございます。

以上、議案7件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、提出いたします議案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野正浩議員） 日程第13、請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書について議題とします。

本請願は、上野葉月議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。請願の説明をいたします。

まず、お手元の資料を御覧ください。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書。

件名。日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する件。

請願の要旨。滑川町議会として日本国政府に意見書を上げてください。

請願の理由。本年10月11日、日本原水爆被害者協議会（被団協）がノーベル平和賞を受賞したことを私たちは心から歓迎し、長年にわたり核兵器の非人道性と核兵器廃絶を訴えられてきた被爆者の皆さんに心からの敬意を表します。「被爆者の方たちは個人の体験を語り、キャンペーンを作り出し、核兵器の拡散と使用に関して緊急の警告を発することで、世界中で反対する声を広めそれを強化するのに貢献してきた。被爆者は筆舌に尽くしがたいことを言い表し、考えることさえできないようなことを考え、核兵器によって引き起こされた計り知れない痛みと苦しみを何とか理解してもらうのに貢献している。日本被団協や他の被爆者たちの並々ならぬ努力によって核のタブーは定着してきた。」「人類の歴史の中で今こそ核兵器とは何なのかを思い起こす意義がある。」とノーベル平和賞選考委員会は受賞の理由をのべ、さらに「核兵器は世界がこれまでに経験した中で最も破壊的な兵器だ」と強く指摘しています。

その被爆者の方々が、自ら受けた筆舌に尽くせぬ凄惨な体験から、報復ではなく、あらゆる人々の上に核兵器の惨禍を二度ともたらしてはならないとの立場で訴え続けてきたことが、世界の市民と政府を動かし2017年7月7日の歴史的な核兵器禁止条約採択へと実を結んだこととあわせ、大きな意義と喜びをかみしめています。

今世界は、ロシアがウクライナへ軍事侵略をはじめ未だに終息がみられず、核兵器使用の威嚇をし、さらには2023年10月7日の開戦以来、パレスチナのガザ地区でのジェノサイドを行っているイスラエルは閣僚がガザへの核兵器使用を選択肢だと発言をしています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして「悪の刻印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記しています。核兵器禁止条約は、被爆者と共に日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

来年は戦後80年です。戦争被爆者の方々が少なくなる一方、広島や長崎では様々な形で語り部としてその草の根の運動を受け継ぐ若者たちが育っています。唯一の戦争被爆国である日本ができることはその実像を広く世界に知らしめ、人類は核兵器と共存できないと強く発信し、二度と再び核兵器による戦禍を招かないよう力を尽くすことではないでしょうか。日本政府のすべきことは明確です。

核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つべき時です。すみやかに日本政府は核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。加えて岩手県の全自治体100%の決議をはじめ全国自治体の4割が意見書の決議をしています。非核平和都市宣言を行った滑川町議会での決議を強く望むものです。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

令和6年11月20日

日本平和委員会比企地区平和委員会

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 橋本 廣

滑川町議会議長 吉野 正浩 様

よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。よって、請願第3号につきましては、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

暫時休憩とします。再開は午前11時とします。

休 憩 （午前10時46分）

再 開 （午前11時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位1番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項の1、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校体育館へのエアコンの設置について。

9月議会で、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館エアコン設置に係る整備設計費用1,700万円が補正予算に計上をされ、認められました。埼玉県の小中学校体育館エアコン設置率が12%（2022年9月時点）、これ直近の報道では20%近くまで上がっているということを知っています。さらに、ちょっと補足なのですけれども、今、小中学校の体育館が避難所になるということで、非常に緊急を要するというので、国でも進める方向であります。しかしながら、文科省の回答では、本当に急いで15年ほどかかるというようなそういう中であり、私は本町の決定に敬意を表します。

エアコンの種類に関しては、リスク分散の観点からも3施設には種類の違うエアコンを設置する予定であることを聞いております。

一方、町の避難所として「宮前小学校体育館にも一日も早くエアコンの設置を」という声が聞かれます。これまでの議会答弁でも、宮前小学校に関しては、体育館建て替えを踏まえての計画となることを理解しております。一日も早く建て替えられることを願います。

質問として、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校3施設体育館に設置予定エアコンの種類を教えてください。

質問事項の2、町の防災施策について。災害への備えは待ったなしであります。大塚町長も常に災害に強いまちづくりの重要性を強調されています。議会一般質問でも取り上げられていますが、いま一度、気候変動が社会的脅威となりつつある中で、町として今後の防災に係る方針と対策をお聞かせください。

また、今年8月の集中豪雨による被害状況を受けて、既に講じてきた治水対策や今後の計画をお聞かせください。

さらに、9月議会において一般質問をさせていただいたトイレトレーラーの導入について、導入には様々な課題があるとご指摘をいただきました。すぐにトイレトレーラーの購入をすることは難しいことは承知しておりますが、課題に対する回答を踏まえて、将来的な本町の防災施策にトイレトレーラーの導入を検討していただきたいと考えています。

課題についての回答を述べさせていただきます。牽引について、ワゴン車などに牽引装置を取り付ける。牽引には、牽引免許が必要である。自治体によっては、業者委託をしている事例もある。また、今、能登半島のほうにまだ全国からのトイレトレーラーが行って、まだ戻ってこれられないような状況を聞いておりますが、遠方の牽引に関しては、全国全て業者委託で行っているということを理解しています。

また、維持費についてですけれども、くみ取り費用、トイレトーパー、トイレクリーナーなど、消耗品など通常の施設のトイレと同様の維持管理費が必要となる。

保管場所について、購入しているほとんどの自治体が平時も活用している。庁舎付近に設置し、来庁者に使用していただいている。トイレトレーラーがどのようなものか知っていただく、親しんでいただくという、また観光地で常設している。各種イベント時に設置しているなど、様々な活用事例があります。

このように色々調べていきますと、私は先ほど述べた提携している業者に管理運営や保管も含めて、お願いするのが一つの方法であるのではないかなと思っています。

購入費用に関しまして、2,500万円から2,800万円ほどとなる。これは、通常のトイレトレーラーは4つのトイレが備わっていますけれども、そのうちの1つを多目的トイレ、車椅子トイレとしてのトイレにすることもできる。そうしますと3つになる。そのようなトイレは1つかなり高額になり2,800万円ほどになる。これは一つの例として挙げさせていただきました。

このトイレトレーラーに関しましては、小中学校体育館エアコンの設置と同様に、総務省「緊急防災・減災事業債」の仕組みが使える。地方交付税交付金算入率は70%となる。この事業債は令和7年度までで終了するが、政府は令和8年度から同様の事業を実施する予定である。購入をしたほとんどの自治体が、ふるさと納税の仕組みなどを活用し、クラウドファンディング等を行い、地元企業や住民の皆様からの支援を受けています。

トイレトレーラーの利点ですけれども、災害時に快適なトイレを提供できる。個室のためプライバシーが確保される。大容量汚水タンクで1,200から1,500回の利用ができる。電源がなくてもソーラーバッテリーで稼働する。タンクの水がなくなり、その場で補充できない場合、水源があるところに移動して水を補充できる。このようなことがあります。私も実際に見学に行ってきました。非常に快適な、いわゆる本当に町の施設の中にあるトイレと同じように快適に使えます。

ということで、質問事項①ですけれども、本町の防災に係る指針と対策をお聞かせください。

2番目として、8月の集中豪雨の被害状況を受けて、治水対策の進捗状況を教えてください。

続いて、質問事項の3、バリアフリーの町づくりについて。誰もが暮らしやすい町づくりが大切です。バリアフリー社会を推進することは、自治体の大事な使命であります。私自身の自戒を込めてのことですが、何がバリアになるかということを理解し、何ができるのか、どういう視点が必要となるのか考えていくことが大切であると思います。これは、この質問をするに当たって、私も図書館でいろんな本を借りてだとか、いろいろ調べたのですけれども、あまりにも自分自身が分かっていない、知らなかったなというような反省をしました。

10月23日の町の敬老会では、手話通訳士の方が誠実に職務に当たり、すがすがしい印象を受けました。バリアフリーという言葉を取り上げても、大変に広い範囲にまたがりますが、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく、本町のバリアフリーの町づくりについての基本的指針、具体的な施策をお聞かせください。

この一般質問をすることになったきっかけでもありますが、車椅子を利用されている方から、「外出の際に最も気になるのがトイレのことです。トイレの不安があると、外出をためらってしまいます。町の中の車椅子で利用できるトイレ、いわゆる多目的トイレがどこにあるか地図上で分かると助かります」。ちょっと補足ですけれども、「インターネット上でもバリアフリー情報を発信しているサイトがありますが、検索が煩雑なのと、正確ではないようで利用しづらい」、そのような声も聞いております。町の中の車椅子で利用できるトイレのある公共施設を教えてくださいませんか。また、公共施設だけでなく、民間の施設、飲食店なども含めて、一覧あるいはマップにすることは可能でしょうか。

また、国は建築物のバリアフリー基準を強化する今後の方針を示しています。世界130か国以上が加盟している国際NGOであるDPI（障害者インターナショナル）の日本会議は、「車椅子利用者トイレを建物各階1か所以上設ける、将来的には2か所以上とすることも検討してほしい」、趣旨ですけれども、このような提言をしています。

補足ですが、令和3年4月に改正、施行されたバリアフリー法の改正ガイドラインにより、今後は機能分散型のバリアフリートイレが増えることが望ましいとされています。

そこで、質問4点あります。バリアフリーの町づくりについての本町の基本的な指針や施策についてお聞かせください。

2点目、民間施設なども含めて、車椅子で利用できるトイレの一覧表、マップの作成は可能でしょうか。

3点目、今後の公共施設建設に当たっての本町の車椅子利用者トイレの設置に関する町の考えをお聞かせください。

4点目、参考資料、これ私いろいろな本あるいはインターネットで調べたという意味なのですが、参考資料には、バリアフルな街角の事例が多数挙げられていますが、高齢の方や体の不自由な方の移動の円滑化を促進するための道路、歩道、駐車場、施設内の通路などに関する町の取組

をお聞かせください。

以上の質問になります。答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。順次、答弁願います。

質問事項1、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校体育館へのエアコンの設置についてと、質問事項2、町の防災施策についてと質問事項3、バリアフリーの町づくりについてのうち、①、バリアフリーの町づくりについての本町の基本的な指針や施策についてと、③、今後の公共施設建設に当たっての本町の車椅子利用者トイレの設置に関する町の考えを篠崎総務政策課長に、質問事項2、町の防災施策についてのうち、②、8月の集中豪雨の被害状況を受けての治水対策の進捗状況についてと、質問事項3、バリアフリーの町づくりについてのうち、④、高齢者や体の不自由な方の移動の円滑化を促進するための道路、歩道、駐車場、施設内の通路などに関する町の施策についてを福島建設課長に、質問事項3、バリアフリーの町づくりについてのうち、②、民間施設などを含めて車椅子で利用できるトイレの一覧表、マップの作成は可能でしょうかを稲村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校体育館へのエアコンの設置予定の種類でございますが、今年度、これから整備設計を進めていくところですが、福田小学校及び月の輪小学校の体育館へ設置予定のエアコンについては、熱源は電気式の置換型空調を予定しております。置換型空調とは、室内機・室外機が一体となっており、換気も同時に行う空調になります。滑川中学校体育館については、熱源はガス式の輻射式パネル、エアコン併用型での設置を予定しております。

次に、質問事項2、町の防災施策についてのうち、①、本町の防災に係る指針と対策でございますが、能登半島地震をはじめ、南海トラフ臨時情報、町内の豪雨災害と住民の災害に対する不安も高まり、災害対策を早期に進めなくてはならないと感じております。今後、地域防災計画も踏まえ、初動マニュアル、ハザードマップの見直しなどを行ってまいります。防災対策については、住民への早めの周知を図るようにし、防災無線やホームページ、SNSを活用し、気象情報や防災情報を伝達し、早めの対策、避難ができるように進めてまいります。

次に、②、8月の集中豪雨の被害状況を受けての治水対策の進捗状況でございますが、防災を所管している人権・自治振興担当での対応としましては、早期に防災無線で気象情報を伝えるなど、早めの情報提供に努めてまいります。また、指定避難所である月の輪小学校へ近隣住民の車の待避場所確保を行い、加えてドラッグストアへの駐車場利用について、災害協定を締結できるように話を進めているところでございます。

次に、質問事項3、バリアフリーの町づくりについてのうち、①、バリアフリーの町づくりにつ

いての基本的な指針や施策についてでございますが、第5次総合振興計画では、第1章、「誰もが生涯安心して暮らせるまちづくり」の中で、高齢者や障害者だけでなく、児童や外国人などの社会的に弱い立場の人たち全てが社会に参加できる福祉の町づくりを推進しています。特に、公共施設の整備に当たっては、あらゆる人が暮らしやすい環境に配慮したバリアフリー化に努めます。

次に、③、今後の公共施設建設に当たっての車椅子利用者トイレ設置についてでございますが、④の施設内の通路に関する町の取組も併せてお答えします。公共施設のバリアフリー化を推進するに当たっては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき整備を進めてまいります。これらの法令では、廊下、階段、傾斜路、トイレ等において細かな基準が定められております。車椅子使用者に配慮したトイレについても基準を参考にしながら、施設の種類や規模に合わせた設置を計画いたします。また、トイレだけでなく、駐車場から出入口、施設の利用全般において、車椅子使用者が快適に利用できる施設の整備に努めます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、西宮議員の質問にご答弁いたします。

初めに、質問事項2、町の防災施策についてのうち、②、8月の集中豪雨の被害状況を受けての治水対策の進捗状況を教えてくださいについてでございますが、建設課においての状況をご報告いたします。

まず、豪雨直後に、被害による町道等の補修作業です。中尾、伊古、山田、菅田、和泉、羽尾地内において、道路ののり面補修や水路の補修等を計10か所で実施いたしました。側溝の詰まりを直す清掃作業を羽尾地内で3か所実施し、みなみ野、月輪地内でも依頼済みで、実施待ち状態でございます。

次に、雨水対策になりますが、道路側溝蓋のグレーチング蓋への交換を月輪、月輪区画整備地内を含む箇所59枚行いました。雨水マンホール蓋のグレーチング蓋への交換を月輪、みなみ野地内で各5枚、計10枚行いました。また、大雨時冠水注意の道路面への注意喚起表示を滑川高校西通線アンダー部分と、電車庫南関越道交差部に施工いたしました。

今後の予定でございますが、みなみ野地内において除じん機の改修と、歩車道境界ブロックへの冠水防止型グレーチング蓋の設置、月輪地内において道路横断グレーチング側溝の設置と、歩車道境界ブロックへの冠水防止型グレーチング蓋の設置を予定しております。

次に、質問事項3、バリアフリーの町づくりについてのうち、④、高齢の方や体の不自由な方の移動円滑化を促進するため、道路、歩道など町の取組をお聞かせくださいでございますが、町の道路設計はバリアフリー法に沿った「埼玉県道路設計の手引き」を基準にしております。近年の道路

整備においては、歩道付きの道路の場合、セミフラット型の歩道を整備しております。以前は、歩道が車道に比べて一段高いマウントアップ型の歩道で整備するのが一般的でしたが、歩道に上がる際に容易なセミフラット型が現在の基準でございます。歩道内の舗装については、水たまりがでにくいよう、可能な限り透水性舗装を施工しております。

また、1級河川滑川に架かる市場橋の架け替えを整備する際には、橋の高さが高くなり、橋と現道とのすりつけ部分の勾配がきつくなることから、橋の工法を見直し、比較検討し、バリアフリー法の基準内となる勾配5%の範囲に収まるように工法を決定いたしました。今後も新規の町道整備や改修の際は、バリアフリーを意識した整備をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、西宮議員の質問事項3、バリアフリーの町づくりについてのうち、②、車椅子で利用できるトイレの一覧表、マップの作成について答弁いたします。

町では、障害者による情報に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第4条の地方公共団体の責務の規定に基づき、第4次滑川町障害者計画で、障害のある人が地域で安全に安心して自立した豊かな生活を続けるために、情報コミュニケーションの充実など、個々の特性や障害に配慮した総合的な町づくりを推進すると基本方針を定めております。

今回、ご質問いただいた車椅子で利用できるトイレの一覧表の作成については、さきに述べた町の基本方針により、関係施設のご理解とご協力をいただきながら、順次一覧表を作成し、町のホームページで情報の発信、提供に努めてまいります。

また、マップの作成につきましては、車椅子トイレだけを特化したマップの作成は難しいものがございますが、今後、町が作成する様々なマップについては、車椅子で利用できるトイレをピクトグラム等で表示するなど関係部署に依頼し、調整を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、再質問お願いします。

○6番（西宮俊明議員） ご丁寧な答弁、大変にありがとうございます。

質問事項1についての再質問であります。近年、技術革新が進み、体育館のエアコンも大変高性能になっていると聞いています。今のご答弁でありました小学校の置換型空調も従来のエアコンより優れている、また中学校の輻射式パネルは風が起らないなどと聞いていますが、優れている点、特徴など、分かる範囲で具体的に教えていただけますでしょうか。

そして、これは町民の皆様からの素朴なご質問ということで、令和7年度中に設置をするという

ことで、そういう計画であるということで、令和8年3月の卒業式にはエアコンが稼働している体育館で迎えることが実現できますでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁いたします。

まず、小中学校体育館に設置するエアコンの優れた点、特徴でございますけれども、従来は混合空調と言われるものが使われておりまして、冷房はできますが、吸熱はできないため、多くのエアコンが必要でございました。しかし、置換型空調は従来から比べて20から30%の省エネ効果があると言われております。従来は、上からエアコンの風を送り室内の空気を混合して温度を均一化するため、大きなエネルギーが必要でありましたが、置換型空調は下から吸気し、室内の必要な部分だけ冷やし、汚れた熱気を上から排出する形になります。特に、空調の立ち上がり時間も早く、体育館の床から2メートルの部分までを冷やし、冷気が部屋に行き渡るとのことです。災害時の避難所として利用した場合にも、隅々まで新鮮な空気が行き渡ります。暖房についても、下から送風されるため、足元のほうに温風が流れるため、底冷えも解消すると言われております。

次に、輻射式パネルのエアコンは、冷房は人や物の輻射熱を吸熱し冷やしていく方式であり、暖房は遠赤外線を高速で人や物に伝播する方式になります。イメージとしては、家庭用オイルヒーターを大きくしたものと考えていただければというふうに思います。

次に、令和8年3月の卒業式はエアコンが稼働しているかということでございますが、エアコンの設置については来年度中としておりますので、令和8年3月の卒業式には稼働できていると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがとうございます。

これは要望ということですが、9月議会で宮前小学校体育館建て替えについて説明をいただきました。町の総合的な将来計画に基づいて進めていることは重々に承知しております。町民の皆様の実情な思いとして、体育館建設時期を一日でも早くということをお願いします。これは、要望ということでもあります。

続いて、質問事項2に関しましてですが、町の防災に係る指針と対策をお示しいただき大変にありがとうございます。また、8月の集中豪雨直後からの補修作業の説明をしていただきました。参考に、今までの作業にかかった費用と、今後の予定に想定される費用を教えてください。これは、町はこれだけの費用をかけて行っているということを知りたいと思つての質問になります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、西宮議員の再質問にご答弁いたします。

今までの作業にかかった費用と、今後想定される費用についてでございますが、8月集中豪雨の補修、清掃及び雨水対策の費用は約930万円になります。

また、今後の費用につきましては、今議会の補正予算に計上させていただいておりますが、雨水対策工事として4,000万円、除じん機の改修工事として200万円、合計で4,200万円を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） ありがとうございます。ぜひ補正予算が成立して、一日も早く作業が進むことを祈ります。

続いて、こちらは大塚町長の見解をお聞かせいただければと思っております。

9月議会でトイレトレーラーの導入について質問をさせていただき、現時点で導入することは難しいということは重々に承知しております。しかしながら、今後、自治体間の共助という観点からも、本町の防災に係る将来計画として、トイレトレーラーの導入について検討していただきたく、このことについて大塚町長の見解をお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 西宮議員の将来計画としてのトイレトレーラー導入について、町の考え方に対しての町長としての答弁を申し上げます。

今年1月1日に発生した北陸能登地震において、トイレトレーラーの活躍をテレビ報道で見たときに、これが全ての避難所あるいは下水機能が破損した地域に配備ができればさぞかし力強い支援になるなと感じました。その後、いち早く9月議会において、西宮議員から一般質問をいただきましたので、役場の中でも実際に討論した経緯があります。また、自分なりにネット検索などで調査した段階で、ご指摘のとおり、こういったトイレトレーラーを持つ自治体のネットワーク化が図られていることも知り、我々もいずれそういった仲間に入り、相互に支援、協力をする時代も近いのではないかと感じた次第です。

また、現地で援助活動をした滑川町と災害支援協定を結ぶ民間機関の方と現地報告をいただいた中でも、実際に現地へ赴いた救助活動の中で、特に、トイレに難儀したという経験、話を聞いております。

さて、実際の導入についてですが、西宮議員から今回も導入に対する手段、手法等もお聞かせいただき、また一番のネックであるふだんの管理方法、もしくは実際の利用方法等もご教示をいただ

いているわけですが、私の考えでは、その導入前にまだまだ滑川町として防災体制の準備を整えなければならぬものがあると考えております。

埼玉県知事の大野知事がよく言われますように、「トップリーダーの一番の肝煎り政策は防災である」、私も何度となく知事の話聞く中で、まさに町民の生命・財産を守ることに主眼を置かねばならないと就任以来痛切に考えている次第です。

滑川町の喫緊の課題として、災害に強い町づくりを考える上で、現在の町組織の中の職員対応を含め、防災に特化した危機管理体制を早急に構築し、常に災害に対する備え、日頃の訓練を含めた実践的な防災体制をつくらねばと考えております。

防災に対する予算は限りがなく、考慮できるだけでも莫大な予算がかかります。あくまでも想定した災害に対する準備体制に予算を投入する関係上、使わなければこしたことはないわけですが、どうしても予算化に及び腰になってしまう嫌いがあります。あればいいなという準備ではなく、なくてはならないものから早急に準備に入る、そこからしてまだまだできていない状況でございます。

しっかりと防災体制をつくり上げる中で、備品類等については、その必要性、管理方法、使用方法を含めて、様々な検討をされていく中で、いずれはトイレトレーラーの配置等の構想が出来上がると思います。導入時期は明言できませんが、言い方を変えれば、ある程度の町の防災体制が出来上がった時点ではないでしょうか。まずは足元をしっかりと固めることが先決と考えております。

西宮議員に、今回もトイレトレーラーの導入に対してすばらしい提案をいただいております。一生懸命前向きに考えていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大塚町長から、大変に理解のあるご答弁をいただきまして、本当に心から感謝いたします。

また、町の防災ということで、今、町長の答弁をお聞きしましての感想ですけれども、今、本当に国も防災に関しては喫緊で力を入れていかなければならないということで、さらに防災減災、国土強靱化、大きな予算を使っていく。それから、もう一つ、防災庁を新しくつくっていくというようなそういう動きもあります。そういう中で、大塚町長がもう先見というか、町でもそういうことを考えられているということに対して、本当に敬服を申し上げます。本当にありがとうございました。

では続いて、バリアフリーの町づくりについての再質問になります。バリアフリーの町づくりの基本的指針、公共施設建設に当たってのバリアフリー化の説明もいただき、大変にありがとうございます。大きな公共施設であるコミュニティセンターの新設が待たれる時期に当たり、誰もが快適に利用できるすばらしい建物ができることを願っております。

道路整備に関しても様々なことを考えて、バリアフリーを意識した整備を行っていただいていることに感謝いたします。

また、車椅子で利用できるトイレの一覧表の作成の前向きな検討に感謝いたします。さらに将来的には、ピクトグラム等での表示なども関係部署との調整の下で実現できることを期待しております。

そこで、最後の再質問になりますが、福祉の町づくりを進めるためには、建築物、道路などハード面の整備を進めるだけではなく、障害者の気持ちに寄り添ったバリアフリーが重要だと思いますが、町ではどのようなことを考えて実施しているかお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、西宮議員の再質問に答弁いたします。

西宮議員ご指摘のとおり、福祉の町づくりを推進するためには、ハード面の整備はもちろんとして、整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供等のソフト面での対応を進めるとともに、高齢者、障害者等に対する無理解、偏見、差別をなくしていくことなど、いわゆる心のバリアフリーが重要となってまいります。そのためには、町では障害者等理解促進研修・啓発事業に取り組んでおります。その一つが、町内の障害者福祉事業所や施設のご理解をいただきながら、事業所等で製作している作品や障害者個人の作品の展示や、障害者福祉の関心と理解を深めてもらうため「ふくしのかたち展」を開催しております。今年も本日12月3日より12月9日までの障害者週間に合わせて、コミュニティセンターで開催をしておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。

また、中学生のボランティアによる障害者用駐車場の塗装プロジェクトも実施し、障害者駐車場の理解と適正利用の周知を図っております。今後も、高齢者や障害者等に対する無理解、偏見、差別をなくし、一人も取り残すことがないように、心のバリアフリーにも積極的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがとうございました。

いずれの質問に対しましても、一つ一つ丁寧な答弁をいただき大変にありがとうございました。

以上で、私の質問を終了させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時45分）

再開 (午後 1時00分)

○議長 (吉野正浩議員) 再開いたします。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長 (吉野正浩議員) 通告順位2番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

[13番 内田敏雄議員登壇]

○13番 (内田敏雄議員) 13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

1、空き家対策について。空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にある管理不全空家等の区分が新設されました。これに伴い、法に定める指導、勧告に加えて、町が管理不全空家等に対して報告徴収権を有することになりました。勧告を受けた特定空家の敷地について、固定資産税の住宅用地特例を解除することもできるようになりました。また、今年4月からは、相続登記の義務化されたことも空き家対策の推進に追い風になると思います。

そこで、質問させていただきます。町内の空き家の状況 (地域別件数、その中で町外の方の所有している件数、その他特徴的なこと等) について教えてください。

②、空き家等に起因する苦情や相談の窓口はどうなっていますか。空き家等に関する対策の実施体制 (役割分担、組織体制、窓口連絡先など) はどうなっていますか。

③、適切な管理の促進についてはどのような施策を行っていますか。

2番、高齢者の犯罪被害防止について。最近、マスコミ報道では、匿名・流動型犯罪グループのニュースが連日のように取り上げられています。また、町内で集会所の空調室外機が盗難に遭うという事件や、小学校に不審者が侵入するといった事件があったと聞きました。町内においても体感治安が悪化しているように感じています。

滑川町では、令和2年の高齢化率は23.4%で、高齢者の独り暮らしは、令和4年で964世帯、高齢者2人だけでは1,142世帯だそうです。高齢者の独り暮らしは隙が生まれやすく、家族世帯に比べると犯罪被害のリスクが高い傾向にあるそうです。

高齢者の単身者は、体力や判断力の低下に加えて孤立しやすい環境下にあるため、犯罪のターゲットにされやすいそうです。警視庁のホームページによると、刑法犯認知件数のうち高齢者が被害者となった件数は、平成14年のピーク時には22万5,000件でした。その後、刑法犯認知件数全体の減少とともに高齢者の被害件数も減少し、令和3年は5万7,000件となりました。一方、刑法犯認知件数に占める高齢者の被害件数の割合については、21年の10.3%以降一貫して増加しており、令和3年では16.6%となっています。このような状況を踏まえて、町の施策をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。順次、答弁願います。

質問事項 1、空き家対策についてを福島建設課長に、質問事項 1、空き家対策についてのうち、②、空き家等に起因する苦情や相談の窓口、空き家等に関する対策の実施体制についてを関口環境課長に、質問事項 2、高齢者の犯罪被害防止についてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、内田議員の質問に答弁いたします。

初めに質問事項 1、空き家対策についてのうち、①の町内の空き家の状況（地域別件数、その中で町外の方が所有している件数、その他特徴的なこと等）について教えてくださいについてでございますが、滑川町では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、現地訪問により外観調査を実施する空き家実態調査を実施しております。調査対象は専用住宅とし、課税データを用いた所有者情報、上水道の給水停止状況等の調査結果を反映し、現地訪問による調査対象とする住宅を抽出しております。

最新の調査は、令和 4 年 1 月 1 日を基準日として調査を行っております。まず、課税データによる抽出を行い、専用住宅 6,313 戸抽出し、上水道の給水停止等の事前調査結果を反映し、現地訪問による調査対象件数 215 件を抽出しました。建設課職員による現地での外観調査の結果、136 戸を空き家と判断いたしました。

地域別件数は土塩 10 件、うち町外所有者 8 件、山田 10 件、うち町外所有者 7 件、福田 10 件、うち町外所有者 10 件、和泉 6 件、うち町外所有 3 件、伊古 9 件、うち町外所有者 5 件、中尾 6 件、うち町外所有者 3 件、水房 4 件、うち町外所有者 4 件、都 3 件、うち町外所有者 3 件、月輪 46 件、うち町外所有者 39 件、羽尾・みなみ野 32 件、うち町外所有者 22 件となり、合計 136 件、うち町外所有者 104 件になります。

特徴的なことについては、月輪地区 46 件のうち 35 件が六軒地区、羽尾・みなみ野地区 32 件のうち 9 件が羽三地区と、既存の住宅地に比較的空き家が多いことが見受けられます。

次に、②の空き家等に起因する苦情や相談の窓口はどうなっていますか、空き家等に関する対策の実態はどうなっていますかでございますが、町では寄せられる空き家を起因とする相談、苦情への対応のため、総合的な相談窓口を建設課都市計画担当としております。担当では、様々な空き家に関する問題を幅広く受け付け、相談、苦情等の内容の聞き取り調査を行い、精査、把握した上で、各課担当への取次ぎを行っております。各課担当へ引継ぎ後、現場確認、各担当による専門的な調査を行い、問題解決へ向けた対策を実施しております。

次に、③の適切な空き家の促進についてはどのような施策を行っておりますかでございますが、空き家を起因とする衛生、景観、防犯、防災等の問題化を事前に予防するため、空き家所有者または管理者の方へ適切な維持管理の実施について、窓口、町広報紙、ホームページで周知啓発を行って

おります。

また、空き家所有者等から管理に関する相談を受けた場合は、滑川町シルバー人材センターと締結する空き家等適正管理に関する申合せに基づき、所有者等と滑川町シルバー人材センターの取次ぎを行い、有料とはなりますが、見回り、報告、除草、植栽の剪定等を行う空き家管理業務の締結を推進しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員のご質問、空き家対策のうち、空き家に起因する苦情や相談について答弁をいたします。

空き家対策について環境課で所管しておりますのは、空き家で繁茂する草木が近隣にお住まいの方々にご迷惑をかける場合や、アライグマなど害獣がすみかとし、近隣住民に迷惑をかける場合の対応について、地権者を調べお願いする等を行っております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、高齢者の犯罪被害防止についてでございますが、現在、全国的に一般家庭、個人宅を狙った侵入窃盗が発生し、不安に感じている方が多いと思います。このような一般家庭、個人宅を狙った侵入窃盗への対策として有効性が高いのは、各家庭での防犯対策と考えます。対策としては、在宅時でも玄関や窓の鍵を施錠する、窓に防犯フィルムを設置する、複数の鍵を取り付けることなどが挙げられます。

町では、このような被害に遭わないための対策や、犯罪発生情報を広報紙や回覧、ホームページ、SNS、LINEで周知しております。

また、犯罪被害や未遂の事案が発生した際には、防災無線やSNSで注意喚起を行っております。警察署とも連携し、パトロールの回数を増やす等の対策を講じております。

単身高齢者が狙われるケースが多い傾向であることから、高齢介護課とも連携しながらチラシなどを配布し、被害防止を図っていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。まず、空き家対策のほうから再質問をしたいと思います。

空き家といっても、所有者にとっては資産として保有しているケースもあると思うのです。そう

いうものは比較的管理されていて、問題がないのかなとは思うのですが、いわゆる管理不全空家の実態というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、内田議員の再質問にご答弁いたします。

今回の法改正の概要というか、肝なのですが、所有者の責務強化ということで、改定後は、国、自治体の施策に協力する努力義務が生じますということです。これについて、特定空家、管理不全空家に特定空家というのがあるのですが、特定空家については、倒壊等著しく保安上危険がある、②として著しく衛生上有害である、③として適切な管理が行われず著しく景観を損なっている、④として周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状況、ということが特定空家というふうにとらわれております。

管理不全空家というのは、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれがある状況ということで新たに設けられたものと把握していますが、この滑川町の場合、空き家対策等の基準と管理不全空家等及び特定空家等判断基準等が現在まだございません。県に問い合わせたところ、この基準はなかなか難しく、今年度、埼玉県が特定空家や管理不全空家等に対するマニュアルを作成中だということ伺いました。今後は、県や近隣市町村の動向に注意しながら、役場内の関係他部署とも調整していったって進めていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 空き家の管理について、シルバーのほうを紹介しているというお話があったかと思うのですが、シルバーのほうでの管理というのはどのような、主な内容というのですか、そういうものが分かったら教えていただきたいのですが。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、内田議員の再質問にご答弁させていただきます。

先ほども少し触れたのですが、滑川町シルバー人材センターと空き家等の適正管理に関する申合せというものを締結しております。その中で有料とはなりますが、見回り、報告、除草、植栽の剪定等を空き家管理業務として締結していただいております。

ちなみにですが、令和5年度空き家状態チェックということで18回、空き家の草刈りということで、令和5年度36件の報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 今回の空き家についての質問なのですが、私のところに何件かちよ

っとその苦情みたいな話が持ち込まれていまして、やはり一番のあれは管理されていない空き家で、やっぱり植栽の件が多いのです。やっぱり植木が伸び放題になって隣の家まで侵出しているとか、あるいは電線にかかりそうで心配なのだけれどもみたいな話も聞いているのですが、いわゆる特定空き家にまでその認定されるほどにはなっていないけれども、放置されている空き家ですか、言ってみれば管理不全だと思うのですけれども、そういうところに対して、役場として、自治体がどういうふうに関与しているのかということを知りたいところなのですが。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時21分）

再 開 （午後 1時21分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、内田議員の再質問に答弁いたします。

環境課のほうは、先ほども言ったように、空き家ということで起因する苦情とか相談があるのですけれども、先ほど言ったように、隣の家に樹木の越境だとか動物だとかがあるのですけれども、ただそこは、もともとが空き家ではなくて現状で住んでいる家でさえもそういった状況もありますので、特に空き家での苦情はどのくらいだとかというのはあれなのですけれども、ただ事例とすると環境課のほうでやっていることなのですけれども、例えば動物がそこをすみかにしてしまっているような状況のときには、勝手に環境課のほうでその家に入って行ってわなを仕掛けるというのはなかなかできないので、苦情を言っているその隣のお宅にお話しして、そのお宅のほうにわなを仕掛けて、そういった害獣等を駆除するためにご協力を願っているというようなことはございますけれども、あとは特に環境課として空き家だからというような特別な対応というのはしてございません。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 今もちょっと出ましたが、その害獣の話も何か所か、直接ではないのですけれども、害獣のすみかになっているような話も聞いていますけれども、そういうところに対して自治体が積極的に関与ってなかなか難しいのでしょうか。近くにいらっしゃる持ち主の方にお話しすることはできるかと思うのですけれども、町外の方とかそういうところになると、なかなか難しいのかなと思うのです。

本当は、そういう放置された空き家をそのまま放置のまま残すということ自体が問題なのではないかなというふうに私は考えておりまして、そういう放置されていると思われるような空き家につ

いて、自治体が積極的に関与していくということはできないのかなというところなのではけれども。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

先ほどもちょっと言わせていただいたのですが、なかなかこの基準というのが曖昧で難しいところがありまして、その辺を含めて今年度に県のほうがマニュアルを作成中ということなので、その基準等のマニュアルが定まれば、少し踏み込んだ関わりもできるかなと思っております。

あとは個別でそういうのがあれば、管理不全空家とか特定空家に指定する前段で所有者をできる範囲で見つけて、関係部署から通知等でその是正について通知していただくようなことができます。今後は、その埼玉県のマニュアルができた段階で、また関係各課と調整を進めていきたいと思えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 今、県のほうで、その特定空家の認定のための基準を、マニュアルを作成しているということなのですが、確かに私の調べた範囲では、この近隣でも特定空家が指定されているという話は聞いたことがないので、まだこれからのことなのだろうと思うのですが、現実的に法的に特定空家を認定して、それに対して行政が直接手を出すというようなことは、かなり現実問題としてはハードルが高いのだろうなというふうに思います。

ただ、そういうシステムが出来上がったということが、この法律の改正で言えると思うのです。だから、そういうことを、今法律がこういうふうになって、場合によっては自治体からその空き家を壊すように指定というか、命令になるのかどうかよく分からないのですが、行政用語がどういうふうになっているかよく分からないのですが、特定空家を撤去をさせることもできますよみたいな話で上手に使っていただいて、できるだけその放置された空き家というものを発生させないようにしていただきたいというのが私の要望であります。

続いて、次の質問に移らせていただきます。高齢者の犯罪被害抑止についてなのですが、最近、11月の防災無線で、何か窓ガラスを開けようと、侵入しそうな不審者が見つかったというような防災無線で注意喚起の放送がありました。それ以外にも、先週、町内でSUVの車が盗まれたというような話も聞いています。9月には歩いている女性が男に急に腕をつかまれたというような事件が町内で発生したというようなことも聞いています。そういうふうな話がいっぱい町民の方に流れていまして、非常に体感治安が悪くなっていると思っているのは私だけではないと思うのです。そういう中において、確かにいろんな防災無線で注意喚起とかなんか出ているのですが、町がもっと対策をもう一步踏み込んだところで、自治体として対策は取れないのかなというのが私の感想です。

特に、独り暮らしのお年寄りとか、お年寄りの話、集まると最近、匿流型の犯罪の話題がすぐ出てきまして、匿流型の犯罪って、私もそうなのですが、テレビでニュースなんか見ている、どんな人が狙われるのか、どこで目をつけられているのかとか、全然報道なんかを見ていると分からないのです。だから、余計に近所のお年寄りなんか不安を感じているのではないかと思うのですけれども、そういうことを踏まえた上で自治体として何かやるというようなことは考えていないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

まず、高齢者に限らず多くの方が不安に思っているということは、町のほうでも把握をしております。そんな中で、高齢者が多く参加する寿学級、社会福祉協議会で実施していますいきいきサロンなどの事業においても、そういったことを周知をしております。

また、先ほども答弁で申し上げましたけれども、高齢介護課と連携して、民生委員、児童委員、それから区長会、警察や消防、郵便局を構成員としている高齢者見守りネットワークによる在宅の高齢者の見守り等も実施しながら犯罪の防止を図っていきたくと考えております。さらには、防災メールや防災無線など定期的に流すなど実施していくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 防災無線だとか機会あるごとに注意喚起をされているということは、重々私も承知しております。そのためのご努力もされているのだろうとは思いますが、昨年の2023年の埼玉県の治安、刑法犯の認知件数というのが発表されて、その中で先日ユーチューブを見ていたら、埼玉県の危険な地域と順位というのがあって、その中で滑川町14番目に危険だと、治安が悪いところだというふうに言われていました。その数字は埼玉県警の統計から持ってきた数字というふうに書いてあったので、間違いはないのだろうと思うのですが、正直言って滑川町のような、市野川から南のほうはかなり都会化されていますが、大半はまだまだ田舎と言われるような地域でありまして、その中において14番目というのはかなり多いほうだろうというふうに思っています。前にも何回か防犯対策については質問をさせていただいています。その中で多少よくなったりなんかしているときはあるのですが、年によっては25番ぐらいまで下がった時期もあったのですが、一番悪いときには7番目ぐらいまで悪くなっていると。よくそういう話をすると、滑川町は駅が2つもあるからだというような話が出てくるのです。駅が2つもあることがもし原因になっているのであれば、駅にそれなりの対策をすればいいのではないかとこのように思うのは、私だけなのでしょうかとこのように思いますが、必ずその防犯の話で出てくるのは、やっぱり防犯カメラの話で、私以外の方の一般質問の中でも防犯カメラの設置を増やしたほうがいいのでは

ないかみたいな話は何回か出ていると思うのです。そのたびにプライバシーの問題がどうのという言い訳になっているのかなというふうに私には聞こえたのですが、例えば駅前の広場であるとか、駅のところに設置してある駐輪場であるとか、滑川町の犯罪を見ると自転車泥棒というのか、何か自転車の盗難の件数が結構多いのです。そういうところに防犯カメラを設置するだけでも、随分改善できるのかなというふうに思うのですけれども、その防犯カメラについても、もうそろそろ市民権を得ているのではないかなというふうに思っています。

現実には、今この匿流型の犯罪で、国は対策として防犯カメラの設置の補助を増やすというようなことも言われていますので、その辺の防犯カメラに対する考え方は、まだ変わらないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、駅が2つあるということで自転車の盗難等が一番犯罪率が高くなっているというふうに感じております。

防犯カメラの設置の件でございますけれども、現時点では防犯カメラを設置する予定はございません。防犯カメラ設置に当たっては、町内全体に満遍なく防犯対策が講じられるよう設置箇所を選定する等、検討のほうが必要であると考えております。

また、個人宅、一般家庭を狙った侵入、窃盗への対策としては、各家庭での防犯カメラ設置が有効であることから、街頭へのカメラ設置と各家庭での防犯カメラ設置等への補助を比較検討する必要がありますと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 揚げ足を取るようで申し訳ないのですが、各家庭での防犯カメラの設置というお話が出まして、秩父市は各家庭での防犯カメラの設置に対して補助金を出しているのです。滑川町もそのようなことも考えていくということはあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

個人宅への防犯カメラの設置補助でございますけれども、先ほども申し上げましたが、今後、近隣市町村、それから、県内の市町村等のそういった事例も検討しながら、今後進めていければなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 防犯カメラの話はその辺までにしておきまして、自治体としてできること

ということで、さっきの注意喚起なのですけれども、それ以外にも、やはり前ほかの議員の方の一般質問の中で出ていた挨拶運動であるとか、そういうものも多分犯罪の予防につながるものだと思うのですけれども、いわゆる町のコミュニケーションが廃れてきているというような話を、前、私は一般質問でさせてもらったことがあるのですが、そのコミュニケーションを町が取り戻せば防犯力も上がるのではないかと思うのですけれども、例えばそういうことを具体的に何か推進していくというようなことは考えていないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員のご質問に答弁いたします。

住民が集まる機会でございますけれども、町として今後いろんな形でイベントを組んでいたり、また地域においてもコロナのほうも大分落ち着いてきたということもございますので、また地域のほうでそういった行事等を組んでいただいて、それに地域住民が参加できるような工夫をしていただいて、コミュニケーションのほうを図っていただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 私が申し上げたのは、自治体としてのコミュニケーションを活発化させるための施策を講じないのかというお話で、地域の方がやるときにお手伝いしますではなくて、自治体が能動的にそのコミュニケーションを上げていくということの施策は考えていないのですか、あくまで地域のお手伝いだけなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時38分）

再 開 （午後 1時39分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

先ほども申し上げましたとおり、地域において活性化するような行事を組んでいただいて、町はただお手伝いとかいうことではなくて、サポートはしていきますけれども、あくまでも地域の方でそういった行事を組んでいただいてコミュニケーションを取っていただければというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 先ほどのコミュニケーションの問題、朝の挨拶運動のこともそうなのだと思います。けれども、これから特に寒くなるので、どうしても家の中で過ごす時間が高齢者の方も増えると思うのです。そういうのをできるだけ、外に、遠くに散歩に行かなくてもいいので、家の周りだけでも外に出ていくだけで、やっぱりコミュニケーションって取れると思うのです。あそこの方、隣の方が庭で何かをやっていたという、それもコミュニケーションの一つだと思うので、そういうことを推奨するような運動とかが自治体でできるのではないかなというふうには私は考えておりまして、そういう意味でもっと積極的に地域の方がコミュニケーションを取る機会が増えるような何か施策を講じていただきたいなという願いをしまして、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時55分とします。

休 憩 （午後 1時41分）

再 開 （午後 1時55分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位3番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。11番、谷嶋稔。

1、小規模事業者支援対策、創業支援について。小規模事業者は、地域の商業機能としての役割と地域のコミュニティ、自治会など地域活動の役割を担っているとされておりまして。滑川町商工会も実際上記の役割を担っているため、多くの人に滑川町で起業化、創業していただいて加入していただくことが、町の発展のために必要だと考えます。

一方、埼玉県令和6年（1月から9月）の倒産件数は225件、去年より56件増えております。原因としては、コロナ禍でのゼロゼロ融資の無利子3年間の期間が終わりに近づいたこともあります。

最低賃金大幅アップも大きいかもしれません。大企業は耐えられると思いますが、人材を雇用しなければ成り立たない個人の飲食店やサービス業などは価格に転換できなければ大変厳しいと思われれます。

ほかにもいろいろな要因があったと思われれます。小規模事業者支援法には、商工会は記帳指導や財務経理の指導に加え、小規模事業者の経営分析や事業計画の策定、新たな販路開拓や支援を位置

づけています。小規模企業振興基本計画（第2期案）では、地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備並びに国、地方公共団体、支援機関との連携強化が記載されております。

令和3年経済センサス活動での調査によると、小規模事業者、滑川町336件、嵐山町459件、ときがわ町408件、吉見町455件になります。滑川町商工会は、会員数、令和2年313件、令和3年317件、令和4年336件、令和5年345件、令和6年344件。会員脱退（廃業と思われます）は、令和2年17件、令和3年4件、令和4年4件、令和5年11件、令和6年15件。創業者数（商工会の創業塾から創業した人、会員になっていただける人）、令和3年5件、令和4年5件、令和5年6件であります。商工会創業塾の受講数は、令和3年25名、令和4年22名、令和5年13名、令和6年24名受講しています。

上記を踏まえて質問させていただきます。1、滑川町では、町で起業化したいと考えている人に、今までどのような起業化支援、創業支援を行ってきましたか、お伺いしたいと思います。

2、現在、滑川町で活動している小規模事業者に対して、今までどのような支援対策を行ってきましたか、教えてください。

3、他の自治体と比較すると、人口の割合から考えますと、小規模事業者数が少ないと感じますが、町として現実をどのように捉えていますか。過去、滑川町に商店街をつくる計画はなかったのですか。

4、商工会創業塾を受講される人が多くなりますと、創業する人が増え、町の発展に寄与すると考えられます。受講者が50人増えると10人ぐらい創業する人が増えるかもしれません。受講者数を増やすためには、創業塾の募集の宣伝を商工会だけではなく、町としても滑川町のLINEや広報紙なめがわでも募集宣伝をしたほうがよいのではと考えますが、どのようにお考えになっておりますか。

5、今後、仮に商工会を脱退（廃業）する人が10人、創業者が5人と仮定しますと、1年間で5人会員数が減ります。現在の会員数を維持するためには、10人の創業者が必要です。滑川町の人口が今後横ばいとして、地域の担い手である小規模事業者が減れば、地域の活力が低下します。町の発展のためには、これ以上小規模事業者数を減らすことはできません。町からの商業支援委託料として100万円商工会に入っておりますが、他にも小規模事業者を増やす対策を町としてどう考えておられますか。

6、滑川町には、現在多くの中小企業、小規模事業者がたくさんあります。中小企業を取り巻く環境は、去年と比較しても、とても厳しくなっております。町としては企業のバックアップとして、今後どのような支援策を考えておりますか。また、滑川町の20年後、30年後、中小企業、小規模事業者、商業、工業の未来をどのように描いておられますか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。

質問事項1、小規模事業者支援対策、創業支援についてを服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、谷嶋議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、小規模事業者支援対策、創業支援についてを答弁させていただきます。

最初に、①の起業化支援策、創業支援策の状況についてですが、令和元年度に町と商工会の両方で新設し、認定を受けました認定創業支援等事業計画を契機に、商工会内に創業支援窓口を開設し業務を推進しており、令和3年度からはさらに進めた形である創業塾と銘打った創業支援セミナーを行ってきました。

令和3年度と令和4年度は、年間4回の創業塾を開催、令和5年度には、年間4回の創業塾と10回の創業者個別相談を開催しております。今年度においては、創業塾の前提として、創業の基本を学ぶ創業セミナーを1回開催した後に、5回の創業塾を開催しました。さらに、創業後の方を対象とした滑川町起業家意見交流会を今年度中に4回開催する予定となっております。

また、創業塾は、国から認定を受けた特定創業支援事業の対象であり、4日間以上受講された方には、町で受講証明書の発行を行っております。受講証明書が発行された創業者の方には、創立設立時の登録免許税が軽減される等の有益な制度となっております。

次に、②、小規模事業者に対し、どのような支援策を行ってきたかについてですが、町の支援策については、商工会が指導する中小企業者に対し、事業継続に伴う融資資金の利子補給事業や中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度による優遇措置をコロナ前から実施していました。コロナ禍においては、地方再生臨時交付金を使い、滑川町小規模事業者等継続支援金、滑川町小規模事業者等事業再生構築応援金、滑川町燃料費等高騰対策事業者支援金、滑川町原油価格物価高騰対策事業者支援金といった支援策をコロナ禍の4年間で実施してきました。さらに、令和2年度から町と商工会の両方で申請した経営発達支援計画に基づいた様々な相談業務を商工会が行うことで、小規模事業者に対する各種支援を行ってきました。

次に、③、小規模事業者数についてと商店街計画についてですが、商工会にも確認しましたが、もともと商店街が形成されてこなかった町ということもあり、近隣自治体と比較して会員数が少ないと感じていますが、近年の商工会の努力によって年間数社という規模にはなりますが、会員数が増加している状況となっております。

次に、商店街計画についてですが、ベイシアとカインズが建設された当時に、ベイシアと同一敷地内に独自の建物を建設し、その中に商工会の商店が複数入居する計画があったが、白紙となったと聞いてございます。

次に、④、創業塾募集の宣伝についてですが、受講者募集のチラシについては商工会から依頼を受け、各行政区に向けた全戸配布や広報でお知らせしていました。また、共同主催者である商工会

ホームページのお知らせ欄にも掲載されています。今後、町の公式LINEも含めた広報活動を今後も実施したいと考えていますが、共同主催者である商工会とも連携し、よりよい周知、宣伝方法について考えていきたいと考えております。

次に、⑤、小規模事業者を増やす施策についてですが、地道な活動にもなりますが、商工会と連携し、国・県・近隣市町村の動向も踏まえながら小規模事業者対策を講じていきたいと考えております。

次に、⑥、企業をバックアップする今後の支援策についてですが、町では10年ごとの計画として、滑川町総合振興計画を公表し、計画に基づいて各種事業を展開しています。現在の計画である第5次総合振興計画の中でも、商工会など関係機関との連携による経営相談、経営指導の充実を図っていくほか、国・県などの各種支援制度を活用した事業者の経営基盤強化と経営の安定化への支援を行っていく必要があると記載しており、今後も商工会と連携し、総合振興計画に基づき随時修正等を行いながら企業支援の推進をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧なご答弁ありがとうございます。商売をこれからなさる人によく聞かれるのですけれども、やはり滑川町には場所がない、店舗がない、そういったことを聞かれるのですけれども、ほかの自治体ですと道の駅のようなものがあるのですけれども、今後ともそういった道の駅のようなものをつくることは考えてはいないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、谷嶋議員さんの再質問に答弁させていただきます。

現総合振興計画の2つ前に当たる第3次総合振興計画作成時に、住民アンケートがございました。その中で、買物環境が不便であるとの回答が多くあったことから、道の駅を含めた商業施設について協議したことが平成10年代の初めから中頃にかけてあったようでございます。この場所については、ベイシアとカインズがあるエリアでございます。当時のことにはなりますが、開発に伴う規制等の改正や地元のメリット等の総合判断により道の駅を抜かした商業施設計画となったようでございます。今後の道の駅の計画の検討については、総合振興計画等の上位計画で判断するものと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 商売を始めようと考えているときに、やはり土地を借りて店舗を造るとなると、大きな金額がどうしても必要になってくるのです。個人ではとても難しいと思うのですけれ

ども、今、滑川町で何か利用できる建物、貸してあげられるような建物は滑川町にはないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、谷嶋議員さんの再質問に答弁させていただきます。

現在、公共施設等でお貸しできるような建物はないというふうに認識しております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 商工会のホームページも大変今見るとよくできてはいるのですが、これから創業支援の募集などのことを考えると、もう少しホームページをパワーアップしたほうがいいと思うのですが、そういったときに、ホームページをきれいにしたりパワーアップするときに予算をつけてもらえるかどうかお聞きしたいのですが。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、谷嶋議員さんの再質問に答弁させていただきます。

町から商工会へ交付する補助金は、交付要綱によって交付されてございます。要綱に沿った必要経費であれば、該当すると考えております。

ホームページ改修とかの必要な際には、商工会のほうから提案があるものと考えておりますのでよろしくをお願いします。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 今現在ですと、創業をなさる人は、どちらかというと自宅で商売なさる人がとても増えてきているのです。最近、私が知っている限りでも、創業した人の大体11件ぐらいは自宅で創業なさっているのですが、また今後増えると思うのですが、自宅で創業すると一番苦慮するのが宣伝なのです。どうしても自宅ですと目立つ場所がないので、なかなか宣伝に苦慮するのですが、そういったときに商工会と町が協力して助けてあげることができればいいのですが、例えばさくらまつりとか滑川まつりのときに、別に滑川まつりとかさくらまつりのときに物を売るわけではありませぬので、そういったときに無料で場所を提供してあげて、宣伝の場所を貸してあげるとか、そういったことはできないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、谷嶋議員さんの再質問に答弁させていただきます。

積極的な町のPR活動は、町長からも指示を受けております。観光協会のホームページやインスタグラム等で今年度は多くの記事を掲載してきました。月1回から2回のペースで今年度十五、六回程度行ってございます。それに伴いまして、インスタのフォロワー数も伸びているというふうに担当のほうから聞いております。

町のPR活動という側面を持った新規開店情報というような広報活動は行えるのではないかなと個人的には考えてございます。情報をお寄せいただいた中で検討し、可能であれば行っていければなというような考えも持っております。

次に、町で行う各お祭りについて、これは商工会との連携により成り立っているものでございます。商工会の会員になっていただいた事業者さんであれば、商工会からの応援もあり、円滑に進むものとも考えられます。

また、各お祭りは、出店者数も多くなっており、今後は出店者数を抽せんにより決定するというようなことも起きるのではないかなというふうに考えているところもあります。そのような時期になっているということでお考えいただければと思います。

出店が可能かどうか含めて、商工会や滑川まつりの実行委員会、この中で協議が必要な質問でもございます。商工会の皆さんは、商工業者の方が活気づくのは町が活気づく一つの要素でもございます。協議が必要な事項でもありますので、今後の課題とも考えておりますので、ご理解のほういただきたいと思います。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） これは要望なのですけれども、小規模事業者は地域を支えております。自治会、お祭りなどコミュニティーになくってはならない存在です。引き続きご支援をお願いして、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（吉野正浩議員） 次に、通告順位4番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 議席番号12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

1番、月輪球場の利用について。①、月輪球場の利用は、滑川総合高校野球部、以下同校と呼ばせていただきます、にほぼ独占されているイメージがありますが、先日、月輪球場のほうに様子を

見に行った際は、軟式野球チームの試合に使われておりました。実態はどのようになっているか教えていただけますでしょうか。

②、グラウンド整備につきましては、同校でやっているようですが、同校との間に何か取決めのようなものはあるのでしょうか。

③、月輪球場は、硬式野球ができる比企地域内では数少ない球場の一つです。しかし、ホームベース後方のネットの高さが不十分でありまして、打球が場外に飛び出してしまう危険性があります。このため使用に制限がかかっているようです。同校では、練習試合時にはバッティングゲージを設置して、球が場外に出ないように工夫をしておりますが、本来ないものがあるわけですので、試合にも少なからず影響があるものと思われれます。見た目にも決してよいものではありません。単純にネットを高くできればベストですが、他の方法も含めて制限なく野球ができるように検討はできないのでしょうか。

④、町内球場は見た目も大事だと思いますので、色落ちしているバックスクリーンについては濃い緑または黒で塗る。また、カウントボードは、昔のままストライク、ボール、アウトの順になっておりますので、これを正規の順番に直すということをしていただくことはできないのでしょうか。

⑤、月輪球場では同校の練習試合を観戦することができますが、現在でも町外からの来訪者も含めて結構な人数が観戦しております。同校は県内における強豪校であるとも言えます。もっと観戦しやすい環境を整えれば観戦者も増え、町内活性化の一つにすることもできるのではないかと思います。どのようにお考えになるのでしょうか。

⑥、同校を再び甲子園にと思っている町民は少なからずいると思われれます。町として盛り上げることを考えてもよいのではないかと思います。どのようにお考えになりますでしょうか。

続きまして、2番、公園等のトイレ整備についてでございます。①、前のところでご質問させていただいております月輪球場でございますが、この月輪球場は訪れる人も多いのですが、トイレは昔ながらのもので、男女兼用であることから、特に女性は使いづらく、近くのコンビニエンスストアまで行っているとのこと。利用者に不便をかけているということはもちろん、町外からの訪問者も多いことを考えますと、今のままでは恥ずかしいなというふうに思います。利用者数も勘案して、適切なサイズの多目的トイレを併設したものにリフォームするべきだというふうに考えますが、どのように思われれますでしょうか。

②、都第一公園についても特にサッカーの練習でよく使われておりまして、利用者数もかなり多いと思われれます。ここのトイレの状況は月輪球場と全く一緒でありまして、この公園の近くにはコンビニエンスストアもないことから、事態はより深刻であるというふうに考えます。月輪球場同様、トイレのリフォームが必要だと思われれますが、どのように思われれますでしょうか。

③、滑川町には駐車場付きの公園はほとんどないというふうに認識しておりますが、小規模のサークル等の活動を考えますと幾つかあるとよいと思われれますが、どのように思われれますでしょうか。

④、ある程度広範囲の人たちが集まる公園には、トイレが必要だと思いますが、公園にトイレを設置してもらう場合、その設置費用及びトイレ清掃を含む運用費用は誰が負担することになりますでしょうか。

質問は以上でございます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。順次、答弁願います。

質問事項1、月輪球場の利用についてのうち、①、月輪球場の利用状況についてと、③、月輪球場を硬式野球で使用する場合の制限についてと、⑥、滑川総合高校野球部への応援の在り方についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、月輪球場の利用についてのうち、②、滑川総合高校とのグラウンド利用の取決めについてと、④、バックスクリーンの塗り替え、カウントボードを正規の順番にすることについてと、⑤、試合観戦しやすい球場施設の整備についてと、質問事項2、公園等のトイレ整備についてを福島建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の1番、月輪球場の利用についてのうち、①、月輪球場の利用の実態についてでございます。月輪球場につきましては、その利用頻度としては、滑川総合高校の野球部が最も高くなっております。滑川総合高校の野球部からは、月ごとに利用予約を提出していただき利用していただいております。他団体の利用といたしましては、各軟式野球チーム、地元地区のグラウンドゴルフ、中学校の学校総合体育大会、いわゆる夏の大会や新人戦、町の野球連盟や比企地区の中体連の大会など利用がしばしば見受けられます。また、この中には、毎月定例の利用もあるため、中西議員のご質問にもあるとおり、決して滑川総合高校野球部のみが利用しているわけではございません。なお、他団体の利用が滑川総合高校野球部の予約と重複した際には、可能な限り他団体が利用できるように、教育委員会事務局の担当のほうで調整をさせていただいております。今後も月輪球場が、広く有効に活用できるよう、適切な利用管理に努めてまいりたいと考えます。

続いて、質問の3、月輪球場における硬式野球の利用についてでございます。月輪球場における野球での利用についてですが、中西議員のご質問にあるとおり、軟式野球については特に制限はありませんが、硬式野球についてはその打球の飛距離からファールボール等による硬式ボールの球場外飛び出し防止対策として、バッティングゲージの使用により利用可とするといった利用制限を設けております。

その経緯でございますが、令和2年度中に月輪球場北側に位置します町道258号線、こちらの本格的な供用開始及び近隣での保育園の開設に伴い、硬式野球の利用における事故が危惧されたことから始まっています。硬式ボールが球場外に飛び出し、走行中の車両や歩行中の人、また保育園の

園児や職員に当たり事故が発生する可能性が考えられたことから、硬式での利用を禁止することも視野に入れ検討を始めました。この事故を防止するためには、中西議員がおっしゃるように、球場周囲の防球ネット、こちらの高さをかさ上げするなどの対応が必要となります。ただ、これには、既存の防球ネットの支柱の延長、天井ネットの新設、また新たに高さを確保した防球ネットの再設置等、いずれにしても数千万円から億単位での莫大な費用がかかり、早急の対応が困難であったからでございます。

当時、滑川総合高校の校長、教頭、野球部顧問と滑川町教育長、教育委員会事務局の担当とで協議を行い、利用方法を模索した結果、バッティングゲージを使用してボールが場外へ飛び出さないようにできれば、球場の利用可ということといたしました。したがって、硬式野球の正式な大会等には使用できない状況となっているのが現状でございます。また、このときに町内でも調整会議を開き、建設課等とも協議を行い、様々な方法での施設整備による対応を検討いたしました。事故防止の効果と整備費用の予算措置の両観点から、施設整備での早急な対応が困難とのやはり結論になり、現在の利用制限を設けさせていただきました。

町としては、町道利用する方々、近隣の保育園の方々の安全を最優先に考えた結果の選択であり、その対応策となっております。現在、防球ネットの新設については、町全体の施設整備計画から鑑みると、優先順位は低く、費用対効果の面からも早急な着手は困難であると考えています。今後も施設整備等による公式ボールの飛び出し防止策が確保されるまでは、現在の利用制限を継続していきます。

質問6、同校を再び甲子園にという思いから、町として応援することはということの答弁をさせていただきます。滑川総合高校は、町内唯一の高校であり、教育委員会としても様々な機会を通して連携を図り、ご支援、ご協力をいただいているところでございます。現在も町内の各小中学校に訪問していただき、学校間交流を行ったり、以前は滑川中学校吹奏楽部との合同の演奏会、こういったものも実施しておりました。

また、同校の野球部については、毎年、夏の大会前に壮行会が開催されているのですが、これには町から町長、議長、教育長の3名が来賓として招待され、野球部の健闘を祈り、激励をいただいているところでございます。

同校には、多くの部活動があり、野球部だけ特別に支援や盛り上げをとというのは困難であると考えています。しかし、野球部が再び甲子園に出場となれば、過去に出場したときのように、その注目度は高く、全国規模での周知となります。滑川町の知名度も上がり、町の宣伝効果や活性化にもつながるものと考えます。その際には、教育委員会のみならず、町全体での支援を検討し、甲子園での同校の検討を町を挙げて応援したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の質問にご答弁いたします。

質問事項1の月輪球場の利用についてのうち、②、グラウンドの整備は同校でやっているようだが、同校との間に何か決め事のようなものはあるかについてでございますが、月輪球場の管理につきましては、グラウンド利用団体であります滑川総合高等学校野球部の父母会と、毎年度、月輪球場グラウンド内管理に関する覚書を締結しております。内容については、グラウンドの整地等の整備、芝刈り及び除草作業、施設の清掃、また競技を行う上で危険と思われる軽微な補修等についても実施していただいております。町では父母会で管理できない施設、植栽等の管理と、砂・土等の補充を行っております。グラウンドの維持管理、補修の実施に当たっては、高校側と町で相談し、円滑な維持管理及び運営に努めております。

次に、④の町営球場は見た目も大事なので色落ちしているバックスクリーンは濃い緑または黒で塗り、またカウントボードは昔のままストライク、ボール、アウトの順になっているので、正規の順番に直すことはできないかでございますが、まず1点目のバックスクリーンについてですが、設置目的としまして、投手が投げる球に対して、打者、捕手等の視認性の確保のために設置されております。現在設置されている施設については、経年劣化による色あせ、さび等も見受けられます。町でも施設の状況については把握しているところでございますが、施設の安全面、利用頻度等により優先順位を定め、施設の修繕、更新作業を実施しております。過年度におきましては、劣化、破損したダッグアウト内のベンチの更新、グラウンド散水設備の更新、ホームベース等の更新作業を実施しております。また、本年度についてはダッグアウト施設の一部塗装、補修等の作業を予定しております。現状、バックスクリーンを含むほかの施設の更新については、各利用団体からの要望を把握できておりませんが、今後も利用者ニーズを把握し、計画的な更新作業に努めてまいります。

次に、2点目のカウントボードの表示方式の変更でございますが、この施設は、滑川総合高校の所有及び管理施設であるため、町で変更はできません。カウント表示付得点板として、町への占用物件として設置されております。

次に、⑤の月輪球場では、同校の練習試合を観戦できるが、現在でも町外からの来訪者も含め、結構な人数が観戦している。同校は県内における強豪校とも言える。もっと観戦しやすい環境に整えれば観戦者も増え、町内活性化の一つとすることもできるのではないかと思うがいかがかでございますが、滑川総合高校を含めた各団体の試合等で、観戦者はバックネット裏付近で観戦する方が多く、現時点で観戦者数に対しての容量は満たしているものと認識しております。また、外野スタンド等での観戦も可能なことから、観戦環境の整備の計画は現在ございません。

次に、質問事項2の公園等のトイレ整備のうち、1の月輪球場のトイレについてですが、月輪球場は大規模工場の建設に伴い、工場を再配置促進法の適用を受け、通産省による補助金を利用し建設し、町営月輪球場として設置されました。当初は、くみ取り式のトイレを使用しておりました。

平成13年に新設工事を実施し、水洗トイレとなりました。平成27年には、本下水に接続し、現在に至っております。清掃については、滑川総合高校野球部で実施していただいております。現時点での多目的トイレを含めたリフォームの計画はございません。

次に、都第一公園のトイレについてですが、都第一公園は、埼玉県の企業局による東松山工業団地の開業とともに設置されました。その後、県より町に移管され、都市計画法に基づく都市公園として供用開始されております。

公園内のトイレにつきましては、公園開設当初より設置されております。清掃については、シルバー人材センターに委託しております。こちらの施設のトイレは、公園利用者に限らず、東松山工業団地を利用する企業の方々など不特定多数の利用者がおり、利用者によっては使用法が悪く、清掃等の維持管理に苦慮している状況もございます。そうした中で、トイレのリフォームを含む建て替え等の更新については、施設の利用環境を含む将来の維持管理費用の観点から検討が必要になると考えております。現時点での明確な時期を定めた更新計画はございません。都第一公園の施設全体の老朽化も進んでいるため、将来的な公園全体の改修時にはトイレの更新も含めて計画をしてまいりたいと思います。

次に、質問事項2の3、滑川町には駐車場付きの公園はほとんどないが、小規模サークル等での活動を考えると幾つかあるとよいと思うがについてでございますが、町内に設置されている建設課所管の公園については、都市公園法に基づく都市公園である都第一公園に駐車場が整備されておりますが、その他の公園は周辺の居住街区を対象として設置された街区公園で、駐車場が整備された公園はございません。都第一公園は、グラウンドを有する運動施設としても整備されているため、駐車場が整備されておりますが、その他の街区公園については、設置目的が周辺街区内の居住者が容易に利用できる公園、おおよそ半径250メートル以内の周辺住民が対象と位置づけられております。そのため駐車場の整備はされてございません。

公園内に駐車場を設置した場合、自動車での休憩を目的とした利用者など外部からの不特定多数の方が利用することが想定でき、公園の環境、防犯面からも課題があると考えます。このようなことから、街区公園に駐車場の整備計画はございません。今後も住民の皆様には安心安全な公園の環境づくりにご理解をお願いさせていただきます。

次に、質問事項2の④、ある程度広範囲の人たちが集まる公園には、トイレが必要だと思うがについてでございますが、ご質問にございます公園は、街区公園が対象として答弁させていただきます。

先ほどの答弁と重複しますが、街区公園にはおおよそ半径250メートル以内の街区内の居住者が容易に利用できる公園として位置づけられております。そのため利用者は、周辺にお住まいの方々を想定しており、公園には主に手洗い場、遊具、植栽等が整備されております。公園にトイレを設置した場合、不特定多数のトイレを目的とした利用者の増加が想定でき、路上駐車や夜間のトイレ

利用等による防犯上の問題など数多く想定されます。このようなことから、町としては居住者のための街区公園にはトイレを設置しておりません。また、今後も設置予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。それでは、質問をさせていただきます。

1の①で月輪球場の予約については、高校以外の団体にも積極的に貸し出しているというお話でしたので安心をしました。特に重複しているときには譲ってもらっているということですので、使い方としては適切であるというふうに思いました。

また、グラウンド整備につきましては、高校の父母会と覚書を締結してやっているということで、こちらのほうもきちんとした取決めの下でやられているということで安心をいたしました。このグラウンド整備は、結構ハードで大変なことなので、同校で担っていただけるのであれば、これは大変ありがたいことであると思いますし、これは言わばウィン・ウインの関係にあると思いますので、引き続きそのように進めていただきたいと思います。

③のところの月輪球場の使用制限のところなのですが、ネットを高くするというのをしようとすると、数千万円から億かかるということですので、これは現実的ではないということはお分かりました。それで、ではほかに手だてはないのですかということをお考えたいのですけれども、これについても検討はしていたということですが、具体的にどのような案があったのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員の再質問に答弁をさせていただきます。

当時、検討した方策としましては、先ほど答弁の中でもお話ししたとおり、まずは今ある防球ネットの上にかさ上げをする、追加をする方法が一つ、それから今ある防球ネットの間に、それぞれ天井を張る感じ、イメージですか。防球ネットに天井ネットをつけるというパターンと、それから防球ネットそのものを建て替える、再設置をするといった、その3パターンの方法を検討させていただきました。

いずれにしても、先ほどご答弁したとおり、ちょっと金額は正確には覚えておりませんが、数千万円から億単位の費用がかかるということで、なかなかこれはすぐ着手できませんという結論に達したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 天井のネットを張るということですが、具体的にどういうふうにする

るのかというのは、やり方はちょっと詳しくは分からないのですけれども、高校のところのグラウンドの野球場というか、野球スペースを見ると、やはり天井のところネットが張られています。同じようなことをやろうとしたらどうなのかということ言われているのだと思うのですけれども、高校の施設としてどのぐらいかかったか分からないのですけれども、できているものを同じようにやるだけで、かなりの金額がかかるということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

高校で設置している天井ネットというのがちょっと自分もイメージできないので、どういったものかというの分からないのですが、月輪球場で検討したときの天井ネットというのは、バックスクリーンと防球ネットの間に新たに支柱を何本か立てて、ダイヤモンドまでは行かないのですけれども、その上に、本当に天井にネットを張るといふそういう形で場外への飛び出しを防ぐというそういうやり方がありますということで検討させていただいた次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） すみません。ちょっとしつこくて大変恐縮なのですが、その天井のネットを張るのに、支柱を立てようとする結構かかるのだと思うのですが、現状のままでその上にネットを張るといふのはできないということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

天井ネットについては、今のバックネットに張るのでは範囲が狭くて、場外への飛び出しの防止にならないということで、それは却下になりました。また、今の球場の周囲を取り囲む防球ネット、それに天井ネットを張るといふのは、かなり範囲が広いので、これも技術的に難しいということで、天井ネットに関しては新たに支柱を立てなければなりませんということで検討させていただいた結果ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。さらに、大変恐縮です。このやり方というのは、単にその方法がないかということは、プロの方に見ていただいたということでよろしいのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○12番（中西文寿議員） そうだということですので、続けさせていただきます。

次に、④のところなのですけれども、④のところについては、優先順位を決めて対応していますということで、まだその順番に来ていないですというお答えだったというふうに認識しました。これについては、ということであれば特によろしいのかなと思いますので、もしそれが優先順位が高いのであれば、そのように伝えてくれということに要望者には言っておきたいと思います。

次に、⑤のところのですけれども、観戦しやすい環境を整えよということなのですけれども、確かに見るだけ、観戦するだけという観点では、そのとおりだと思います。今で十分なのかなというふうに私も思います。

ここで質問したかったことは、言葉足らずで大変恐縮なのですけれども、たくさん人が集まるので、例えば、移動販売車に来てもらったりとか、そうすれば物をいろいろ買ってもらったりとかすることができるようになるので、そうすると人もさらに集まってくるということも考えられる。それが町内の活性化につながるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう観点で町のほうで何か協力してあげるといことはできないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の再質問のほうにご答弁いたします。

今、移動販売車等ということでおっしゃられたのですが、大変恐縮なのですが、移動販売車の呼び方等、その辺のノウハウが建設課のほうではちょっと一切今ある状況ではありませんので、今後、観光部局だとか商工会のほうに相談しながら、そういうことができるのであれば、その辺も調査研究してまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。⑥のところについては、おっしゃるとおり、どうして野球部だけなのというのは容易に見当はつくとか、想像できることなので、おっしゃるとおりなのかなというふうにも思います。

それで、ただその壮行会に町の三役の方にも参加してもらってとかということで、町としては応援しているのだよということを出していただいているということなので、これはとても心強いなというふうに思いました。町としては、主導してやっていけないけれども、町民のほうからこういうのが盛り上がってくれば、それをサポートすることはできるということによろしいですね。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

きます。

町民の中で、また町の中で、そのような動きがあったときにつきましては、教育委員会のほうとしても、できる限り支援のほうをさせていただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。次に、公園のトイレのほうに移らせていただきたいと思います。

まず最初に、月輪球場のトイレについてなのですけれども、こちらについては現在計画はしないということなのですけれども、それはどうしてなのかというと、ごめんなさい、ちょっとよく分かっていなかったのですけれども、予算的に難しいということでもよかったのでしたっけ。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の再質問にご答弁いたします。

先ほどのバックスクリーンの関係と同じなのですが、優先順位を決めて施設のほうは整備更新をしまいであります。また、人それぞれ感じ方は、いろいろだと思うのですけれども、比較的最後に改修してから、まだ本下水につないでから10年たたない状況ですので、なかなか今の段階で改修するのは難しいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。②の都第一公園のほうも月輪と一緒にというふうに認識をしていたので、月輪球場が駄目だというお話だったので、都も駄目なのかなと実は思いながら聞いていた。いや、こちらのほうは、将来的には検討も必要だというふうに認識していますというお答えだったので、この月輪球場と都第一公園との違いは何なのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の質問にご答弁いたします。

月輪球場については、先ほど申しましたが、13年建設、平成27年に最後に本下水に接続工事で工事を実施しております。

都第一公園のほうは、昭和57年に供用開始され、それから、ある程度私の知っている範囲だと便器の交換等は行っておりますが、全体的なそのトイレ自体は当時のままずっと使っております。その辺を鑑みると、月輪球場と都第一グラウンドでは、築年数がかなり違いますので、都第一公園には、これも現在明確な時期を定めた計画はございませんが、公園全体の施設の老朽化も進んでいきますので、将来的には全体の改修時にはトイレも含めて計画をしまいたいということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） よく分かりました。月輪球場のそのトイレについてですけれども、それは現状どうなっているかということは見られていますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員のご質問にご答弁いたします。

定期的に職員のほうが、公園については巡回の点検や確認作業を行っております。私も4月に建設課長になってから、月輪球場のほうですと2回なり3回ぐらいは行っています。公園の中では、滑川高校の野球部の子どもたちが掃除をしてくれていますので、比較的きれいに掃除されている公園と私は認識しております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。月輪球場のトイレについては、今、実はいろいろと今質問させていただいたのですけれども、一番やらないといけないのかなというふうに私はちょっと思っています。それは、やはり町外の方もかなり来られて、実際に観戦したりとかするわけですが、実際、練習試合で町外の方というか、町外の高校が来たりとかするわけですが、それらを考えても、ちょっと滑川町のあのトイレはいただけないなというふうに思うのですけれども、そのようにはお感じにならないですか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 中西議員のご質問に、建設課長、答弁いたします。

個人の認識、感じ方でいろいろだと思うのですが、月輪球場に対して、私も子どもがサッカーとかやっていた関係で、いろんなグラウンドとか、そういうところに出向いた経験はありますが、月輪球場に対して、そのようなひどい感覚は私個人では持っていません。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

最後に、③のところ、駐車場付きの公園についてですけれども、都市公園が対象だということで、そもそも都市公園がそんなにないんだということだと認識しました。それで、その都市公園の必要性というのがあるのではないかなというふうに思っております。南箕輪村というところが長野県にあるのですけれども、この南箕輪村というのは長野県で人口増加率が1位だそうです。

それで、ここは子育て支援が充実していて、これは滑川町と一緒になのですから、あとコミュ

ニティー活動が活発だそうです。これによって高齢の方の率というのも低いそうなのですけれども、かなり移住してきた方が長く住まれる、移住もすごく多いという村だそうなのですけれども、何といてもコミュニティ活動が活発だということにして、その源というのは、公園だったりとか子どもの遊び場だったりとかという、こういうものが充実しているということなのです。

そういう観点で考えていくと、滑川町についても、給食の無償化ですとか、医療費の無償化だとかというそういう制度面ですごく先を行っていて、子どもも増えてきているという状況にあると思うのですけれども、今後はだんだんそれはほかの市町村に追いつかれてくるので、今度は中身で勝負していかないといけないのだと思うのですね。

ほかのところでも充実してくれば、滑川町としても今まで無償化にかかってきたお金というのが国等から出てくるわけなので、その分ほかのことに使いますということになると思います。それは、ぜひ遊び場だとか公園だとかというふうに使ってほしいなというふうに思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 3時03分）

再 開 （午後 3時03分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

小柳副町長、答弁願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、中西議員さんの質問に答弁をさせていただきます。

議員、ご指摘のとおり、今後、国から市町村のほうに入ってくる交付税含めた、補助金も含めた金額ですけれども、こういったものがかなり増えてくるという状況になれば、その分の財源については、町としてはいろいろなものに使っていくことができますので、当然、おっしゃられた内容についても計画の一つには入ってくるかと思えます。

ただ、あらかじめ申し上げておきますけれども、町として課題としているものというのは相当ございます。やはりその中で優先順位をつけながら、一点一点解決をしていくという方法に変わりはございませんので、その辺だけご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 大変ありがとうございました。

以上で、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 明日4日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣言

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会いたします。

（午後 3時05分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第244回滑川町議会定例会

令和6年12月4日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	大林具視

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第244回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問よろしくお願いたします。

まず1点目は、土塩ふれあい祭りでの町長の選挙活動についてお伺いしたいと思います。10月20日土塩運動場で土塩地区ふれあい祭りが行われました。この祭りは地域の交流などを目的に22回目を迎え、この日も70名近くが参加して盛大に行われました。そこに参加された方から次のような訴えがありました。大塚町長は来賓でお見えになり、ご挨拶を行いました。その挨拶で2つのことをお話しされました。1つは、10月27日に行われる町制40周年記念の集会の件、もう一つが「私は山口晋の総括責任者をしている。山口晋をよろしくお願したい」ということでした。町長は運転手つきの黒い車で来たので公用車だと思う。選挙中にそういう話をするに違和感を感じたということです。

町長にお聞きします。この話は本当ですか。もし本当だとすると大変大きな問題であると思われ

①、1つは、町長という立場で選挙の依頼をするということは選挙法で禁止されている公務員の地位利用に当たる疑いがあるのではないのでしょうか。

②、2つ目は、公務で行かれたとなると公務の中での選挙活動となります。それは町長として公平でなければならない政治的中立性が失われたことになるのではないのでしょうか。この挨拶が行わ

れたのは既に衆議院選挙が公示され、1週間後には投票日を迎えるという日です。公職選挙法で公示中の拡声器を使つての選挙活動も制限をされている時期です。

今回の埼玉10区の小選挙区では、立候補が前回同様2人で自民党と立憲民主党の一騎打ちという極めて厳しい選挙戦が繰り広げられていました。もし、そのような挨拶を行ったとすれば、ふれあい祭りの場が選挙活動に使われたこととなります。地元の実行委員会等当事者にも迷惑がかかることとなります。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目が条例制定後設置された太陽光発電施設の管理が適切かという問題です。令和4年4月に滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例、及び設備の設置及び管理に関する条例施行規則が施行されました。条例の施行後3件の太陽光発電の設備が造られ稼働を行っています。その施設の現状についてお伺いします。

第1、福田3496の1、福田228の2の施設についてお伺いします。町太陽光条例の施行規則第19条に、保守点検、ア、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行うこととあります。ところが、いずれの施設も草がぼうぼう生えておりました。雑草で怖いのは火災が発生する問題です。今年4月15日仙台市の西仙台ゴルフ場メガソーラー発電所で発生した火災は、草地約4万平方メートルを焼いて約22時間後に鎮火するという大火災でした。パワコンから火が出て、それが下草に引火し大火災になったのです。町は事業者に対して、雑草対策についての計画をただし、直ちに実行を迫る必要があるのではないのでしょうか。

さらに、福田228の2に至っては、条例で言う第13条、事業者は、太陽光発電事業の着工から撤去するまでの間、外側の公衆から見やすい場所に規則で定めるところにより標識を設置しなければならないとありますが、草をかき分けて探しましたが、標識は見当たりませんでした。これは明らかに条例違反ではないのでしょうか。

次に、昨年暮れに説明会を行い、最近稼働を始めた月輪西荒井地区の太陽光発電施設です。外観の問題から住民からの要望で、事業者はパネルの前にレッドロビンを植栽することになっていきます。ところが、現在、植栽したレッドロビンが既に枯れているところが多く見受けられました。事業者も認めている植栽の維持管理について、町は問いただし、今後の計画など確認する必要があるのではないのでしょうか。

また、撤去費について、この事業者は、P P Aについては制度上積立ではない。そのため事業として安定して利益を生み出すことが重要と考えるし、会社としての経営状況を適宜開示していくことが大切と考えているとしています。町はどのような形で、経営状況について確認していくつもりなのか、お伺いします。

事業者は、工事に起因し道路が破損した場合は、修理等適切な対応をしておりますが、工事が終了した現在、この報告を受けていますか、お伺いします。

かねてから指摘しているように、この場所はもともと田んぼであり水はけが悪いところです。施

行規則でいう調整池、地下浸透施設等が正常に機能するよう維持管理をすることについて、どのような対策が行われているか伺います。

現在の条例には、このように撤去費用、維持管理に関して様々な事業者に義務づけがされていますが、それを担保する条項がありません。条例改正に当たっては、次の条項を加える必要があるのではないのでしょうか。

①、事業者は、撤去費用の確保、積立てについては、補償金の金融機関への預入と損害賠償責任保険に加入しなければならない。事業者は毎年その状況を町長に報告をしなければならない。

②、事業者は、保守点検計画、維持管理計画、撤去及び処分計画等及び太陽光発電設備の用途廃止後における措置を作成しなければならない。

③、その計画に基づき保守点検や維持管理を適切に行わなければならない。

④、施設の現状や管理状況及び実施内容について年1回（雑草対策については年3回以上）町長に報告をしなければならない。

3つ目が、広報なめがわに載った自衛隊高等工科学学校試験募集案内は職業安定法違反ではないのかという問題です。町の広報なめがわ11月1日号募集ページに載った自衛官採用試験案内の中に、陸上自衛隊高等工科学学校生徒の募集案内がありました。応募資格が男子で中卒（見込み含む）17歳未満の方とあります。職業安定法には、学生生徒などの職業紹介などについて、公共職業安定所は、学校教育法に規定する学校の学生もしくは生徒または学校を卒業し、または退学した者の職業紹介については、学校と協力し、学生生徒などに対し、雇用情報、職業に関する調査研究の成果などを提供し、職業指導を行い及び公共職業安定所間の連絡により、学生生徒などに対し紹介することが適当と認められるできる限り多くの求人を開拓し、各学生生徒らの能力に適合した職業にあっせんするよう努めなければならないとあります。陸上自衛隊高等工科学学校は、中学校卒業後に進学する自衛隊の学校で、高校と同様の一般の授業もありますが、自衛隊特有の訓練があり、身分は自衛隊員扱いで、卒業後は自衛隊に入隊することが方向づけられています。つまり、自衛隊に入隊するための高校です。自衛隊について十分な理解がない生徒、学生に対して、町がこのような募集記事を広報に載せることは職業安定法に違反していると思われるのですが、町のお考えをお伺いします。

また、中学校では、この募集について承知し、職業に関する調査研究の成果を提供をどの程度行っているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。

順次、答弁願ひます。

質問事項1、土塩ふれあい祭りでの町長の選挙活動についてを大塚町長に、質問事項2、条例制定後設置された太陽光発電施設の管理が適切かについてを関口環境課長に、質問事項3、広報なめがわに載った自衛隊高等工科学学校試験募集案内は職業安定法違反ではのうち、このような募集記事

を広報に掲載するのは職業安定法に違反するのではないのかについてを篠崎総務政策課長に、質問事項3、広報なめがわに載った自衛隊高等工科学校試験募集案内は職安法違反ではのうち、中学校における広報掲載募集案内の承知並びに対応についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

時間も大分あるようですから、全てをここでお話ししたいと思います。私、毎朝4時過ぎに起きるのですけれども、今朝何となく見ていたテレビの占いが、もしかしたらと思ったのですけれども、予想したとおり、私の星座であるかに座は12位でございました。いわゆる最下位です。ただ、運勢内容には、厳しい叱責にストレスが倍増、理不尽な対応には立ち向かう勇気をという内容でございました。ある意味、頑張ろうと思ったのですけれども、その後、ニュースで、どんな厳しい叱責があっても、むっとしない……

〔「ちょっと議長、答弁していただきたいのですけど」と言う人あり〕

○町長（大塚信一） 答弁しますよ、聞いてください。前置きが必要なのです、どうしても。むっとしないようにということが今朝のニュースでも流れていました。石破首相に対しての質問でございました。ですから、私はこの2つを今日の答弁をするに当たり気をつけながらしゃべろうと思ってここに立っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、ご質問の件ですが、確かに10月20日土塩地区で開催されたふれあい祭りにお招きをいただき挨拶を申し上げさせていただきました。さて、人数は分かりませんが、参加された方から阿部議員に対して質問内容にあるような訴えがあり、それを基にした今回の一般質問でございしますが、この訴えが口頭なのか文書なのか不明であります。また、訴えという何かただごとならぬこと、民事裁判かあるいは町民の生命・財産に関わることかと思える仰々しいような内容的なことですが、失礼ながら、俗に言う、聞いた話の類いと私は判断させていただきます。

実は、今回の質問は、議会運営委員会の中で一度協議をお願いしました。このようにいわゆる聞いた話を使った一般質問、事実関係を確認しない一般質問の形態についての対応について、今後の町の対応について考えたい旨も伝えさせていただきました。

さて、私の挨拶を簡単な切り取りで、この話は本当ですかと今になって聞かれましても、その日の内容の話まではよっぽどインパクトがあった話でない限り分かりませんが、記憶にありませんとしか答えようがありません。今、阿部議員が笑っていますけれども、実際これだけの挨拶を重ねるとこれが事実の話でございします。記憶力はいろいろ人によって違うと思いますから比較はできませんが、私は挨拶に臨むときは、一般的には、その場限りの、その場の雰囲気や挨拶をしている嫌いがあります。ですから、原稿も用意してありませんので、そのとき何を言ったかということとははつき

り言って覚えておりません。今、言ったとおり、その場の呼ばれた大会や会場の代表者の挨拶、それから臨んでいる参加者の皆さんの顔をうかがいながら、時候的な挨拶や直近の町の話題等を取り入れながらお話しすることが多くなっています。

実際に町の会議でも、また公式行事でも、あるいは秋の各地域の行事に参加した際、挨拶が終わってから言い忘れたことや、終わってから、あれも話しておけばよかったなということは残念ながら毎回あることで、次に挨拶する来賓の方から、例えば「今回滑川町は40周年の記念の事業をやる年です」と改めて言われて、あっ、言い忘れたということも実際あります。ですから、土塩地区で間違いなく40周年記念事業の話をしたのか記憶にないし、また違うことの行政のぶつかっている内容について説明をしたのか、それも分かりません。先ほど申したとおり、原稿もないために2か月もたてば挨拶はどんどん記憶も上書きをされ、ほぼ記憶は忘れていきます。ですから、質問の参加者の訴えの内容に対して、本当ですかと改めて聞かれても、覚えていません、記憶にございませんとしか答えようがありません。

一応ここで質問については終わりにしようと思ったのですが、やはりいろいろ考えまして、質問の中身の中で一般論を申し上げたいと思います。まず、町長という立場で選挙の依頼をすることは公職選挙法で禁止されている公務員の地位利用に当たる疑いがあるのではないかという内容ですが、令和5年の2月の総務大臣の通達の中に、ちょうど昨年、統一地方選がありましたから、その中に地方公務員の、この場合は特別職も含めますが、「地位を利用しての選挙運動をすることは厳に禁止されています」ということが通達に書いてあります。これは町の選挙管理委員会に聞いても同じ答えがあると思います。ですから、確かに公務員の地位利用による選挙運動は禁止であると、これはおっしゃるとおりだと思います。

それから、公務で行かれたのであれば公務の中での選挙活動となります。それは町長としての公平でなければならない政治的中立性が失われたことになるとの質問ですが、先ほど申し上げたとおり公務か否かを問わず地利を利用しての選挙活動は禁止されておりますが、町長が政治的中立云々については、政治的中立によって求められているのは、一般職の公務員に対してでございます。ですから、私は一般職ではありませんから、政治的な判断で仕事をすることは許されております。

また、その中で質問を引用しますと、「総括責任者として述べたい」と書いてあります。町長が国会議員や県議員などの後援会に名を連ね、例えば総括責任者をするこも、あるいは仲間を勧誘したりすることの政治活動は認められていると考えております。総括責任者としての活動内容をどう話したかは分かりませんが、政治的な中立は取らなくても問題はないと私は考えています。

なお、これらの質問に対する私なりに調べた一般論については、これを守るか守らないかは我々に課せられているわけです。違反しているかないかのその判断も我々がするのではなく、情報を受けた、選挙関係で言えば埼玉県選挙管理委員会もしくは取締りは警察当局がするものだと思います。という見解になりますので、特に選挙運動関係はグレーな部分がたくさんありますので、こ

れからも私も私なりに勉強しながら、今現在、兵庫県のほうでも大変いろんな意味で問題になっていると思います。今後の活動については慎重な行動を取っていきたいというふうに考えております。

それから、終わりにあります、もしもと題して、そのような挨拶がされたとすると、ふれあい祭りを選挙利用したと言われておりますが、これは阿部議員が訴えられた話、聞いた話から勝手に滑川町長が選挙違反をしたと判断をしての行き過ぎた見解ではないかと私は思います。阿部議員は選挙管理員でもなければ警察でもないわけですから、そういう断言が果たして許されるかどうかという疑問を持っています。

また、結果として、その土塩のふれあい祭りに対して迷惑だったかどうか、そういったことが土塩地区から出された、私に対して出されているのであれば、それは反省しなければならないかもしれません。また、内容についても含めてですね。ただ、その場に居合わせた区長さんや実行委員さん、私も多くの知り合いがおりましたけれども、お礼こそ言われましたけれども、そういうことを言われた記憶はございません。

以上、総合して私が言うのは、たらればの話、推測、仮説の話、または対象が私のような公人であっても、個人に対する質問、それに伴う断定行為は相手を落とし込める、そういった単なる嫌がらせ、誹謗中傷に近い質問になると思います。行政に対するどんなことでも一般質問はできるとされ、執行部としても常に真摯にお答えしておりますが、今回のような質問については十分考えていただき、その内容を吟味していただいてからの質問にさせていただければと要望したいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員からのご質問、条例制定後設置された太陽光発電施設の管理が適切かについて答弁いたします。

最初に、福田地内の2か所の発電施設についてですが、現地確認を行い、それぞれの発電施設で適切に雑草対策は実施されておりますが、雑草が伸びている箇所も確認できたため、管理事業者に適切な管理と規則にのっとり草刈りを行うよう連絡をいたしました。

次に、福田228の2の発電施設の看板については、設置してございますが、ご指摘のとおり雑草により見づらいため対応するよう管理事業者に連絡をいたしました。

また、月輪字西荒井地区の太陽光発電施設の植栽についても、現地を確認し、枯れているものについては植え替えを行うよう維持管理を適切にするよう申入れを行っております。

また、台風や大雨のおそれのある時期には、定期的に巡回をして、管理等問題があれば、その都度指導をしております。

次に、ソーラーパネルの撤去費についてですが、撤去費について、現状では、FITと呼ばれる固定買取制度では強制的に撤去費用の積立てをしております。ご指摘のありました非FITである

PPAには制度がないため、条例の中では設置した事業者が撤去しなければならないとしております。また、事業者が不明になった場合には、土地所有者が行わなければならないとしております。

経済産業省では、本年10月に太陽光発電設備の廃棄・リサイクル制度の義務化に関する有識者会議によって、リサイクル制度の創設に関し、解体・撤去費用を負担する主体、再資源化、リサイクルを行う対象設備と使用済み設備を引き取って再資源化、リサイクル、素材として再利用する主体に関して方向性が示されております。

有識者会議では、廃棄・リサイクルに要する費用を発電設備の解体・撤去費用と分解・再利用費用、リサイクル費用に分けて検討しています。このうち、発電設備の解体・撤去費用については、既にFIT、再エネ特措法の関連の廃棄等費用積立制度によって発電利用者が負担していることを考慮し、新制度の下でも発電事業者、発電設備所有者が負担することとしています。

新制度による再資源化義務の対象は、再エネ特措法によらない非FIT、固定価格買取制度、非FIT案件の設備も含まれるため、今後、FIT・FIP設備と同程度の強度で非FIT・非FIP設備の情報を把握する仕組みを設けるとしております。

このような動きがあることから、今後は、非FITであるPPAはFITと同じように発電事業者が撤去費用を再エネ特措法の廃棄等費用積立制度と同様に施行されると思われま

す。次に、月輪字西荒井地区の太陽光発電施設の水はけについては、事業地内で水が収まっているようであれば特に問題はございませんので、事業地外に流れ出るようであれば、周囲の堤をかさ上げするよう指導いたします。

また、事業地域の道路については、建設課に確認したところ、苦情は出ていないということでございます。

最後に、条例改正については、今議会の全員協議会で説明し、来年3月に上程する予定でございます。今回の条例改正は、23年9月議会で請願された請願を受け、意見書として発議された規制強化に関して行うものであり、ご指摘の内容は改正する予定はございません。

ご指摘の内容については、現在の条例の運用で対応する予定でございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項3、広報なめがわに載った自衛隊高等工科学学校試験募集案内は職安法違反ではについてでございますが、自衛隊高等工科学学校試験募集案内の記事は、防衛省事務次官より通達された中学校在校生徒に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報要領に基づき掲載したものであり、職安法違反していないと解します。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の3番のうち、中学校では、この募集について承知し、職業に関する調査研究の成果を提供をどの程度行っていますかの質問に答弁をさせていただきます。

広報なめがわの11月号に掲載された陸上自衛隊高等工科大学の採用試験案内ですが、中学校では一切関知をしておりません。

また、ご質問の職業に関する調査研究の成果を提供についてでございますが、これは職業安定法の第26条第1項に規定された公共職業安定所が学生生徒等へ職業紹介を行う場合に、当該公共職業安定所が実施しなければならない事項を定めた努力義務の規定でございます。公共職業安定所が学生や生徒に対して職業を紹介する際には、学校と協力をして、学生生徒に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、職業指導を行い、各学生生徒等の能力に適合した職業をあっせんするように努めなければならないと規定したものでございます。

現在、滑川中学校に対して公共職業安定所からの職業紹介はありませんので、同校の生徒に対して、この規定に基づく公共職業安定所と協力した職業に関する調査研究の成果の提供は行っておりません。

中学校における進路指導では、希望する進路先が進学であっても就職であっても生徒本人や保護者と共に、その希望する進路先について調査研究や確認を共に行い、その選択に有効な情報の取得、提供を行っております。

進路の選択から始まり、進路先への申請書類の取得や作成など最終的な進路が決定するまで、きめ細かく様々な支援や生徒に寄り添ったアドバイスをっており、生徒にとってベストな進路選択となるよう努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 再質問させていただきます。

先ほどの大塚町長の答弁なのですけれども、私は、こういったことを言ったのか、要するに、こういう挨拶をしたのかどうか、記憶がないというふうなお答えですけれども、したのか、要するにしていないということであれば、していないというふうに答弁していただきたいのですけれども、どうでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁をします。

先ほど申したとおり、言ったかどうか覚えていないから記憶にございませんと言ったままでです。
以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 自分の挨拶について責任を持っていないということだというふうに思いますけれども、要するに、後でこう言ったのではないですかと言われて、それは記憶にございませんという町長の今のご回答は本当にいかななものかというふうに思います。はっきり言って、この挨拶、こういった挨拶、本当にやったのかどうか、私も複数の方々からお聞きいたしました。大体こういうような話でしたというのが皆さんのご回答です。それを、いや、こんな話はないということ、要するに別な話をしたのだというそういった方がいらっしゃるのだったら、そういう方をちょっとご紹介いただきたい。要するにどういう挨拶をしたのかについてちゃんと調査したのですか。

〔「やったよ」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） ちゃんとしたら、ではちょっとそのことについてお話ししてください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 失礼しました。むっとしないわけが、むっとしましたけれども、それは逆でしょう。では、阿部議員にそういった話をした人を私のところ連れてきてくださいよ。その方と私は話しますよ、はっきり言って。逆でしょう。何で私が説明しなければならないのですか。阿部議員がそういうふうに言っているのだから、阿部議員が連れてきてくださいよ。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっとお話にならないのですけれども、要するに挨拶をしたという記憶はあるけれども、どういう話をしたのかが記憶にないということですよ。挨拶はしたと。では、どういう挨拶をしたのかということで私はこの質問をしているのです。これに答えるときには自分が覚えていないのであれば、例えば隣にいらっしゃる副町長さん、一緒にいらっしゃいましたよね。あと、福田小の校長先生もいらっしゃったそうです。そういったの方々からお聞きになれば分かるのではないですか。どうでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

その必要は私はないと思っていますから、答弁したわけです。先ほど言ったとおり、私はこの2か月間でも何十回と挨拶をしているわけです。それを1つずつ、どこでどうやって挨拶をしたかと

いうことははっきり言って記憶にないのが事実です。ただ、仕事、本当の町の会議等については資料を用意しながら話をしますから、そういった話をしたのかなと思いますけれども、先ほど言ったとおり、ふれあい祭り等は全部ばらばらなのです。ですから、その場の雰囲気を感じ取ってしゃべっていますから、先ほど言ったとおり40周年記念の話をしなくて、次の来賓の方から注意されたことも実際あるということ为例として話ししたわけです。ですから、したかどうかは分かりませんと話しているだけです。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 私が指摘しているのは、町長の発言が、先ほども、もし、こういうことを言っていれば公職選挙法違反、地位利用に当たるとご自身もおっしゃっています。そうですね。そういう疑いがかけられているにもかかわらず、本当のところはどうだったのだろうと、それも確かめる必要はないという、要するにはっきり言って疑われているわけです。疑われている町長は自らの疑惑を晴らさなければいけないというふうに思うのですけれども、それをちゃんと晴らしてくださいというお話をしているのです。どうでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員に答弁いたします。

ですから、先ほどから何回も言っていますように、私がそれを晴らす必要はないと思っているから言っているわけです。そこを調査するのは、そういった機関がやればいい話であって、私のところへ来ればいいではないですか。それで捜査して、それが認められたらそのようにやればいいではないですか。私は、ただ何を言われても、そのときの内容を事細かに話すということは、記憶にないわけですから、そういうふうに言ったかどうかを調査するのが、先ほど言ったとおり、その場に副町長がいたではないか、福田小学校の校長がいたではないかと、警察が聞けばいいではないですか。私が何で聞かなければならないのですか。私は別に自分のあれを晴らそうと思っていないですよ、はっきり言って。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 副町長、答弁願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、阿部議員さんの町長への質問に関しまして、当時会場におりましたのでお話をさせていただきます。

実際のところですがけれども、私、地区の役員もやっております、町長の挨拶等については、次の競技の準備ということで、そちらのほうに気が入っていたということで、私のほうも記憶には正式なところはございません。ただ、今回お話となっているのは、地位利用をしたかどうかといった

ところが多分論点だと思います。この地位利用の関係につきましては、冒頭、町長また篠崎総務政策課長もおっしゃいましたように、判断をするのは選挙管理委員会であり、また警察でございます。この場でどうのこうのといった判定はできないと思います。

また、阿部議員さんが複数の方からお聞きしたといったようなお話がありましたけれども、複数の方というのは果たして何名なのか、そういったところのお話も今後いただければと思いますので、その辺の事実関係をお互いに確認をしていく必要があるかなというふうに感じておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） これについては、またいろいろ調査をしていかなければいけないというふうに思いますけれども、ぜひ町のほうとしても、こういった疑惑についてはやはりちゃんとする必要があるだろうと思うのですけれども、知らぬ存ぜず、記憶にないということでは話にならないというふうに思います。

それでは、次の質問に移っていきたいと思いますが、太陽光の条例改正について、先ほど関口課長さんは、こういった私が提案した中身については一切考えていないということでしたけれども、要するに、今、それぞれこういう条例について、条例でこういう維持管理をしてくださいというふうにはあるのだけれども、されてないのが現実なので、それをどうするのかというのをお聞きしたいんです。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからの再質問に答弁いたします。

先ほども申したように、その管理についてはうちのほうも町内を巡回しておりまして、状況とかというのを確認をしておりますので、そのとき、気がついたときに、管理事業者のほうに連絡をして草刈りをしていただくとか、そういうような形をしていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、これは町が定期的に保守点検状況について見に行くとかいうようなことになるのですか。それが大変だろうから事業者に保守点検の計画を出させ、それに基づくちゃんと実施がされているかどうか、それを報告させるということが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんからの再質問にご答弁いたします。

決まって定期的にといいか、それとご近所の方から、例えばこういう状況ですよとか、先ほど阿部議員からのお話があったように、草が生えていますよというような話も太陽光についてはございますので、その都度、事業者のほうには連絡をしておりますので、阿部議員さんがおっしゃったように定期的な報告をさせるようなということは現状のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと、分かりました。ちょっと時間もないので。

広報なめがわの問題なのですが、ちょっと先ほどよく聞こえなかったのですが、総務課長さんおっしゃった、何かに基づいて募集案内をしているという、何に基づいているとおっしゃったのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

防衛省事務次官より通達された中学校在校生に対する自衛隊生徒の採用試験に関する募集広報要領でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） その事務次官通達ではないかと思うのですが、自由法曹団の子ども・教育問題委員会担当次長の馬越弁護士さんという方がこういうふうにおっしゃっているのです。

「中学生に対する募集広報は、保護者または学校の進路指導担当者を通じて行うと定めているというふうになっているのです」というふうに聞いているのですが、そういうことではなくて、いきなり広報でやれるということが通達で出ているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

その募集広報の要領でございますけれども、先ほど阿部議員が言った内容後に、ただし書きとして、新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、ホームページ等で広く一般に対して行う募集広報については、この限りではないということで要領に書いてございますので、広報には問題ないというふうに解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 基本的には、要するに先ほど教育委員会からもお話ありましたが、中学生については、ほとんど自衛隊の知識というか、持っていないのが現状です。学校でも教わら

ないし、私も検索してみましたけれども、自衛隊のかつこいいいようなところは見えるのですけれども、本当の現状というのは分からない状況だというふうに思うのです。そういった人たちに、そういった子どもたちに、要するに保護者も通じないし、学校の進路指導も通じなくて、いきなりこの広報でお知らせするというようなことはいかがなものかなというふうに思うのです。

要するに、町はこの熊谷の防衛省の自衛隊熊谷地域事務所から依頼されて、こういったような中身になっているのだろうというふうに思いますけれども、これはやっぱり今後検討すべきだというふうに思うのです。

先ほども言いましたけれども、中学生が高校に行くような感覚でこの学校に行くわけなので、その高校に行ってから、どういう高校というか、そういった学校に行ってから、そういったような自衛隊の教育をされるわけですから、やはりちょっと考える、町としては、自治体としてはもう少し考えるべきではないかなというふうに思うのです。

ほかの自治体のことをちょっと調べたのですけれども、東松山やときがわ、ときがわはそういうふうにはなっていないのですけれども、あと嵐山も同様の形なのですけれども、東松山なんかは自衛官募集案内の中に高等工科学校生徒の試験の案内をしているのです。うちの場合は自衛官採用試験案内になっているのです。これは自衛隊のほうから、こういうふうにしてくれと言われたのですか。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

その件につきましては、総務政策課のほうでは分かりません。

以上でございます。

〔「議長、よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長。

○副町長（小柳博司） 議長にお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

阿部議員の質問については、反問権を行使させていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。許可得られますか。

○議長（吉野正浩議員） はい、どうぞ。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、阿部議員の今回の一般質問、大きな1番に関しまして反問権の行使をさせていただきます。

初めに、阿部議員さんから、複数の方からお話を聞いたという発言ございましたけれども、複数の方、実際何名の方から聞いたのかお話をいただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） 2人です。

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長、質問願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 2人という発言ですけれども、間違いございませんでしょうか。2人という事で間違いございませんか。2人という、今、回答いただいたのですけれども、間違いございませんでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副町長（小柳博司） 物事を判断する場合ですけれども、双方の意見を聞いて中立の立場でやはり判断するというのが必要だと思います。この判断については、第三者機関、こういったところが判断するのが通常です。今回の発言等を見ますと、阿部議員が自ら判断し裁いているというような発言が非常に見受けられます。これは非常に物事を判断する上では間違い、有益なものではないというふうに感じておりますので、その辺のところを今後鑑みていただきながらご発言をいただければと思いますので、最後はお願いになりますけれども、今後の議員活動をよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、答弁願います。

○5番（阿部弘明議員） 私はその事実をその方々から確かめてお話をしております。ところが、町長、副町長は、記憶にない、忘れたのか、ちょっと分かりませんが、そういったようなことで事実を調べようともしていない。これはいかがなものかというふうに思うのですけれども、なぜですか。もう一度お聞きします。

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 先ほども申し上げました。判断をするのは第三者機関です。今回の発言の内容、やり取り、これをトータルしますと、阿部議員が裁いている、判断しているとしかやはり聞こえてこないわけです。もし本当にこのことを今後突き詰めていくのであれば、やはり第三者機関にこれを渡して、そこでやっていくのが筋だと思います。ですので、議場で阿部議員が物事を判断し、こうだと決めつけるものについては訂正願いたいと思いますし、今後慎んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） それでは、町長、副町長、第三者機関ということでお話ありました。ぜひ、第三者機関をつくってこの調査をしていただきたいと。これはどういうふうに、議会でやるのか、議会で調査委員会をつくって事実関係を調べるのか、それがいいかというふうに思いますけれども、そのことについて、議長にお計らいをしたいというふうに思います。

○議長（吉野正浩議員） ちょっと休憩します。

休 憩 (午前10時55分)

再 開 (午前11時00分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

以上で、阿部議員の一般質問を終わります。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長(吉野正浩議員) 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

休 憩 (午前11時00分)

再 開 (午前11時10分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位6番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番(上野葉月議員) 上野葉月です。質問いたします。

まず1番、ごみ処理について。1、滑川町のごみ処理費用が上昇しています。オリックス資源循環株式会社の乾式メタン発酵事業に委託先を変更してからの燃えるごみの処理量、処理費用の推移、費用増加の要因を説明してください。また、同時期の資源プラスチック類の処理量、処理費用を教えてください。

2、雑巾、ぼろ布など細かい布の分類について。オリックス資源循環株式会社に視察に行った際に担当者に聞いたところ、小さな布類はメタン発酵でも燃えるごみとして処理が可能で、処理できない布類とはジャンパーやTシャツがそのままの形で出された場合とのことでした。滑川町のごみ分類では、雑巾など小さいサイズの布の処理方法は事業者から指定があつて決めたことなのでしょう。決定の経緯を説明してください。

2、新型コロナ感染症ワクチン・子宮頸がんワクチンについてお聞きします。1、新型コロナワクチン接種後、健康被害救済認定数は過去45年間の定期接種の約2.4倍、死亡一時金、葬祭料に関しては約5.9倍、死亡一時金、葬祭料に係る進達件数は2024年11月11日時点で認定890件です。新型コロナワクチン以前のワクチンでは、重症者が複数あつた時点でそのワクチンは一旦中止されました。現実にこのような被害が出ている新型コロナワクチンであり、ワクチンの効果はなく大きな副作用を残したとの検証結果も出されています。このワクチンに助成を出すことはワクチン接種を奨励する結果となります。

そこで質問いたします。新型コロナワクチンによる健康被害が出ていることを認識していますか。

死亡者が出ていることを知りながら接種を推奨し、接種のための助成金、助成費用を出すのでしょうか。

2、HPV子宮頸がんワクチン接種も滑川町で広報され実施されています。子宮頸がんワクチンは、接種前は健康だった若い女性が接種により学校に通えなくなるほど深刻な健康被害が複数発生し、現在も訴訟がされているワクチンです。しかも、このワクチンで子宮頸がんを完全に防ぐことはできず、接種後においても定期的な検診が進められているものです。一度、接種が中止され再開されましたが、副作用の原因解明や治療法の確立などはないままの再開となっています。子宮頸がんワクチンは子宮頸がんを完全に防ぐ効果はなく、深刻な健康被害が発生しているということを認識されていますか。接種による健康被害について具体的に町民にお知らせすべきと考えますが、副作用の周知をどのように進めていますか。

3、防災における避難所についてお聞きします。1、避難所を開くタイミングについてお聞きします。東松山市では、本年8月の大雨発生時に避難所が開かれました。滑川町では夜中の降雨中に避難所が開かれたことがありましたが、明るいうち、降雨量が最大になる前に避難所が開かれることはありませんでした。

そこでお聞きします。滑川町の避難所開設の判断基準を説明してください。民間の避難所と提携をしていますが、どのような状況になった時点で民間事業者が避難所を町民のために開設するのでしょうか。

2、内閣府防災情報のページに、「台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう」という資料があります。これには、「ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図」と説明があり、この着色エリアを避けて避難するという考え方で作られています。

滑川町では、(仮称)滑川町福祉センターと新コミュニティセンターの建設を役場周辺に集中整備する方針を掲げて進めており、避難所や防災対策施設もハザードマップ着色地域に集中することになります。ハザードマップの認識について、内閣府防災教育・啓発事業のものと滑川町の避難所建設やそれに基づく防災計画では乖離があります。これを住民にどのように説明して、防災、避難への理解を得ていくのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長(吉野正浩議員) 質問が終わりました。順次、答弁願います。

質問事項1、ごみ処理についてを関口環境課長に、質問事項2、新型コロナウイルス感染症ワクチン・子宮頸がんワクチンについてを武井健康づくり課長に、質問事項3、防災における避難所についてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員からのご質問、ごみ処理について答弁をいたします。

最初に、燃えるごみの処理量、処理費用についてお答えをする前に、小川地区衛生組合の負担金についてご説明をしたいと思います。

小川地区衛生組合の予算は、し尿処理費とじんかい処理費と議会費、総務費、予備費等を積算し、積み上げた予算額を構成町村がそれぞれ平等割20%、人口割10%、利用度割70%で負担をしております。

今年度で言えば小川地区衛生組合の令和6年度の予算は、16億1,062万9,000円のうち、じんかい処理費は12億3,303万9,000円であり、し尿処理費は2億8,396万1,000円でございます。このほかに、議会費、総務費、予備費等が9,362万9,000円となります。

じんかい処理費は、12億3,303万9,000円に、議会費、総務費、予備費等を案分し、総額12億7,985万4,000円がじんかい処理費となります。これを先ほどの平等割20%、人口割10%、利用度割70%で割り返しますと滑川町のじんかい処理費の負担金2億4,338万円が算出されます。

滑川町のじんかい処理費の負担金2億4,338万円には、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの処理費用及び衛生組合の関連施設の工事費、修繕費及び各種業務委託費が含まれております。令和6年度であれば、不燃物の処理施設修繕工事やテント倉庫修繕工事のほか、住民が直接持込みをした可燃ごみをオリックスに運搬する費用などがございます。

これを踏まえまして、令和4年度の可燃ごみ処理委託以降の可燃ごみの処理量及び処理費用をお答えいたします。

令和4年度の可燃ごみの処理費用は、279万2,700キロで、処理費用は1億2,424万4,681円でございます。可燃ごみには、収集ごみと直接持込み可燃ごみ、可燃粗大ごみなどがございます。ちなみに、じんかい処理費分の負担金は2億4,726万円でございます。令和5年度の可燃ごみの処理量は269万7,060キロで、処理費用は1億2,000万1,134円でございます。じんかい処理費の負担金は2億3,539万9,000円でございます。令和6年度4月から9月までの6か月間の可燃ごみの処理量は165万3,610キロで、処理費用は7,364万7,266円でございます。じんかい処理費分の負担金は、2億4,338万円でございます。

続いて、令和4、5、6年度の資源プラスチックの処理量及び処理費用でございますが、令和4年度の処理量は34万660キロ、処理費用は1,686万2,670円でございます。令和5年度の処理量は33万1,650キロ、処理費用は1,641万6,675円でございます。令和6年度4月から9月までの6か月間の処理量は17万1,100キロ、処理費用は862万18円でございます。以上のように、可燃ごみと資源プラスチックについては、処理量及び処理費用は減少しております。

じんかい処理負担金は、令和5年度は民間委託が開始された令和4年度と比較して1,186万1,000円の減額、令和6年度は令和5年度と比較して798万1,000円の増額となっております。

可燃ごみ及び資源プラスチックの処理量及び処理費用が減少しているにもかかわらず負担金額が

増減している理由は、冒頭に小川地区衛生組合の予算で説明したとおり、じんかい処理に関連した施設の工事費、修繕費及び各種業務委託が年度ごとに発生しておりますので増減している状況でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

続いて、雑巾及びぼろ布についてのご質問でございますが、令和4年4月から可燃ごみの処理が民間委託となりました。これは焼却処理でなくメタン発酵処理となりました。このため、衣類や布類は発酵不適物のため衣類で出していただくよう、また下着類についても衣類で出していただく周知をいたしました。しかし、女性等他人に見られたくない場合の下着については燃えるごみで出すことができると令和4年3月号の広報で周知し、町のごみ分別収集カレンダーにおいても記載をし周知いたしました。その後、今年度4月から廃プラスチックを処理する事業者で受入れが可能となったため、雑巾などの資源化することができない汚れた布類は廃プラスチックとして収集所に出すことができるようになりました。しかし、40センチ未満でロールでないものなどの制約がございます。

この内容については、令和6年4月号の広報と町のごみ分別収集カレンダーにおいて記載し周知いたしました。やはり汚れた布は洗っても汚れが落ち切らないため資源物とならない、また燃えるごみとしても発酵不適物となるためNGとなります。ご承知のとおり、燃えるごみに混入した布は発酵せずガスが発酵いたしません。混入していても微生物による悪影響はございませんが、布類を燃えるごみオーケーとしてしまうと、ご指摘のあったように、Tシャツやジャンパーなど大きな布類が混入してコンベアが詰まるなど影響がございます。最終的に発酵不適物は発酵残渣としてオリックスガス化施設で焼却処理されます。

今回改めて可燃ごみ処理を委託しておりますオリックス循環株式会社に確認したところ、布類については発酵不適物となるため燃えるごみで出さないでほしいとのことでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野議員のご質問のうち、大きな2番、新型コロナウイルス感染症ワクチン・子宮頸がんワクチンについて答弁させていただきます。

ご質問の①、新型コロナウイルス感染症ワクチンと②、子宮頸がんワクチンは、質問内容に共通している部分もありますので、まず最初に、この2つのワクチン予防接種の法律上の位置づけについてご説明申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン予防接種・子宮頸がんワクチン予防接種の2つは、それぞれ予防接種法第2条第3項及び第2項に規定される定期接種となっております。定期接種とは、国が感染症及びその予防接種の種類ごとに指定し、全部または一部を公費により実施する予防接種とされております。

同法第6条により、その実施主体が市区町村と規定されており、町では法律に基づいて、これら

の予防接種を実施しているところです。

定期予防接種にはA類疾病、B類疾病の2つがあり、A類疾病は、感染力が強く感染が拡大するおそれが強い感染症への予防接種が指定され、B類疾病は、A類疾病ほど感染力が強くないものの感染すると感染者が重篤になるおそれがあり、健康上の被害のおそれが多い感染症に対して予防接種が指定されるものとされています。

また、薬事承認、認定されている定期接種に指定されていないワクチン予防接種については、これはおたふくワクチンなどもありますが、任意接種として公費の接種ではなく、ご自身での費用負担による接種となっております。

まず、ここで、ご質問①の新型コロナワクチンについてですが、ご存じのとおり世界規模で発生した急激な新型コロナウイルス感染症拡大は国内でも多くの方が亡くなるなどし、緊急事態宣言などによる行動制限など社会に大きな影響を及ぼしました。

このような状況の中、新型コロナワクチン予防接種は予防接種法第2条第2項の特例接種として、令和3年4月、町では5月からですが、開始され、途中、小児などの対象年齢の拡大や優先順位、アルファ株、デルタ株、オミクロン株、XBB株とそれぞれの変異株に対応したワクチン種類の変遷がありました。令和5年5月に感染症法上の位置づけが2類から5類に変更になった後も予防接種法上の特例接種が続けられ、令和6年3月末の終了まで約3年間にわたって実施されました。

本年度からは、特例接種疾病から定期接種B類疾病に指定が変更され、感染すると重篤化のおそれの多い65歳以上の高齢者を対象に、町では予防接種法第5条に基づき高齢者新型コロナ予防接種事業として本年10月より実施中です。

新型コロナワクチンの有効性については、当初、感染予防、発症予防、重篤化予防の3点の効果について期待されておりましたが、各ワクチンメーカーや医療系の研究施設等での治験や過去3年間の接種実績の研究が進んだ結果、感染予防効果については期待されたほどの効果が得られなかったようです。

また、発症予防効果と重症化予防効果については、これは厚生労働省のホームページのリンク先からの引用ですが、国内で令和5年秋開始接種において使用されたXBB株対応ワクチンでは、欧州の疫学研究ネットワークであるユーロサーベイランスの研究報告、またCDCアメリカ疾病予防センターでの研究報告、アメリカ医師会の研究雑誌であるJAMAの研究報告など、また国内では長崎大学熱帯医学研究所を中心とする研究などにより、発症予防効果、また発症した場合であっても中等症以上にならない入院予防効果が44.7%など、重篤化の軽減が認められるなどの信頼できる研究機関等からの検証結果が出ており、予防接種実施中の3年間においては接種後の時間経過による抗体減衰によるブレイクスルー感染や、ワクチンの流行株の変異などによる感染拡大などもありましたが、ワクチン接種の有効性そのものは認められております。

また、このワクチン接種において健康被害が発生するおそれについては認識しております。本町

においては令和3年5月より令和6年3月まで実施した特例接種の期間中の健康被害の届出、こちら詳細な内容は個人情報の特定につながるおそれがありますので申し上げられませんが、持病の一時的な悪化による入院等2件の健康被害の届出がありました。幸い2件とも短期間で健康状態は回復し、障害が残る、また死亡に至るような案件はございませんでした。また、今回の高齢者新型コロナ予防接種において、当町では現時点で健康被害については確認されておりません。

なお、今後、健康被害が発生した際には、届出に基づき健康被害調査委員会を開催し対応してまいりたいと思います。

今回の高齢者新型コロナワクチン予防接種については、高齢者が罹患した場合の重篤化リスクを軽減することを主眼に実施しております。もちろん接種を強制するものではありませんし、自己負担金の一部公費負担についても法令に規定されておりますので、接種を希望される方の負担を軽減することを目的に補助を実施しています。

また、今期、令和6年10月初旬から令和7年1月末までの実施中の定期接種B類疾病である高齢者インフルエンザ予防接種並びに高齢者新型コロナワクチン予防接種については、接種の努力義務がありませんので、町では接種勧奨と取られないように対象者への個別の通知はせず、町内配布文書や広報による事業実施の周知にとどめ、配布した文書には副反応の可能性または健康被害があった場合の健康被害救済制度についても掲載し、接種の判断の可否の参考となるようお知らせしています。

次に、②の子宮頸がん、HPVです。こちらヒトパピローマウイルスというんですが、ワクチン予防接種について答弁させていただきます。

この子宮頸がんワクチンについては、国内においては平成21年に認可されました。平成22年、23年度には、任意接種ではあるものの、先行して国庫補助事業として公費負担による接種が開始されました。当時は、民間団体による接種推奨のテレビコマーシャル等も多く放映されていたので、ご記憶にある方も多いかと思います。その後、平成25年4月から定期接種A類疾病に指定され、接種勧奨が開始されました。

しかし、上野議員のご質問の中にもあるとおり、一部に重篤な健康被害等が複数発生したため、定期接種の開始から僅か2か月、平成25年6月より接種勧奨が差し控えられておりました。その後、一昨年、令和4年度より接種勧奨が再開され現在に至っております。

接種勧奨再開の理由ですが、令和3年11月開催の国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）において、国内で年間約1万1,000人が子宮頸がん罹患し、そのうち約2,900人から3,000人の方が死亡しているという状況の中、海外、国内の研究により予防接種による罹患予防の有効性が副反応リスクを明らかに上回ること、副反応発生時の医療的対応についても医療機関の連携や支援体制の強化が図られていることなどが確認されたため、積極的勧奨を差し控えている状態を終了するとの判断がされたためとされています。

子宮頸がん、また子宮頸がんワクチンに関しては、以前、令和4年3月の第231回定例議会でも上野議員からの一般質問いただきましたが、その際の答弁でも触れさせていただきましたが、子宮頸がんウイルス、ヒトパピローマウイルスは約100種類あり、そのうち特にがん化のリスクが高いウイルスは9種類から10種類と言われております。

前回、令和4年3月の一般質問での答弁の時点では、国内の承認済み接種を受けられるワクチンは2価及び4価、これは2種または4種のウイルスに対応したワクチンということです。この2つのワクチンしかありませんでしたが、昨年令和5年4月より9価ワクチンと呼ばれる9種の子宮頸がんウイルスに対応するワクチンが接種可能となり、以降、新規での接種はほぼ全て9価ワクチンにて実施されております。

このワクチン予防接種により約8割から9割の子宮頸がん罹患予防効果があると言われております。約100種類の全ての子宮頸がんウイルスに対応しているわけではありませんが、2価、4価に比較して、子宮頸がんへのリスクがより抑制できるようになったと言われております。

また、副反応や健康被害への周知についてですが、この子宮頸がんワクチン予防接種については定期接種A類疾病に指定されており、法令上、接種勧奨の対象となることから、対象である11歳、小学校6年生から16歳、高校1年生の終わりまでの女子に対して、小学校6年生に進級した4月にワクチンの効果、種類、副反応の可能性、健康被害発生時の対応等を記載したご案内文書、また国が作成したパンフレットなどを対象者に個別に送付し、接種に関してはご本人やご家族でよく検討していただき、接種の可否を決定していただくよう情報提供させていただいております。

また、令和4年度から接種勧奨の再開に伴い実施していた接種勧奨を控えていた期間に接種の機会を逃した方に対して公費にて接種を受けることが可能となるキャッチアップ事業、ちょっと長くても申し訳ないのですが、についても補足させていただきます。

直近では、広報なめがわ9月号にも掲載させていただきましたが、この事業は平成9年から平成19年生まれの女性が対象となっている期間限定の事業です。この事業は今年度いっぱい令和7年3月で終了を予定しておりますが、先週11月27日に国の審議会において、令和7年度、令和8年3月までの延長が審議され決定したとの報道もございました。この対象となる方についても、令和4年度の接種勧奨再開時に定期接種対象者と同様の内容の文書を対象となる方に個別に通知しております。

昨今、新型コロナワクチン予防接種のように、予防接種に対する関心や意識、副反応や健康被害の意識も高まっているものと思われ、今後とも接種のお知らせをする場合には、接種の効果だけでなく、リスクについても周知するよう心がけ、接種前には医師への相談をしていただくなど、接種の可否の判断をより慎重にさせていただけるよう住民の皆様の意識向上に努めてまいりたいと思っております。

最後になりますが、今回ご質問の2つのワクチン予防接種、またその他町が実施している定期予

防接種については、対象となる方で接種を希望する方が接種を受けられる環境を整えることが町の責務であり、今後とも適切に実施してまいりたいと思います。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項3、防災における避難所のうち、まず①、滑川町の避難所開設の判断基準でございますが、町の地域防災計画には、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊、給食等の一時的収容保護を実施するため避難所を開設するとしております。

また、災害発生の不安により当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設するとしており、今回の大雨発生時は町民から心配の声が上がったため自主避難所を開設いたしました。

次に、どのような状況になった時点で民間事業者が避難所を開設するのかでございますが、民間の避難所については、滑川町災害対策本部を立ち上げ、その対策会議の中で必要があれば民間の避難所の開設を要請する形を取っております。避難所の開設基準についても、今後の防災計画見直しの際に基準を検討していきます。

次に、②、ハザードマップの認識について、住民にどのように説明し、防災・避難への理解を得るのかでございますが、ハザードマップは被災想定区域や避難場所・避難経路などを示した地図であります。滑川町福祉センターについては、浸水想定区域に入っており避難所となる予定はありません。コミュニティセンターの建設予定地は、川沿いではありますが、浸水想定区域には入っておらず、避難所として利用していく予定がある状況です。避難所として利用する場合においても、事前に開設し避難していただくことを想定しています。

住民への防災や避難への啓発については、自助を基本に、避難は早めの行動を取り命を守ることを周知してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） まず、ごみ処理について再質問いたします。

雑巾、ぼろ布、それからお話にも出た下着等については、メタン発酵に変わった当初から、特に下着ですね、行き先がない。ごみカレンダーの分類を見たところでも、なかなか行き先がないというところは一般質問等でもされていましたが、住民の方からもよく聞かれるところであります。

それで、メタン発酵ではありますが、日常生活において使用頻度が高いため発酵不適物でも例外的に燃えるごみとして扱いますという項目もあって、その中に紙おむつ、生理用品、アルミホイル、水切りネットや、これに伴うビニール袋、乾燥剤、カイロ等書いてあります。どうしてこういう発

酵不適物ではあるけれども、捨てる場所がないし、細かいものだから燃えるごみとして捨ててもいいよという分類がある中で、雑巾、細かい布類というのは入ってこないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員からの再質問に答弁いたします。

先ほど言ったように、雑巾だとか、汚いとか、汚れた布なんかということで、布というのをに入れてしまいますと、やっぱり先ほども答弁したように、拡大解釈とか、ではこのくらいはいいだろう、このくらいいいだろうということで、結構、先ほど答弁したように、ジャンパーだとかTシャツとか、そういったものが入ってきてしまうということも懸念することがありますので、特にそれは書いていないと。

確かに、ごみカレンダーなんかにもあるように、発酵不適物になるものですがけれども、入れてもいいということで、生理用品だとか貝殻とか、あとは、貝殻とか、アサリだとか、そういった貝殻だとか、そういったものは、今までの生活の中で今まで燃やしていたものがそういうことになったということで、急に変えたときになかなか不便だということで、またオリックスのほうと交渉する中でも、今までそういったもの、出したものについては、なるべく、どうしても駄目なものは除外するけれども、そういったもので残せるものについてはということで、一応、全体の中、発酵不適物の割合というのも、目標とすると約15から17%については発酵不適物が混入してくるだろうということで、その中で認めていただいているというような状況で、今回、先ほど答弁したように、廃プラのほうにそういった汚れた布だとか雑巾を出せるということで明確になったということで、ご利用していただければということで、周知のほうをしていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） そのままのTシャツ、例えばそのままのジャンパーなどがメタン発酵のタンクの中に入ると困る。こういう意味での布類は困る。例えばTシャツやジャンパーという具体例は、オリックスの方が視察のときに言っていたときに具体的に出されたものです。それで布というのと拡大解釈してしまうということですが、雑巾や例えば履き終わった靴下を切って、ちょっと掃除に使って、それをどこに捨てるか。そういうところの布というものと、それからそのままの衣類というものを拡大解釈して混同してしまう。そこは住民の判断意識、能力というものをあまりに軽視した考え方だと思うのですがけれども、住民は雑巾とジャンパー、これが同じ布であるとして判断できないと、そういうふうに考えているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの再質問にお答えします。

特に住民のほうで認識を別に軽視しているというわけではなくて、布ということで、間違っ、もういいのではないかと入ってしまう可能性がありますので、その辺については、今回、雑巾だとか、汚れた布については廃プラスチックのほうに出せるということが明確になりましたので、特に別に住民の意識については軽視しているということではございません。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 軽視しているところではなくても、その考え方は細かく分類に励んでいたでいる住民の方に対して、軽視しているというふうにとられても仕方がないのかなというふう

に思います。布、それから細かい雑巾というのは別物と判断することは、それはできますので、雑巾も布だから、それを認めたら布も洋服も燃えるごみに入れてしまうのではないかと、ちょっとその懸念は行き過ぎではないかなと思います。そこはご判断を改めていただきたいと思います。

それから、もう一つの考え方として、今、ごみの処理の仕方として、資源化をしていく、それから埋立て処分に依存しないシステムというものを構築していくというのは世の中の流れかと思

います。彩の国資源循環工場ゼロエミッション施設というところにも、埋立て処分に依存しないシステムというところで、オリックス資源循環株式会社の燃える炉のほうは、そこを一番に表示して、そこを高機能としてうたっています。

滑川町も埋立て処分に依存しないシステムというところは目指しているところだと思うのですが、全体の考え方として、埋立て処分に依存しない方向で行きたい、そういうお気持ちはお持ちですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからの再質問に答弁いたします。

上野議員さんがおっしゃるとおり埋立てに依存しないというのは、確かにですね、ただ以前の一般質問で答弁したとおり、廃プラスチックを最終的にはどうしても灰が残ってしまうとか、そういった部分については埋立てをしているというもので、全く、全てリサイクルだとか、そういうことができればよろしいのですけれども、そういった部分も多少はありますけれども、考え方とすれば埋立てに依存しないというような考え方は一緒でございます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 埋立て処分には依存しない。そこはよしとしないという考え方を持っておられるというところで、そこは安心いたしました。

それで、廃プラの業者が布も受け入れられるからということで、ごみを廃プラという分類にしたということなのですが、ほかの処理施設でもできるのに、やはり細かい布類を埋立て処分に戻していくというのは、私は間違っていると思います。

廃プラ埋立て処分にしかできないものというのは、ほかのものにどんどん、どんどん分けていって、最終的にどうにもならないもののみが廃プラ埋立て処分という方向性で行くべきだと思います。なので、住民の方もこれどうするのだというところは、多分ずっと悩みながらごみを捨てていると思います。

そして、どうしても、今、滑川町が持っている処分先の中で、雑巾、布くずというものを処分できる状態であるのに、これを埋立て処分に回すというところは、私は、これは方向性として間違っていると思います。ぜひとも埋立て処分にするものを極限まで減らしていくという方向性で分類とごみ処理を考えていただきたいなというふうに思います。これは要望です。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。新型コロナワクチンについてなのですが、お知らせを個別通知はしていないというところで、ここについては自治体ができることでの配慮かなと思いますので、そこはよかったと思います。

ワクチンの効果があるかないかということなのですが、製薬会社側の研究であれば、製薬会社は売りたいのでワクチンの効果はあったという研究結果が出ると思います。臨床にいる方からは、また別の研究結果が出ると思いますので、これはこういうのがある、こういうのがあると言っても仕方がない状況なのかなというふうに思います。ただ、事実として、もう既に亡くなっている方が少なくとも890人はいる。その事実は重く受け止めて新型コロナワクチンの対応というのをしていくべきかなと思うのです。

その中で、おっしゃるように国の定期接種となっていて、本当に少しリスクを感じていらっしゃるとしても、自治体ができることというのは非常に限られていると思います。そこでできるのが接種の通知方法をどうするか。それから、リスクの周知をどの程度していくか。それから、自治体独自の補助を入れるのか入れないのかということだと思います。

お隣、東松山市の例になってしまうのですが、新型コロナワクチンの追加接種を希望される皆さんへというところで、森田市長からのメッセージというところ、副作用への懸念というのが一文入れられているものもあります。滑川町もぜひこのように住民へのリスクというものを必ず周知して、大きく周知していただけたらなというふうに思います。HPV、子宮頸がんワクチンについても同様であります。これは要望になります。

次の質問です。防災における避難所についてです。

まず、ハザードマップの使い方についてなのですが、内閣府のほうから、「台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう」というところで、これはハザードマップにある色がついている地域を避けて動いてくださいという文脈です。

それから、滑川町がつくっている滑川町地域防災計画、これは令和5年3月に出ているものなのですけれども、「避難指示等の判断基準（河川氾濫の場合）」というところで、対象地域の考え方については、「町洪水ハザードマップの滑川、市野川、和田吉野川の浸水想定区域が基本」というふうに滑川町が作った資料でさえ書かれています。

今の建物の配置を見ますと、ハザードマップの色つき地域に向かって逃げていかなければならないというふうにはしか見られないのですけれども、ここを矛盾というふうにはお考えにならないですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

町のハザードマップにつきましては、議員がおっしゃるとおり、その区域のところに浸水想定区域がされているというふうな状況になっているのは私どもとしても認識はしておりますけれども、このハザードマップにつきましては、今後更新する予定がございますので、またそのときに、国からのハザードマップとまた県のハザードマップ等いろいろ見ながら作成のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） これ滑川町のハザードマップなのですけれども、国のほうでかなりいろいろな水系等の分析もしながら作成したものであって、すぐ変わるものではないと思います。複数の、今年、県のほうから出されたものもありましたが、やはりどの地図を見ても役場の周りというのは浸水するリスクがある場所になっています。

滑川町は比較的、吉見や川島等に比べると浸水地域というのは少ないですけれども、でも少ないからこそ、わざわざ色つきの地域に避難所をつくることはないかなというふうに思います。今、ハザードマップをとおっしゃったのですけれども、この洪水ハザードマップというのは変わらないと思います。変わるとお考えですか。この洪水ハザードマップの浸水地域というのが今後変わっていくというふうにお考えなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

変わる変わらないにつきましては、今現在ではお答えはできませんけれども、今後いろいろ資料等を参考にしながら作成していきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今現在浸水リスクが示されている資料複数あるのですけれども、それが変更されて、滑川町の役場付近、この滑川の周辺、それから滑川の川沿い、市野川の川沿いというのが浸水地域ではなくなる可能性があるというふうに考えていらっしゃるのか、考えていらっしゃるのか、ちょっとそこをお答えしていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

そのハザードマップの見直しで浸水区域が変わるか変わらないかというのは、先ほども申し上げましたとおり、今現在では分からない状態ではございますけれども、もしかすると変わらないという状況になるかと思えます。しかしながら、答弁で申し上げましたとおり、福祉センターについては、浸水想定区域に入っておりますけれども、避難所とはなる予定はありません。コミュニティセンターは川沿いでありまして、浸水想定区域には入っておらないため、避難所として利用していく予定があるということで答弁したいと思えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 浸水地域というのは、恐らく、恐らくというか、滑川町が独自に調査して作成したものでなくて、国土交通省や埼玉県の資料を基に作成しているはずですが、これが変わるかもしれない。このままかもしれない。そういう状態で今現状把握をされているということに物すごくびっくりしたのですけれども、本当にその認識でよろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

ハザードマップにつきましては、議員ご指摘のとおり計画で作成されていると考えておりますけれども、このままでいいとはこちらも考えておりませんので、また、いろいろ国・県の資料等を参考にしながら作成していきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 時間ですので、以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （正 午）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位7番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項1、来年度予算編成及び財政運営についてでございますが、予算は財政収支の見積りであり、事務事業の実施計画であるとともに、自治体がどのような町づくりを目指すのかを示すものであります。

歳入歳出、それに債務負担行為などの執行予定の計画であり、行政サービスの公約でもあり、町民生活に多岐にわたって影響を与えていきます。来年度予算の編成会議も終わり、各課局から予算要望について精査しながらの査定過程であると思っておりますが、令和7年度予算編成及び財政運営についての認識を伺います。

①、昨年の当初予算の編成会議において、町長から「前年踏襲、現状維持では一步も前に進まない。その考えは捨てること。それは全ての仕事に言えること」との基本の考え方が示されました。仕事の中には、前年と同様に行わなくてはならないものも確かにありますが、令和7年度においても基本の考え方には変更はないのか、また来年の予算・行政執行について特に考えていることがあればお聞かせください。

②、令和7年度予算編成に当たっての方針の概要について。

③、令和7年度予算編成に当たり、特徴的なものはあるか。

④、令和7年度歳入（税）についての認識について。

⑤、令和7年度総務省の地方財政の課題において、抑制が言われている臨時財政特例債（赤字地方債）の近年の発行動向について。

以上、5点について伺います。

続きまして、質問事項2、地域包括支援センターについてでございますが、地域包括支援センターには総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの役割があり、保健師もしくは看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、医療や福祉など地域内にある様々な社会資源を活用し、制度の枠を超えて高齢者に適切なサービスを案内する役割を担っています。

高齢者の生活上の困り事に対して、総合的に相談に乗ってくれる場所であり、介護の相談窓口です。直接的な支援が受けられるわけではありませんが、介護や福祉などで必要なサービスを紹介して適切な介護事業者や医療機関、行政機関などへの調整や船渡しをしている機関であります。このような機能を持った地域包括支援センターについて伺います。

①、地域包括支援センターのサービスとその役割は、住民にどの程度理解されているのか。住民の認知度について。

自分や家族の介護が必要になったとき、地域の高齢者の介護で気になることが起こったとき、地域包括センターへの相談につなげられるかどうか大切です。

そこで伺います。②、地域包括支援センターの仕事を知ってもらうための案内や啓発はどのようなことをしてきたのか。今後の知名度アップに力を入れる必要があると考えるが、その施策についての考えは。

以上、2点について答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、来年度予算編成及び財政運営についてのうち、①、来年度予算の基本の考え方及び予算行政執行について考えていることと、②、予算・編成方針の概要についてと、③、予算編成に当たって特徴的なものについてと、⑤、臨時財政対策債の近年の発行動向についてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、来年度予算編成及び財政運営についてのうち、④、令和7年度歳入（税）についての認識についてを島田税務課長に、質問事項2、地域包括支援センターについてを篠崎高齢介護課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、来年度予算編成及び財政運営のうち、①、令和7年度予算編成においても基本の考えは変更ないか。また、来年度の予算・行政執行について特に考えていることがあればお聞かせくださいでございますが、令和7年度予算におきましては、令和6年度に引き続き社会保障経費や物価高騰に伴う経常経費の増大が見込まれるほか、大型の公共施設の整備事業等も予定されており、令和7年度予算編成に当たっては、令和6年度予算編成よりも厳しい予算編成となる想定であります。

令和7年度予算編成の方針や予算編成の手法は、基本的には令和6年度の内容を堅持しており、前年度に大塚町長からありました言葉、「前年踏襲、現状維持では一步も前に進まない。その考えは捨てること」という考えは、職員の言わば予算編成の基本理念でございます。この理念に基づきまして、職員一同令和7年度も健全な財政運営を目指すべく、適切な予算編成に努めてまいります。

また、先月に令和7年度予算編成に向けた事前調査といたしまして、各課局に対しまして公共事業等に係る事業要望調査を実施させていただきました。各課局からは、各種計画等に基づきまして、令和7年度に公共事業等に係る多くの事業要望をいただきましたが、その要望事業数の多さはさることながら、各事業における事業費について近年の物価高の影響を大きく受けている影響から、個々の事業費の増大も見込まれているところです。

このように、令和7年度においては、近年の物価高騰の影響等による資材費の高騰や労務単価の

上昇の影響によりまして、仮にこれまでと同様の事業を実施すると仮定した場合でも、一般財源負担の増加が見込まれておりますので、令和7年度予算編成に当たりましてはゼロベースで事務事業を見直し、事業の緊急度、優先度を考慮した予算編成に努めてまいります。

次に、②、令和7年度予算編成に当たっての方針の概要についてでございますが、令和7年度予算編成方針につきましては、滑川町予算事務規則第3条の規定に基づき、本年10月29日に総務政策課長名で各課局長へ通知させていただきました。

令和7年度につきましても、医療費を中心とした社会保障費の増大や公共施設等の老朽化対策、また燃料価格や物価の高騰の影響もありまして、引き続き厳しい財政状況になることが見込まれていますが、令和7年度は第5次滑川町総合振興計画後期基本計画の最終年を迎え、本計画の集大成を迎える大きな1年となります。本計画に定める諸施策をさらに展開するとともに、さらには重点事業への一層の推進を図ることで、これまで以上に安全安心な町づくりに努めてまいりますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度予算編成方針の概要については、前年度と同様に真に令和7年度に実施しなければならない事業のみの予算化、町政の重点施策の推進、国、県の補助金や民間資金の活用による積極的な財源確保等をはじめとした7つの基本方針を定めまして、予算編成に取り組むこととしております。

また、予算編成方針においては、徹底したコスト削減や事業の抜本的な見直しをはじめとした予算編成に当たっての留意点を各種列記した上で、効率的かつ効果的な行財政運営に積極的に取り組むことにより、財政の健全化を図る予算編成を目指す方針を定めさせていただいたところでございます。

次に、③、令和7年度予算編成に当たり特徴的なものはあるかでございますが、令和7年度予算編成に当たって、令和7年度予算の試算を財政担当にてさせていただきまして、歳入総額が約81億9,355万円、歳出総額が約98億318万円となり、その差引額はマイナス16億963万円となりました。この差引額、すなわち財源不足額は過去最大の額となっており、令和7年度予算編成はこれまで以上に予算編成に苦慮することが予想されておりますので、徹底した歳出削減に職員一同全力で取り組まなければならない状況にあると思っております。

また、現在財政担当にて査定中の状況でありまして、個別具体的な事業の予算要望の内容等については、答弁を差し控えさせていただきますが、近年の社会保障関係費や人件費等の増加が見込まれる中で、令和7年度はその義務的経費が前年度よりも増加する見込みであります。

また、物価高に係る対応や防災減災対策事業、自治体DXの推進事業等についても取り組む必要があることから、このことにより一般財源負担も大きくなることが想定されます。

いずれにいたしましても、令和7年度の予算編成に当たっては、例年にない厳しい予算編成となると思っておりますが、住民福祉の向上のためにも適切な予算編成を行ってまいりたいと考えております。

次に、⑤、臨時財政対策債の近年の発行動向についてでございますが、臨時財政対策債における近年の発行動向ですが、まずは令和元年度から令和5年度までにおける臨時財政対策債の過去5年間の発行額について申し上げますと、令和元年度は2億3,672万6,000円、令和2年度は2億9,712万5,000円、令和3年度は5億5,444万9,000円、令和4年度は1億3,445万2,000円、令和5年度は5,292万4,000円となっております。

議員ご承知のとおり、臨時財政対策債とは国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額の一部を一旦地方公共団体に借金をして賄っていく地方債であり、臨時財政対策債の元利償還金総当額は、その全額を後年度の普通交付税によって措置することとされております。近年は、その発行額が抑制傾向にありまして、令和6年度については今後発行手続を予定していますが、発行可能額については2,843万8,000円と示されたところでございまして、これは令和5年度発行額対比でマイナス2,448万6,000円となっております。

令和7年度につきましては、令和6年8月に総務省が発表した令和7年度の地方財政の課題の資料によりますと、令和7年度地方財政収支の仮試算においては、その財源不足額が1.9兆円と示され、このうち臨時財政対策債の発行に伴う財源補填分は0.8兆円と示されました。これは、令和6年度における地方財政計画の発行額である0.5兆円から0.3兆円増加していることから、本資料に基づきますと、令和7年度については令和6年度と比較しますと、発行可能額が若干増額となることが現状では予想されます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員のご質問、質問事項1、令和7年度予算編成及び財政運営についてのうち、④の令和7年度歳入（税）についての認識につきまして答弁させていただきます。

なお、今後町長査定等が行われますが、現時点での税務課積算見込額の回答となりますことをご了承ください。

それでは、まず個人町民税でございますが、均等割につきましては、令和6年度当初予算と比較してほぼ同額を見込んでおります。所得割につきましては、課税者が100人程度増加していることから、103%の歳入予算を見込んでおります。

次に、法人町民税でございますが、均等割につきましては、資本金10億円を超える法人数に変動があり、令和6年度と比較して90%の歳入予算を見込んでおります。法人税割につきましては、コロナ禍からの回復傾向のため、今年度の歳入状況から現時点では令和6年度当初予算と比較して127%の歳入予算を見込んでおります。

次に、固定資産税でございますが、土地償却資産においては、令和6年度の補正予算後とほぼ同

額を見込んでおります。また、家屋につきましては、住宅、店舗、工場など新築分を見込み、若干の増額を見込んでおります。

次に、軽自動車税でございますが、原付バイクや軽四輪自動車の種別割において、若干の台数増加が見られますが、令和6年度補正予算後と比較し、ほぼ同額を見込んでおります。また、環境性能割につきましては、軽四輪自動車の乗換え台数に増加が見込まれることから、120%の予算を見込んでおります。

次に、たばこ税でございますが、近年の禁煙志向により年々売上げ本数が減少傾向であることから、令和6年度と比較し98%の歳入予算を見込んでおります。

次に、国民健康保険税でございますが、加入世帯数が年々減少傾向にあり、現時点では令和9年度の県下水準統一保険料に向け、国保運営協議会におきまして保険税額をご審議いただいている状況でございますが、令和7年、8年にどの程度の改定を行うかも含めまして審議中であり、今日現在では令和6年度と比較して95%の歳入予算を見込んでおります。

冒頭でも申し上げましたが、現時点での税務課における積算でございますので、今後の町査定や法改正等により変更がある場合がございますので、ご了承願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問のうち、質問事項2、地域包括支援センターについて答弁させていただきます。

初めに、地域包括支援センターについて説明をさせていただきます。地域包括支援センターは、介護保険法に基づき設置されました。平成12年（2000年）に介護保険制度が創設され、高齢化や核家族化の進行などを背景に介護を社会全体で支える仕組みが始まりました。その後、平成18年（2006年）4月、介護保険法の改正に伴い地域包括ケアシステムを支える地域の中核機関として、新たに地域包括支援センターの設置が定められました。地域包括ケアシステムとは、高齢化が進み高齢者ニーズの増大、独り暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加などが見られる中、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して最後まで続けることができるように、地域で助け合う体制のことです。それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、介護保険制度と医療保険制度の両分野から高齢者を地域で支えていくものとなります。

滑川町では、平成18年（2006年）4月に当時の町民福祉課内に町民の介護や医療に関する総合相談窓口として、町直営の地域包括支援センターを設置しました。地域包括支援センターは、滑川町のように市町村直営型と社会福祉法人や社会福祉協議会、医療法人等へ委託する委託型があります。埼玉県の場合としては、令和6年4月1日現在290か所の地域包括支援センターが設置されており、直営型が約1割の23か所、委託型が約9割の267か所となっております。

また、地域包括支援センターは日常生活圏域に1か所設置と言われており、生活圏域とはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される範囲で、具体的には中学校区と言われておりますので、滑川町の地域包括支援センターは1か所となっております。

質問事項①、地域包括支援センターのサービス等その役割は住民にどの程度理解されているか、住民の認知度について答弁させていただきます。

町では、3年に1度滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎資料収集を目的として、40歳以上の町民を対象にアンケート調査を実施しております。平成18年4月に滑川町に直営型の地域包括支援センターが設置された後、直近で行われた調査は、計画期間平成21年度から平成23年度の第4期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に向けて、平成20年1月に行われた高齢者等の実態調査になります。

その調査の結果、地域包括支援センターの周知状況について、「地域包括支援センターの役割を知っている」と答えた方は、65歳以上の第1号被保険者で15%であり、40歳から64歳の第2号被保険者は5.9%でした。また、その半数は「名前を聞いたこともない」と答えております。

介護保険を申請している在宅の要支援・要介護認定者では、30%が「役割を知っている」、地域包括支援センターのケアプラン作成の対象である要支援1・要支援2の認定者は、50%が「役割を知っている」と答えており、認知度が高いことがうかがわれますが、30%は「具体的なことは知らない」と答えています。高齢者の総合相談窓口としては認知度が低く、また実際介護保険を利用している方でも、地域包括支援センターという名前、言葉を聞いたことがあっても、活用方法が分からない人が多いことが分かります。

今年度から第9期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間に入っております。計画策定に向けて、令和4年12月から令和5年2月にかけて実態調査を実施しました。今回の調査内容には、地域包括支援センターの周知状況についての設問はありませんが、助け合いについての項目の中で相談相手について調査を行っております。

対象は、65歳以上の介護認定を受けていない方と地域包括支援センターが担当しています要支援総合事業対象者となります。家族や友人、知人以外で何かあったときに相談する相手を尋ねたところ、医師・歯科医師・看護師が23.9%で最も多く、次いで地域包括支援センター、役所・役場が19.7%、ケアマネジャーが15.6%、社会福祉協議会・民生委員が10.7%などとなっております。一方39.7%は「そのような人はいない」と回答しています。

調査の結果で判断しますと、地域包括支援センターは地域の高齢者がそれを取り巻く家族から十分に認知されているとは言えないのが実情です。しかし、実際は高齢者に関する相談は、ほぼ高齢介護課へつながっており、高齢介護課内にあります地域包括支援センターで対応しております。一度地域包括支援センターへつながった方は、その後も地域包括支援センターが中心となり支援が継続されています。

質問事項②、地域包括支援センターの仕事を知ってもらうための案内や啓発は、どのようなことをしてきたのか、今後の認知度アップの施策はについて答弁をさせていただきます。

滑川町に地域包括支援センターが設置された平成18年は、介護保険制度も大きく変わりましたので、介護保険担当と地域包括支援センターの職員で各集会所を回り説明を行いました。各地区の老人会を対象に行っています教育委員会主催の寿学級の中で時間をいただき、今までの介護保険サービスはできないことを補うサービスでしたが、新たにできることを引き出すサービスへ変わり、介護予防や自立支援の強化、地域ぐるみで高齢者の生活を支える仕組みを進める機関として地域包括支援センターが設置されたことを、自前で作成しました模造紙サイズの大型紙芝居を用いて説明をさせていただきます、高齢者の皆様に地域包括支援センターを覚えていただけるよう、顔の見える関係づくりに努めました。その当時私もおりましたので、今回赤沼議員より一般質問をいただき、18年前の初心を思い出させていただきました。

啓発としては、広報なめがわへ毎月地域包括支援センターとして掲載させていただいています。最近では、滑川町公式LINEも掲載しております。そのほか、民生委員の定例会への出席、老人会、区長会などの説明を通して相談しやすい関係づくりに努めました。

また、地域包括支援センター主催の介護予防教室の開催や自主グループの支援、認知症の相談日を設けるなど、元気な高齢者への周知にも努めております。

認知症施策として実施しております認知症サポーター養成講座は、町内の小学校、中学校、高校でも開催させていただき、若い人たちへも地域包括支援センターの周知に努めております。高齢者に関する情報は、病院や警察、施設などから集まっており、関係機関での認知度は高くなっていると感じています。介護が必要となる前からぜひ地域包括支援センターを有効に活用していただくため、今後も知名度アップは必要と考えます。

今後の施策としては、今まで行っていることの継続に加え、新たに今年3月に開始しました移動販売車の後部にあります大型モニターで地域包括支援センターの宣伝をさせていただきたいと考えております。町内35か所の停留所に止まっております。そのほか、地域住民の要望がありましたら、地域包括支援センターについての出張講座も可能と考えます。

今後も高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターをより多くの町民に活用いただけるよう、相談窓口の周知と分かりやすい情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、再質問を願います。

○9番（赤沼正副議員） 丁寧かつ詳細に説明をいただき、ありがとうございます。

総務政策課長に再質問をさせていただきます。「前年踏襲、現状維持では一歩も前に進まない。その考えは捨てること」、この考えは基本理念であるとのことですが、前年踏襲、現状維持からの脱却は、常に業務遂行に当たり疑問を持って自ら試行錯誤を繰り返していく、このようなことが職

員が仕事をしていく上で常に意識して、日常的に行われていくことが必要だと考えますが、この件についていかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

前年踏襲、現状維持の考え方からの脱却は、議員ご指摘のとおり、これは住民福祉の向上に努めなければならない私たち職員の基本的かつ重要な考え方の一つでもあります。大塚町長が前年度の予算編成会議で、なぜこのような言葉を申し上げたのかといま一度振り返りますと、それは自治体が実施する事務や事業には多くの場合予算が伴い、その予算、すなわちお金というのは皆様方からお預かりした税金や使用料等が多く占めております。

町としては、このような貴重な財源を預かる立場といたしまして、これらを有効に活用させていただく責務がありますので、地方自治法にも規定されている最小の経費で最大の効果を上げるために、どのような行政サービスが住民にとって最適なのかを常に職員自らが考え続ける必要があると考えています。

残念ながら財源には限りがあります。だからこそ、前年踏襲、現状維持の考え方からの脱却が必要であり、予算編成に当たっては改めて他自治体の事例参照や国県補助金等の活用可能性等を検討し、既存事業をゼロベースで見直すことで一からの予算編成に努めたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。今後とも最小の経費で最大の効果を上げるよう頑張るといふ答弁をいただきましたので、よろしく願いをいたします。

続きまして、臨時財政対策債についてお伺いをいたします。臨時財政対策債は、交付税措置により元利償還金の100%は交付税の基準財政需要額に算入をされるということになっております。これにより、交付税の交付額が増えるということにはなりませんけれども、総務省は「臨時財政対策債の抑制は地方財政の悪化を防ぎ、財政規律を強化し、地方自治体の財政状況を健全化し、将来にわたって安定的な財政運営を確保するため重要な取組」と言っております。

このような状況の中、自治体として行政の継続性を図るためには、今後自主財源の強化や歳出削減など、財政状況改善のための努力を一層進めることによる財政の健全化を維持する必要があると考えますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁をいたします。

近年は、臨時財政対策債の発行が抑制傾向でありますので、地方交付税制度の本来の姿になりつ

つありますが、平成13年度から開始された臨時財政対策債の解消にはいまだ至っていないのが現状です。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置といえども地方債残高には計上され、令和5年度末における滑川町の臨時財政対策債の残高は31億5,030万3,000円であり、うちこれは地方債残高の合計額である49億8,200万7,000円の約63%を占めている状況であり、大きな財政負担となっていることには変わりありません。

先ほど答弁させていただきましたが、令和7年度予算に当たっては、過去最大の収支不足が見込まれていますので、今後の持続可能な財政運営のためにも財政健全化の取組は急務でございます。

歳入に当たっては、町税の収納率向上に向けた取組を継続するとともに、町有地の有効活用による財産収入の確保、また使用料、手数料等の見直しをはじめとした自主財源の確保に積極的に取り組むとともに、歳出に当たっては事業の政策評価による事業見直しや今後予定されている公共事業の適切な投資等により後年度の財政負担を考慮しながら、さらなる財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。財政の健全化が崩れた自治体は、行政の継続が困難に陥っていきます。引き続き財政収支の動向を常に留意の上、行政運営をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、税務課長に再質問をさせていただきます。先ほどは具体的な回答をいただきましてありがとうございました。今話題になっている103万円、106万円、130万円の壁、その解消が議論をされています。税込減を和らげるために、非課税枠の上げ幅の抑制や減税対象とする税目、所得制限の有無などが問題となります。

地方自治体においては、税金の減収が懸念されています。住民税も含み所得控除の金額を現在の103万円から178万円まで一律に引き上げた場合、滑川町においては3億円強の個人住民税の減税となり得ると考えられます。

さらに、所得税の33.1%は国が地方自治体に交付する地方交付税に回しており、所得税の減収の影響も受ける可能性もあります。

令和7年度の税制調査会で検討されるということですが、今後このような収入減の懸念をどのように認識し、対応しているのか税務課長にお伺いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員さんの再質問に答弁いたします。

まず、現時点での税務課での減収に係る考えであり、年収の壁について申し上げることではない

こととして答弁とさせていただきます。

103万円の壁につきまして、連日テレビや新聞で報道されておりますが、仮に178万円とすれば、国、地方合わせて7兆円から8兆円の減税となり、そのうち地方税への影響が4兆円と報道されております。

住民税への影響については、例えば178万円マイナス103万円の差額75万円に住民税の税率10%を掛けた7万5,000円が1人当たりの減収となる計算になります。滑川町の令和6年度の課税状況に当てはめて計算すると、約8,200人程度に影響し、その金額の6割が町民税分、4割が県税分となります。その結果、町民税の減収は約3億7,000万円となります。この額は、令和6年度の個人町民税の歳入額の減税がなければ約11億円であることから、約3分の1の額に当たります。

なお、今後の税制改正の状況にもよりますが、基礎控除や扶養控除に係ることとなりますと、国民健康保険税や保育料などにも影響が出る可能性がありますことを申し上げておきます。

次に、所得税の減収による地方税への影響でございますが、国税の減収が仮に4兆円とした場合、単純に人口比で計算し、赤沼議員の言われる33.1%分を交付税としますと、約2億1,000万円が所得税の減収に伴う地方交付税への影響額となります。これら町民税や交付税の減収は、町の財政にとって重大な問題であります。

先日も全国知事会で国への要望が報道されていましたが、税務課といたしましては、今後の報道等の情報収集に努めるほか、財政担当の総務政策課と協力し、国に対し地方財源の確保や圧迫しないよう強く求めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。引き続き地方財源の確保には努めていただきたいというふうに思います。

最後に、高齢介護課長に質問をさせていただきます。まず、平成18年の地域包括支援センターの設置以来、種々の方法を使って各地域の高齢者と相談しやすい関係づくりに努力していただいたことに対しまして、感謝を申し上げます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を見ると、2050年に向けて高齢化の人口指数は、滑川町は比企管内の他市町が横ばいや減少する中、大幅な増加傾向にあります。今後、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制、地域包括ケアシステムの構築が推進をされております。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関であり、地域内の高齢者に対する総合相談、権利擁護、支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行う公的機関ですが、名称を見ると地域を包括して支援するセンター、誰に対して何をしてくれるのかが分かり

にくい名称であります。法律上の名称とは別に、分かりやすい名称にすることでセンターへの相談につながり、住民への理解度につながると思います。

例えば、高齢者相談サービスセンターとか、高齢者相談支援センターとか、内容が分かりやすく、自分や周り的高齢者が困ったときにどこに相談するのかが分かりやすい名称にすることで安心感も生まれると思いますけれども、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

赤沼議員のおっしゃるとおり、地域包括支援センターが高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関であることは、名称からはイメージしにくいところがあるかもしれません。名称に高齢者を入れることで、高齢者を支え支援する機関ということがすぐに分かり、住民の理解度アップへもつながると考えます。

ただし、滑川町は平成18年から地域包括支援センターという名称を使ってきました。また、近隣の市町村も地域包括支援センターの名称のため、他市町村の住民からは地域包括支援センター宛ての電話や、尋ねてくる方も多くあります。名称をつけることにより町民に分かりやすくする反面、混乱を招くこともあるのではないかと懸念があります。

今後、関係者のご意見を伺いながら地域包括支援センターに関する調査審議する機関であります滑川町介護保険運営協議会の中で、検討させていただきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。何かの機会に担当者が集まったりする中で、協議という形ではなくても、こんな名称を使って比企なら比企全体で分かりやすくしたらどうかという提案等、ちょっとした話の中で出していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

地域包括支援センターでは、定期的に地域推進会議というものを設けております。その中には、町内の介護保険事業所、またケアマネジャー、また社会福祉協議会と関係している機関の方が参加しておりますので、まずはその中で、長年の経験の中で名称を変えた場合にどうかなというところから聞いていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。以上で、私の質問を終了させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時といたします。

休 憩 （午後 1時49分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位8番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹でございます。議長のお許しをいただきましたので、町政に対する一般質問を発言通告に従い質問させていただきます。

まず、質問事項1、災害拠点の上下水道の耐震化についてでございます。先日の埼玉新聞に、「災害拠点、水道耐震化15%、損壊で断水長期化おそれ」との大見出しの記事がありました。記事によりますと、「国土交通省が1月の能登半島地震を受け、全国にある上下水道の緊急点検結果を公表した。避難所や災害拠点病院など、重要建築物のうち接続する水道管路と下水道管路、ポンプ場が全て耐震化されているのは15%にとどまった。運営する自治体の財政難が背景。発生してから10か月となった能登半島地震では、多くの管路などが損壊して復旧作業が難航し、断水が長引いた。今後の災害でも同様の事態が起きかねず、国土交通省は対策を促す」とあり、埼玉は導水管で45%のことでございます。

今回の国土交通省の調査は、基幹施設の中でも特に上下水道システムの急所施設と、避難所などの重要施設に接続する上下水道の管路やポンプ場を対象とし、地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等を重要施設として上下水道一体で耐震化を推進する観点から、給水区域内かつ下水道処理区域内の重要施設に接続する管路等を対象として調査している模様でございます。

具体的には、まず1点目として、上下水道システムの急所施設、つまりその施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設として、上水道では取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池を、下水道では下水処理場、下水処理場から下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場を調査対象とし、2点目として避難所などの重要施設に接続する水道、下水道の管路等として、上水道では避難所などの重要施設に接続する水道管路（配水本管及び配水支管）を、下水道では避難所などの重要施設から下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場を調査対象としているようです。国土交通省のホームページには、滑川町の数値も掲載されておりますが、具体的な内容は分からない状態になっております。

そこで、質問させていただきたいと思っております。今回の国土交通省の緊急点検に関する滑川町の状

況、内容を具体的にお聞かせいただきたいと思います。

質問事項の2です。つきのわ駅前の整備・管理についてでございます。滑川町内には、森林公園駅とつきのわ駅の2つの駅があり、これらの駅を中心として土地区画整理事業が行われ、住宅地として多くの住民が居住しております。このうち、森林公園駅前広場に関しては、前回の議会で3番議員が質問されましたが、今回私はつきのわ駅について質問させていただきたいと存じます。

つきのわ駅は地区計画により、駅前広場停車場線に面する1階の部分を居住の用に供する建築物の建築が制限されていることもありまして、駅前広場周辺にはほとんど建築物がなく、駐車場、空き地、農地となっているのが現状です。町の玄関口の一つとしては寂しい限りですが、この寂しさに拍車をかけているのが駅前ロータリーの雑草の繁茂です。今は初冬になりましたので、その後の除草作業もありましてきれいにはなっているのですけれども、雑草の繁茂が大きな一つの要因となっていると思います。

町では、駅前ロータリーの管理の一環として、植栽帯及び土地区画整理事業竣工記念碑やメタセコイアの周りの土地の雑草も定期的に除草管理していることと存じますが、今年は暑かった上に降水量も多かったことあるのでしょうか、雑草の繁茂が放置されている期間が長かったように思います。

駅を降りて目の前に建築物がないのは寂しいですが、その上、駅前ロータリーの草が伸び放題では、町の印象にマイナスでしかありません。町へのイメージを改善するためにも、何点か質問させていただきたいと思います。

まず1点目、駅前ロータリーの管理方針と除草の頻度をお示しいただきたいと存じます。

2点目、駅前に雑草が繁茂していると見通しも悪くなり、犯罪を誘発しやすくなると思います。除草頻度を改善して環境改善することはできないでしょうか。

3点目です。最近、町内でも各種犯罪が増加傾向にあるようですが、つきのわ駅周辺には交番や駐在所などの施設がありません。これらの施設の設置につきましては、以前から自治会からも設置要望がなされていると認識しておりますが、現状での設置の見込み等をお知らせください。

4点目です。つきのわ駅南側には、東武鉄道が分譲住宅販売のために建築したフランサパビリオンという建物がありますが、現状では有効活用されておられません。この施設を町として活用できないか、やはり以前から提案がなされてきたところでございますが、このフランサパビリオンを町で借り入れる、あるいは購入して活用することはできないか、改めて伺いたいと思います。

質問事項3です。大塚町長就任から2年が経過した評価と今後について質問させていただきたいと思います。

大塚町長は、一昨年10月に滑川町長に就任して2年が経過したところでございます。この間、公約として掲げられたスクールバスの導入やさくらまつりの新規開催、町制施行40周年記念式典の開催等、多くの成果を上げてこられました。ご尽力に心から敬意を表します。

町長の任期4年のうち半分の2年を経過した今、この2年間の町長としての姿勢についてご自身でどのように評価しているのかお伺いいたします。

まずは、ここまでお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、災害拠点の上下水道の耐震化についてを宮島上下水道課長に、質問事項2、つきのわ駅前整備管理についてのうち、①、駅前ロータリーの管理方針と除草の頻度についてと、②、除草頻度を改善して環境改善への取組についてを福島建設課長に、質問事項2、つきのわ駅前整備管理についてのうち、③、駅前交番や駐在所などの設置見込みについてと、④、フランサパビリオンを町で借り入れ、または購入の予定はあるかについてを篠崎総務政策課長に、質問事項3、大塚町長就任から2年を経過した評価と今後についてを大塚町長にそれぞれ答弁願います。

初めに、宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、原議員ご質問の質問事項1、災害拠点の上下水道の耐震化について答弁いたします。

まず、ご質問にあります国土交通省による今回の調査でございますが、6月28日付で各都道府県水道行政担当部長宛てに調査依頼が、また7月3日付で埼玉県より県内水道事業担当部長宛てに調査依頼があり、今回、調査結果が公表されたものでございます。

今回調査の趣旨、目的でございますが、国土交通省では、既存の水道施設の耐震化に関し、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や救助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高いものとして、地域防災計画等へ位置づけられている施設へ給水する管路については、優先的に耐震化を進めるとされており、今般の能登半島地震における上下水道施設への甚大な被害を踏まえ、今後の地震対策の在り方等について検討を行うため、本年3月に上下水道地震対策検討委員会を設置し議論を行っており、その中で避難所など重要施設に係る水道管・下水道管の一体的な耐震化に取り組んでいくべきとされたことから、水道事業者等における令和4年度末時点及び令和5年度末時点の重要給水施設の設定及び当該施設に至る管路の耐震化に関する状況を適切に把握し、優先順位に基づく効果的な耐震化対策の実施に資することを目的として調査を実施したものでございます。

ご質問いただいております滑川町の状況でございますが、今回の調査は、水道管・下水道管の一体的な耐震化の推進が重要であることから、上水道及び下水道が整備されている地域が対象となっております。

まず、急所施設の耐震化状況についてでございますが、本町は上水道において浄水場を稼働しておらず、100%県水からの供給となっております。したがって、急所施設としては県水を受水するための配水場までの送水管と配水池が対象となっております。送水管の延長3.19キロメートル

に対し、耐震管は3.15キロメートル、耐震化率は99%でございました。また、配水池については、有効容量7,000立米に対し、耐震化有効容量は7,000立米で耐震化率100%となっております。

続きまして、下水道の状況についてでございますが、今回の調査対象となっている急所施設の該当はありませんでした。

続きまして、重要施設として位置づけている施設の箇所数でございますが、滑川町の対象地域にある重要施設数は5施設でございます。詳細でございますが、月輪地内の滑川総合高等学校、月の輪小学校、市川クリニック、エンゼルクリニック、羽尾地内の森林公園メンタルクリニックでございます。こちらは、滑川町地域防災計画で避難所として指定されている施設と、医療施設ということで対象とさせていただきます。

この5施設のうち、上水道・下水道の管路双方が耐震化されている施設数は、月輪地内の滑川総合高等学校、月の輪小学校、市川クリニック、エンゼルクリニックの以上4施設となっております。

続きまして、これらの重要施設に接続する上下水道管路の状況についてでございます。まず、重要施設に接続する水道管路の耐震化状況として、耐震管路延長7.4キロメートルに対しまして、耐震管延長1.92キロメートル、耐震管率は26%でございました。

また、重要施設に接続する下水道処理場直前の合流地点までの下水道管路等の耐震化状況として、対象全下水道管路延長4.8キロメートルに対して、耐震化された延長は4.8キロメートル、耐震管率は100%で、ポンプ場についての該当はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員のご質問に答弁いたします。

質問事項2の、つきのわ駅前整備・管理についてのうち、1、駅前ロータリーの管理方針と除草の頻度をお示しくださいについてでございますが、つきのわ駅前広場は、滑川町シルバー人材センターへ維持管理作業を委託しております。日常の清掃作業と中低木の剪定作業、除草作業を依頼しております。日常の清掃作業については、週2から3回実施しております。中低木の剪定作業は年1回、除草作業につきましては、年3回程度の作業を計画しております。

今年度の現在までの除草作業実績は、北口広場が4月と10月の2回、南口広場が6月と10月の2回の実施となっております。

次に、②の駅前に雑草が繁茂していると見通しも悪くなり、犯罪を誘発しやすくなると思います。除草頻度を改善して環境改善することはできないでしょうかについてでございますが、除草作業の実施回数が予定回数を下回り、ご指摘のとおり草が繁茂する期間が長期にわたった点については、地域住民の方々と駅利用者の方々にご迷惑をおかけすることとなり、町としても維持管理上の大きな課題と認識しております。

近年は地球温暖化の影響もあり、猛暑日になる日が多くなっております。特に、今年度は例年と比較しても猛暑日が多く、委託先であるシルバー人材センターにおいても気温が35度以上となる猛暑日については、会員の体調に配慮し作業中止をしております。駅前広場の除草作業のスケジュールに大きく影響が出てしまいました。

今後は、除草作業について時間帯の変更やシルバー人材センターだけでなく、真夏の時期については、民間事業者の一部作業を依頼するなど、適切な環境と安全、安心を維持できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、つきのわ駅前の整備・管理についてのうち、③、駅周辺に交番や駐在所の設置見込み等についてでございますが、町では、平成16年12月からつきのわ駅北口駅前広場に接する土地170.16平米を確保した上で、県に対しつきのわ駅周辺地域の交番設置を毎年要望しております。この要望に対し、警察本部からは、「交番の設置は地域における犯罪や交通事故の発生状況等の治安情勢、人口、面積、近隣の警察施設の配置状況などに加え、地域住民の意見・要望等を総合的に勘案し、適切に警察活動を実施する観点から行うこととしておりますが、新たな増員が措置されず、警察官数が限られている現状において、交番の新設は困難でありますので、現段階では、現在の体制において、効率的かつ効果的に警察活動ができるよう運用してまいります。今後、交番の改築時における施設等も含め、必要性を十分に勘案した上で検討してまいります」と回答があり、新設実現は非常に厳しい状況でございます。

次に、④、フランサパビリオンの活用についてでございますが、フランサパビリオンは、月輪土地区画整理事業に伴い、東武鉄道の住宅販売センターとして建築された施設であり、東武鉄道が土地と建物を所有し管理しています。

現在の用途としては、建物の一部を事務所として利用し、駅付近の駐車場管理や土地の雑草対策等の業務を行っているとのこと。町に対しては、有害ごみ置場として場所を提供いただいているところでございます。

今年度、来年度で総合振興計画の見直しを行っております。今後、駅前の活性化や町づくりを計画する中で、どのような機能、施設が必要かを見極め、東武鉄道に協力を求めながら、フランサパビリオンの活用についても一つの選択肢として検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、原議員の質問に答弁いたします。

2年前に町長選挙にチャレンジする決意をしたとき、「町長として選ばれた者しか経験できない世界で、町民のためにしっかりと働いてください」と背中を押していただいたことを、今ごとのように思い出します。

町長になり早いもので2年が過ぎ、その自己評価ですが、町の職員は毎年人事評価基準として、自ら立てた自己評価に対して上司から最終評価をいただきます。私にとってもある意味同様なことではありますが、評価されるべき掲げた公約が評価基準であり、自ら掲げた自己評価を評価者である町民の皆様、さらには間接的には議会の皆様に評価をいただくこととなります。

私は、公約については令和4年6月に町長を目指す決意し、後援会活動を通じて町内をくまなく歩く中で、たくさんの町民の方と出会い、意見を交換し、時には議論し、今の滑川町に必要なこと、さらには自分が何ができることなのかを肌で感じ、整理していく中で、自らの考えで選挙公示の日に公約として掲げ、立候補いたしました。

公約内容は、自らの目標としては、選挙戦5日間の中で必ず実現するという強い信念で訴えてまいりました。テーマキャッチコピーは、「経験と実力を生かしたピカッと輝くまちづくり」としてスタートしました。訴える方法として選んだのが、人前での演説は苦手かつ内容も稚拙ですが、過去に例のない町内50数か所における選挙カーを止めての街頭演説とし、自分の自己目標、公約を直接町民の皆様のヒアリングを受けることといたしました。大変暑い中を行動を共にしていただいた支援者の方々には、心から感謝をしております。

私は、公約はなるべく分かりやすく具体的なものとして、今までのすばらしい結果を残された吉田前町政の福祉・教育・農業・環境政策については継続堅持することとし、吉田町政で実現できなかったスクールバスの運行開始、自ら考案したデマンド交通の運行日数の拡大、さらには財政状況で実現できなかった町民の夢だったコミュニティセンター建設の実現、福祉の拠点である社会福祉協議会を中心とした（仮称）福祉センター建設について、実現可能な公約として具体的に提案をいたしました。

さらに加えて、コロナで沈み返った町を元気にする、それにはまずは地域を元気にすることだと、そのためには自分も職員時代に地域づくりに積極的に携わった経験から、もう一度地域活動を復活させる、そしてその場には自ら出向き、皆様の声を行政に生かすアドバイスをいただく機会と捉えていると約束し、今約束どおり積極的に参加、現在に至っております。

さて、その全体的な評価ですが、公約実現に向けては大きな予算を伴うものは、課長をはじめ職員が検討会議により手を加え、町の案として町民代表である議会において審議、ご理解をいただいて進めてきました。多少のつまずき、予想できなかった反対意見などもある中、予算額や事業量の差こそありますが、8割方のめどはついたような感じがしております。

それぞれ全てを述べるには時間を大変要しますので簡略化しますが、10月4日、初登庁としてす

ぐに指示をしたのが、デマンドの運行日数を増やし、待機日数を減らすことの検討、スクールバスの次年度早期運行を実現するため、予算など関係しないことは直ちに検討に入ること、そして役場の受付窓口を置くこと、またコロナで秋の行事が全て既に中止になっていることから、とにかく難しいことは考えずにみんなで遊ぼう、みんなで元気を出そう、町がとにかく見本を示すということで遊び感覚を取り入れた事業として、第1回のさくらまつりの開催の指示をしました。

公約ですから、一日も早く実現することを目標にしておりますので、予算が成立できるまでの準備、段取りは全てやること、特にスクールバスについては一日も早く実現させたいことから、丁寧に緻密に全ての意見を聞き、調整は早く、そして計画するように指示をさせていただきました。結果として、いずれのことも職員の本気度がかいま見え、全てが成功することができました。

さらに、同時に進めていた（仮称）福祉センターについては、当初の社会福祉協議会建設を検討する目標から、埼玉県内の状況を柔軟に鑑みて、子ども家庭総合支援拠点や子どもの第三の居場所が加わる複合施設として今着工しております。さらに、コミセンの設計も進み、工事着手が残りますが、新年度予算で議決をいただければ、令和7年から8年の完成を目指すこととなります。

私は、これらを進めることができた大きな要因は、職員の総力の結集だと思います。職務命令に従うのは必要ですが、そこには見えない職員の努力が全てに作用しております。私が一番気がかりだったことが、滑川町内を歩いたときに聞かされ、気になったことが、役場職員の接客態度や役場そのものへの評価の低さでした。コロナもあり、住民の皆さんのやるせない鬱積した気持ちもあり、それが役場に向けられたところもあるかもしれません。しかし、私も職員でしたので、この評価にはショックを受け、これは公約に掲げなくても改善したいと考えておりました。

選挙戦の街頭演説の初日のスタートの場所に役場を選んだのもこれが理由で、職員に対して厳しい言葉ではあったかもしれませんが、私が町長になろうがなるまいが、住民の皆さんの評価は決して高くはないぞということを伝えたかったのです。職員として正しいと思うその接客方法が、もし隣に同じ仕事をする行政サービス機関ができたとしても、自分のところにお客さんとして来てもらえる接客方法なのか、自信があるのかという問いかけをしました。

これは、10月4日役場に初登庁した挨拶でも申し上げました。解決策の糸口の一つとして、玄関に職員の窓口を設けました。労働強化にもつながるかもしれないので、当時の総務政策課長であった現在の副町長に相談し、各課長の理解や職員組合の協力を得て実施することとなり、現在に至っております。

特段予算をかけたわけではありません。職員が今まで以上の創意工夫により汗を流すことにより、このことが1か月もしないうちに町民の方の評価として表れ、あちらこちらから「役場の雰囲気が変わった。職員の人に本当に親切に世話になった」との評価、お褒めの言葉を、お世辞もあるかもしれませんが、何回も何回もお礼の言葉をいただきました。とにかく、町民の話を聞くという職員の態度、接客サービスが町民の皆様に認められ、まさに信を得たのだと感じます。

そして、町を元気にするための行動を起こしました。コロナが5類に変更になったことも追い風になり、区長会や社会福祉協議会を通じて地域のふれあい祭りなどの実施をお願いしたところ、2年間で全ての町内の地区が実施をしていただくことになりました。

また、教育委員会や各種団体が進めるスポーツ大会も開催されるようになり、私も積極的に参加し、町民に訴えたとおり、行政報告の場として一番レアな情報、正直な情報を伝え、交流に努めてまいりました。

昨年1月、大変な認定を受けました。これは私の努力とは異なりますが、産業振興課の6年にわたる努力としての日本農業遺産に認定されたことです。さらに、これらを皮切りにして、今までの努力が功績として花開く結果となり、持続可能性のある滑川町、全国でも6番目に人口を増加する町として評価され、取材により全国デビューもさせていただきました。全国紙を見た町内出身の方が、神奈川県からもわざわざお祝いに駆けつけていただいたように、大きな反響を得ました。

また、直近では日頃の税務課職員の収税の努力により、税金の収納率が前年比率で初めて県内1位になるなど、地道な努力の結果としてすばらしい成果を上げていることに、埼玉県知事表彰もいただくことができました。

また、町が元気になる側面からの応援として、滑川中学陸上部が女子・男子と連続して全国駅伝大会に初出場、さらには各種イベントにおいて滑川中吹奏学部の皆さんには常に町のイベントを盛り上げていただきました。この間、小学、中学、さらには滑川総合高校まで挙げれば切りがないほどたくさんの応援、元気をいただいております。

職員も少ない中で、また厳しいスケジュールの中で、第1回、第2回と過去に例のないさくらまつりの企画運営、そして今年は特に町制40周年記念として、記念式典や講演会、40年ぶりの花火大会など、様々なイベントの企画にチャレンジしていただき、多くの町民が喜ばれたこと、こういうときに責任者として立っている自分は本当に恵まれていると、町民の皆様からもついている、あるいは何かを持っているのかとお祝いの言葉をかけていただきます。

就任以来の2年間、様々な会議、イベント、スポーツ大会などの写真がアルバムとして記録され、町長室に保管されております。今回、質問をいただきましたので、改めて見直しますと、皆さんマスクで笑顔が見えない写真が就任から半年の期間收藏されております。それが今や笑顔、笑顔の写真になっております。

コロナ禍からスタートしましたが、私の町政も今はすばらしいときを迎え、私の笑顔も数段輝いておりました。このようなことから、全体評価としては自分が言うのもおかしいですが、新米町長としては及第点に至っていると自負をしております。

しかしながら、反省しなければならない点、できていない問題点もあります。今年の夏の線状降水帯の短時間の雨による被害等もあり、解決策が望まれております。浮き足立って自分で自分の靴ひもを踏んで転倒しないように、しっかり足元を見て、さらに残されている諸問題に今後も積極的

に取り組んでいきたいと考えております。

以上、長くなりましたが答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、再質問になります。

○10番（原 徹議員） 皆さんすばらしい答弁、特に町長、丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の上下水道の関係ですけれども、重要施設5か所のうち4か所が整備されているのだけれども、1か所がということなのですけれども、ご回答の中から見ると、森林公園メンタルヘルスクリニックが耐震化が完了していないというようなことだと思えますけれども、上水道、下水道のどちらが耐震化していないのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、原議員の再質問に答弁させていただきます。

森林公園メンタルクリニックにつきましては、下水道のほうは耐震化されておりますが、上水道につきましては、まだ耐震管が埋設されていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問を願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。上水道が耐震化していないということなのですが、その耐震化していない部分の耐震化の計画の状況について、ご教示いただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、原議員のご質問に答弁させていただきます。

森林公園メンタルクリニックが開業されている町道108号線につきましては、令和10年度にこの部分の上水道管の布設替えを予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問を願います。

○10番（原 徹議員） 森林公園メンタルクリニックは、10年度には耐震化の予定ということで、ご答弁ありがとうございます。

今回の調査というのが、上水道と下水道両方完備されている地域のみが国の調査の対象だったということなのですけれども、滑川町ですと整備されていない区域のほうが、区域としては圧倒的に広がっていると思えます。

そこで、やはりそちらにも重要な施設というのはあると思えます。そちらの施設の水道管の耐震化の状況をお伺いしたいのですけれども、主な施設として役場庁舎、宮前小学校、福田小学校、滑

川中学校、保健センター、それと医療機関として森林病院、あと療護園滑川さんについて、どのような上水道の耐震状況なのか、お伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、原議員のご質問に答弁させていただきます。

主な施設の水道管の耐震化の予定でございますが、福田小学校におかれましては令和4年度、こちら耐震化が済んでおります。また、森林病院、療護園滑川につきましては、令和5年度、令和6年度にかけまして布設替えを行わせていただきまして、令和6年度に耐震化が終了する予定となっております。

また、宮前小学校につきましては、令和7年度の布設替えの工事で耐震化が完了する予定となっております。

役場庁舎、保健センター、滑川中学校につきましては、令和8年度の管路の布設替えによりまして耐震化が終了する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） ご答弁ありがとうございます。下水道がないところの水道についても、今のご回答では、令和8年度までには完了する予定ということで計画が進んでいるということで一安心しました。

実際、前回9月議会の9番議員の一般質問の回答としましても、重要給水施設や配水管路の耐震化を優先して計画的に行うというご答弁をいただいています。万が一に備えまして、場合によっては柔軟に計画を変更することも考えて、これらの重要管路の整備を優先して進めたいと思います。

個人的な考えでは、上水道、下水道両方が整備されているところを今回国が調査したということなのですけれども、ある意味地震の場合、合併浄化槽というのは水道が来ていて、電気がありさえすれば浄化槽機能が十分に機能するというので、災害時のトイレ等の利用としては、かえって下水道よりも有効性が高いのではないかなという感があります。

下水道については、流末が被害を受けていけば、そこが壊れていなくても下水道としての機能を果たせない、詰まってしまう危険性がありますので、そういう意味も含めて、実際にこれから下水道がないところの上水道管も、本当に最優先で整備していただければと思います。要望としてお伝えさせていただきます。

続きまして、つきのわ駅前整備についてなのですけれども、シルバー人材センターへ維持管理を委託しているという中で、今年特に暑かったということで、ある意味仕方ないのかなと思います。ただ、本当に年に2回になってしまった点、非常に残念なことでした。

私も駅前等を見ていて、日常清掃は結構頻繁にさせていただいているというのをお見受けしております。また、滑川総合高校の生徒さんたちもごみ拾い等させていただいております。駅前のそういうごみとかすごくきれいになっているのですけれども、プラスでしっかりと雑草等の管理等もしていただいて、町の表玄関の一つであるつきのわ駅のイメージダウンを招かないように、イメージアップに努めていただければと思います。

それから、総務課長にご答弁いただいた関係なのですが、交番の設置はなかなか難しいということなのですが、最近、町内でも侵入盗、窃盗ですとか、車両が最近でも盗難されたというようなニュースもあります。住民の皆さんの不安も拡大しておりますので、用地も確保してあるということで、引き続き粘り強く県のほうには交番等の設置に向けて働きかけていただきたいと思っております。

また、フランサパビリオンの活用につきましても、町の中でも特に多くの方が住んでいるつきのわ駅周辺でございますので、この地域の行政サービスの向上、そしてやはり地域の安心安全のためにも、引き続き有効活用について検討を続けていただきたいと思っております。

最後に、3点目の大塚町長の関係ですが、丁寧なご答弁ありがとうございました。町長の言葉でありましたけれども、公約が町長の評価基準だと、町民の皆様にも認めてもらえるように頑張ってきたけれども、8割方のめどがついて、住民の評価としても、職員の雰囲気も変わって町がよくなったというような言葉をいただいているということでありました。

町長、熱い思いを持って、この2年間町政を執行されてこられたと思っておりますけれども、これを踏まえて、残る任期で町の町政の取組について、これからさらに工夫していきたい点とか、何かお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、残り任期での町政の取組についてということで、原議員の質問に答弁いたします。最後に好評がいただけるように頑張りますので、よろしく申し上げます。

先ほど答弁で申し上げましたが、当初の公約として掲げたものは、職員が実現可能性を検討し、町の考えとして議会へ提案、承認を得ながら予想以上に進んでおります。特に今、福祉センターが着工中ですので、無事の完成を目指し、完成後の運営等にそれぞれの組織によりしっかりと対応していきたいと考えています。また、現在進めているコミュニティセンター設計、建設に向けてもしっかり進めていきたいと考えます。

この2つの公共施設については、建設場所、資金の問題、あるいは私の公約を軽視した意見なども含め、様々な反対意見はありますが、その都度説明はしてきましたし、恣意的につくられた反対意見や、個人的に配布するビラなども目にはしますが、早期の完成を望む期待の声に応え進めていく考えです。

また、総論的な元気な町づくりに対しては、各地区行政への活発な活動への援助や、各種団体への援助協力、何といても元気をいただく子どもたち、幼稚園・保育園から小中学校まで、園児、児童生徒への活動支援を含めて、みんなで取り組むこととしたいと思います。

今年、非常にうれしかった一例を挙げますと、突然の相談を受けたわけですが、有志並びに滑川総合高校ラグビー部による地域還元活動として開催された田んぼラグビーは、元気が取り戻されてきたすばらしい活動と実感し、これからもしっかりと応援していきたいと考えております。

さて、第5次滑川町総合振興計画もあと1年となり、計画行政と言いつつも、目まぐるしく変わる国内情勢や、計画にはない新たな緊急事業等も取り組みながら進めてまいりました。総括をしていくとともに、既に令和8年度以降の第6次滑川町総合振興計画の審議会も始まりました。第1回の審議会の挨拶では、はっきり申し上げてきました。計画を立てて、それに基づき行政を行うのが本来ではありますが、時にはそれを上回る事業も検討しなければならない、多様な時代であることへの理解、さらにはその都度修正をしながら総括し、次に進めていくことも必要であることを伝えてあります。

大塚町長になって建築物が増えたというご指摘もありますが、以前にも公共施設の計画になくても、必要性があれば建設もしてまいりましたし、その都度必要に駆られ、補正を組みながらも対応した公共施設もたくさんあります。見えないところでは道路や排水路等の公共物もしっかりでございます。その都度吟味し、今後においても町民代表である議会に提案し、審議、予算化していきたいと考えております。

次に、今後の政策を進める上で重点に置きたいのが、やはり防災・災害対策であり、もう一つは真逆な政策になるかもしれませんが、観光を充実させたいと考えております。防災は、常にやらねばならない重点事項ですので、新たな考えとの言い方はどうかと思いますが、先般の全国町村長を対象にした防災危機管理トップセミナーでも研修しましたが、北陸能登地震などを見ても、東日本大地震から十数年しかたっていない中で、どんどん防災に対する要望等も変化しております。

さらには、ハード面だけではなく、特に今後も急速に進む少子高齢化の被害は防災にも大きく現れてきていることです。自分の命は自分が守る、いわゆる自助の力が高齢化により急激に下がり、いわゆる守れなくなる時代に突入するとされております。

さらに、多様化した時代による地域連携の衰退が自治会加入率の低下などに見るコミュニティ力不足、いわゆる共助の力が機能しなくなります。加えて、少子化や都会への一極集中の影響による若者世代の減少は、ボランティア組織、例として消防団や自主防災組織の弱体化が起きます。

さらに、期待される公助についても様々な公共施設の老朽化の整備や社会福祉費の増加、さらには住民ニーズの高度化により防災への投資が間に合わず、公助の力が衰えていく時期を迎えていると言われます。昔のように命あっての物種、命さえ救われればという考えはなくなり、災害避難所施設の要望も高くなり、一例を出せば、自分も犬を大事にしていますが、ペットの保護などに見る

個別の案件を含め、多様な災害対策ニーズが求められ困難な状況を迎えると言われております。

昨日の質問にあったトイレトレーラーなども最新の要望要項かと思えます。毎年、台風被害のある九州のある村が作成した最新の地域防災計画が参加したセミナーで紹介されましたが、次のようにあります。1つ、役場が一人一人の状況に応じた避難情報を提供することは不可能である。災害の危険性が迫る中で役場が一人一人を助けに行くことはできない。2つとして、役場は万能ではない。村民の命は役場に委ねてはならない。3つとして、避難するかしないかは最後は村民の判断である。自らの命は自ら守る、ほかにも記載はありましたが、行政の限界を地域防災計画に掲載したきれいごとでは命が守れないことの実感からできたものと考えます。実際に、度重なる地震や台風などの被害を受けて災害復旧に時間がかかり、次の対策に手が回らない自治体の本音の行為だと、よしあしは別として評価されております。

埼玉県内、郡内を見ても地形的に恵まれた比較的に災害に強い町とする我が町としては、ここまですら極端な計画を持つことは住民理解が得られませんが、今年の夏の一瞬の出来事を見ると、その問題解決のためにも様々な提言がある中で、町として新たな災害対策を考えなければと思っております。

そして、もう一点は、国内の問題、国難として問われる少子化問題、ある意味これは災害とも言われます。持続可能性のある町として喜んでいるわけにはいきません。滑川町もいずれ高齢化、少子化時代を迎えます。多くの人を呼び込むためにも、滑川町の関係人口、滑川町に興味を持ってもらう人を増やさないと、転入者も減り頭打ちになってしまいます。

森林公園というすばらしい観光資源はありますが、やはり滑川町というブランドを広める必要があります。私は東松山市を中心として観光を強化し、その中で滑川町の魅力を発信し、さらに指揮全体を盛り上げていきたいと考えています。

防災・観光の両面達成するためには、やはり役場の組織から手をつけていかねばならないと思います。片手間な仕事では今の時代立ち行かなくなると考えています。このような状況で抱えた問題は山積されます。毎年増える社会保障費、さらには国保税の値上げや今後の水道経営を考えても、水道料金の値上げ問題も喫緊の課題となります。

国においては、103万円の壁の取り払いもあり、総論賛成、各論反対の状況下で国税の減少や地方税の影響等もまだまだ予断の許せない状況にあります。

町としては、全国的に非常に少ない職員であり、今後の組織体制にも影響はありますが、DX推進による成功例自治体などを検討し、窓口の簡素化などを図り、組織の見直しを含め、反面、これだけ町民に喜ばれる町役場になれたことを自信とし、オール滑川で様々な分野に能力、体力を結集し、職員と一緒に頑張りたいと考えます。

大変申し訳ございません。長くなりましたが、答弁といたします。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原議員の一般質問を終わります。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 本日、以上で日程は全て終了しました。

明日5日は午前10時から全員協議会を議場において開催します。また、全員協議会終了後、総務経済建設常任会を開催しまして請願の審査を行います。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 2時50分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第244回滑川町議会定例会

令和6年12月6日（金曜日）

議事日程（第3号）

開議の宣告

- 1 議案第81号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度滑川町一般会計補正予算(第4号))
- 2 議案第82号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第83号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第84号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算(第5号)の議定について
- 6 議案第86号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 7 議案第87号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算(第3号)の議定について
- 8 請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書
- 9 閉会中の継続調査の申し出について

日程の追加

- 10 諮問第2号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦について
- 11 発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	奥野忠

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第244回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、議案第81号を議題とします。

事務局より朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第81号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年10月9日に令和6年度滑川町一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案いたします。

それでは、1ページをお開きください。

専決第3号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度滑川町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,456万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億288万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページを御覧ください。初めに、補正予算の概要でございますが、事業といたしましては、2つの事業に関する予算の補正となっております。1つが令和6年10月27日に執行された第50回衆議院議員総選挙に係る選挙経費について、2つ目が定額減税に係る調整給付事業に係る調整給付費の不足額の補正となっております。いずれの事業につきましても、国庫支出金または県支出金を財源として事業を実施するものでございますので、款15国庫支出金においては1,411万円の増額、款16県支出金については1,045万6,000円の増額でございます。

次に、3ページを御覧ください。こちらについては、衆議院議員総選挙に係る経費として、款2総務費に1,121万4,000円を増額、また調整給付事業に係る経費として、款3民生費に1,411万円を増額させていただきました。

次に、6ページを御覧ください。歳入歳出予算の事項別明細書を基に各予算についてご説明させていただきます。

初めに、歳入予算でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金につきましては、調整給付事業に係る国庫補助金といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1,411万円を増額させていただき、その下の款16県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金につきましては、衆議院議員総選挙に係る県委託金といたしまして、衆議院議員選挙費県委託金1,034万2,000円、衆議院議員選挙開票速報事務費県委託金11万4,000円を計上させていただきました。

次に、7ページを御覧ください。続きまして、歳出予算でございますが、初めに款2総務費については、項4選挙費、目11衆議院議員選挙費として、衆議院議員総選挙の執行に係る経費を見込み、その所要額を計上させていただいております。

主なものといたしましては、節1報酬として、投票管理者等報酬106万3,000円、節7報償費として、投開票事務従事者報酬324万7,000円、節12委託料として、ポスター掲示場設置撤去等委託料116万6,000円等でございます。また、節17備品購入費につきましては、投票用紙交付機の購入に係る経費として、投開票用機器170万5,000円を計上させていただきました。

次に、8ページを御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費ですが、定額減税に係る調整給付事業について、調整給付費の不足が見込まれることと併せて速やかな支給が必要であるため、今後の所要額である1,411万円を増額させていただきました。

最後に、款14予備費ですが、今回の補正予算については歳出予算の超過でございましたので、予備費を75万8,000円減額させていただいたものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第81号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。よろしくお願いいたします。

この調整給付金1,411万円ということなのですが、全体としてこの給付についてはどのような、定額減税にかからなかった人たちへのこの給付だというふうに思うのですが、どんなふうな人数とかというように教えていただきたい。どういう方々に、何人ぐらいの方々に給付したのか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

今回の定額減税をし切れなかった方への給付金として、調整給付金を給付しております。

現時点でこの対象者となる方が3,763人でございます。現時点で支給した人数につきましては3,458人、支給率といたしましては91.89%、金額にしますと1億6,080万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 3,763人中3,458人給付して、その残りがこの1,411万円ということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回補正、専決処分をお願いをした分につきましては、6月の補正また9月の補正で足りなかった分について今回補正をさせていただいて専決処分したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） どうも私の理解がちょっと足りないのですが、先ほどのこのまだ給付されていない方々の分ではないとなると、これはまたこれからやるということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回の補正につきましては、今までいただいていた予算では足りなかったもの、またなぜ足りないかという、住宅ローンの控除された方で今回給付の対象になった方がおりましたもので、今回のこの補正とさせていただきます。

この点につきましては、9月の全員協議会でも説明をさせていただいて、専決処分をさせていた

だきたいということでご了承いただいて進めてきたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 本当に分からないので、ごめんなさい。先ほどの給付率で91.89%だということなのですかけれども、これは、この残っている方々はどのような方なのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回の給付につきましては、定額減税されなかった方を対象といたしまして、福祉課のほうから対象の方に確認書という通知をさせていただきました。その通知書の提出がなかった方が、この残りの方になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 提出されていないというのは、これから出てくるという可能性がある方々ということなのですか。もうこれでおしまいですよということで、これでもう終わりだということなのですか、どちらですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

今回の給付につきましては、期限がございます。受付期限を11月20日としております。そういったもので、先ほどお話しさせていただいた数字につきましては、ほぼ確定の数になると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 改めて確認なのですかけれども、今後、税額が、来年の例えば確定申告後、確定したときに、また新たにこの定額減税、この分を給付するということになるのではないかと思うのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

今後につきましては、今回申請がなかった方につきましては、来年度の予算で給付ということとはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） いわゆる個人でやっていらっしゃる方の配偶者などが働いているのだけでも、しかし定額減税の恩恵を受けていないので、これについては後で措置を行うというようなことを聞いているのですけれども、それはもうこれで終わっているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

扶養控除の関係で、所得1,000万円だったと思いますが、それ以上の方につきましては、配偶者の金額が本年度の申告関係では把握できなかったということで、来年度、令和7年度では対象になるということで決まっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ということは、引き続きそういったような方々の給付も行われるということによろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり承認されました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第82号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第82号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年8月8日付の人事院の勧告を踏まえ、町長等の期末手当を改定するため、滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

内容でございますが、お手元の新旧対照表を御覧ください。人事院勧告により、本年度の期末手当の総支給月数が4.50月から4.60月に改定されました。新旧対照表の第1条は、本年度の支給に関してでございますが、期末手当の支給割合を定めた第6条に関し、6月は支給済みでございますので、12月支給に0.1月を上乗せし100分の235とする改定でございます。

第2条に関しては、令和7年度からの支給に関してでございます。年間4.60月の支給月数を6月、12月の支給割合を平準化するため、それぞれ100分の230とする改定でございます。

施行は公布の日からでございますが、第2条に関しては、令和7年4月1日とするものでございます。

以上が議案第82号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第83号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第83号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年8月8日付の人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

内容でございますが、新旧対照表の1ページをお開きください。本年度の改正に係ります第1条関係でございますが、条例第14条の2第2項は、一般職職員の期末手当の支給に関し、人事院勧告により支給月数が年間2.45月から2.50月に改正されましたので、本年度の一般職職員の支給に関して、6月は支給済みでございますので、12月支給に0.05月上乗せし100分の122.5から100分の127.5に改定するものでございます。

その下の第3項に関しては、定年前再任用短時間勤務職員に関する期末手当の支給でございますが、人事院勧告により、本年度の支給月数が年間1.375月から1.40月に改定されました。6月は支給済みでございますので、12月支給に0.025月上乗せし、100分の68.75から100分の71.25に改定するものでございます。

また、勤勉手当の支給割合を定めた条例第14条の5第2項第1号でございますが、一般職職員の勤勉手当の支給に関し、人事院勧告により支給月数が年間2.05月から2.10月に改正されましたので、本年度の一般職職員の支給に関して、6月は支給済みでございますので、12月支給に0.05月上乗せし100分の102.5から100分の107.5に改定するものでございます。

その下の第2号に関しては、定年前再任用短時間勤務職員に関する勤勉手当の支給でございますが、人事院勧告により、本年度の支給割合が年間0.975月から1.000月に改定されました。6月は支給済みでございますので、12月支給に0.025月上乗せし100分の48.75から100分の51.25に改定するものでございます。

次ページの別表第1に関しましては、人事院勧告により、初任給を含め行政職給料表全ての級において給与改定が行われましたので、国の俸給表に準拠した改定を行ったものでございます。

続いて、新旧対照表9ページを御覧ください。第2条関係でございますが、こちらは令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給に関して整備をするもので、第14条の2では、期末手当の支給に関し、一般職職員の年間2.50月、定年前再任用短時間勤務職員の年間1.40月を6月支給、12月支給で平準化するための改正。また、14条の5では、勤勉手当の支給に関し、一般職職員の年間2.10月、定年前再任用短時間勤務職員の年間1.00月を6月支給、12月支給で平準化するためのそれぞれ改正するものでございます。

なお、施行は公布の日からでございますが、第2条に関しては、令和7年4月1日とするものでございます。

以上が議案第83号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問、よろしく願いいたします。

一般職職員と定年前再任用短時間勤務の職員以外の職員の方々ということなのですが、いわゆる非常勤職員についてはここに当てはまるところであるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

非常勤の職員、いわゆる会計年度任用職員の関係だと思えますけれども、この会計年度任用職員についてもこの改定に当てはまります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 要するに、見方をちょっと教えてもらいたいのですけれども、会計年度任用職員の一番下のランクから上がっていくと思うのですけれども、どれを見たらよろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

会計年度職員の給料の格付ということだと思いますけれども、一般職員の行政職給料表1級に格付をしておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう一点ですけれども、今回、地域手当の見直しなどが言われていたのですけれども、この町では変更しないということでよろしいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

地域手当等のほかの手当の関係の改定でございますけれども、ただいまそちらにつきましては審議、検討といたしますか、そちらをしております。次の3月議会のほうで改定をすると見込んでおりますので、そちらのほうで上程をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 地域手当見直しの方向なののでしょうか。この前、ちょっと組合とのお話したときには、このまま行くのではないかなというような感触を受けたのですけれども、今4ですよ。

〔何事か言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 5でしたっけ、6か、ごめんなさい。6です。それが要するに変更される可能性があるということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 小柳副町長、答弁願います。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

地域手当につきましては、現在、組合と協議を重ねている状況でございます。まだ決定はしておりませんので、ご承知おきをいただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第84号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第84号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年11月30日の証明書自動交付機のサービス終了に伴い、滑川町民カードの交付等に関する規則を廃止するため、滑川町印鑑条例に記載されている関連項目について整合を図るため条例の一部を改正したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めものです。

内容についてご説明いたします。次ページになりますが、後半の附則部分についてご説明させていただきます。施行の期日については、自動交付機のサービス終了翌日の令和6年12月1日とさせていただきます。

次の町民カードに関する経過措置については、印鑑登録をお済みで、滑川町民カード兼用の印鑑登録証をお持ちの方について、滑川町民カードの交付等に関する規則の廃止後においても再発行や再登録の手続を行わず印鑑登録証として引き続きご利用いただくための経過措置の記載となります。

次に、新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。右側、改正前の条文内の下線部分については、滑川町民カードに関する記載となっており、これを削除し、左側、改正後のように改めます。

次に、次ページの改正前の第14条についてですが、こちらについては全文削除となるため、以降の条文について条ずれが生ずるために、改正後のように修正をさせていただきたいと思えます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく願います。

ちょっと今の説明、町民カードを持って役場に行って、そうすると印鑑の何か証明書とか取るのに使えるということなのですか。そのほかは使えない。要するに、それで住民票を取ったりということはできないということなのですか。ちょっとどこまでなのか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員のご質問にご答弁させていただきます。

町民カードというものが、もともとは自動交付機を利用するために作られたカードであります。なので、自動交付機があれば自動交付機から発行していた住民票、それから印鑑登録証明書、税証明に関するサービスを受けられたわけですけれども、それと印鑑登録をされている方が2枚持つことが非常に不利益ではないかということで、当時、両方兼務できるように規則をつくりました。なので、今回、自動交付機がなくなってそのサービスがなくなるということで、今度は逆に町民カードが使えなくなるということで、印鑑登録証を作り直さなくてもいいように、窓口で印鑑登録証を出すときに、今お持ちの町民カードを出していただければ印鑑登録証明書が取れますよということをご表現したい形で改正させていただきました。

なので、今までどおり印鑑登録証を持ってきて住民票を窓口で取るということはなかったと思いますので、今までどおり窓口で住民票や何かをお取りになるときは、窓口の申請書をご記入いただいて提出していただくことで取っていただけますよということになりますので、そこには変更はありませんので、単純に今まで持っていたカードで印鑑登録されていた方は印鑑登録証として窓口で提示していただければ、今までどおりご利用いただけますよということです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 滑川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第85号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定について説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度滑川町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,163万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,451万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月3日提出

滑川町長 大塚 信 一

次に、2ページを御覧ください。初めに、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。

歳入予算について、款15国庫支出金及び款16県支出金においては、障害福祉サービス給付事業や障害児通所支援給付事業等の民生費を中心とした歳出予算の増額等に伴い、国庫支出金については2,277万3,000円、県支出金については2,543万8,000円をそれぞれ増額させていただきました。

また、款19繰入金については、本補正予算に伴う財源補填といたしまして、財政調整基金繰入金を増額したことに伴いまして、合計1億5,500万円を計上させていただきました。

次に、3ページを御覧ください。歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

歳出予算の主な補正でございますが、款2総務費においては、ふるさと納税事業に係る関連経費や自動交付機撤去に係る追加工事の実施等により合計1,722万7,000円を計上したほか、款3民生費においては、合計1億158万9,000円を計上し、項1社会福祉費及び項2児童福祉費を中心とした事業に係る増額補正が主な内容でございます。

また、款8土木費においては、令和6年8月に発生した大雨による町道の緊急雨水対策工事の事業費を計上させていただきました。

そのほか、全款の共通といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正がございます。

次に、5ページを御覧ください。繰越明許費補正でございますが、追加を1件お願いしたいものがございます。内容については、今回の補正予算にて計上させていただきました款8土木費、項2道路橋梁費のうち、町道維持補修事業、町道231号線外月輪外雨水対策工事について、令和6年度中に事業完了が見込めないため、事業費4,000万円について繰越明許をいただきたいものがございます。

次に、6ページを御覧ください。地方債補正につきましては、変更を1件お願いしたいものがございます。内容については、防災・安全社会資本整備交付金事業債につきまして、事業費の確定により地方債発行額が減額となったため、限度額を4,500万円から2,520万円に変更させていただくものがございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。10ページを御覧ください。初めに、款15国庫支出金でございますが、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございますが、今回の補正内容については、歳出予算の増額補正に伴う国庫負担金の増額補正が主なものとなっております。

節2障害福祉費国庫負担金については、障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費負担金に2,936万8,000円の増額、その下の節3児童福祉総務費国庫負担金については、障害児通所支援給付費負担金に441万5,000円の増額補正でございます。

次に、項2国庫補助金でございますが、目2民生費国庫補助金のうち、節3児童福祉総務費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金に682万1,000円の増額でございます。こちらについては、今回歳出予算にて計上させていただきました放課後児童健全育成事業に係る国庫補助金でございます。

また、目5土木費国庫補助金、節6道路維持費国庫補助金につきましては、補助金の交付額が確定したことに伴いまして、防災・安全社会資本整備交付金を2,190万円減額するものがございます。

次に、款16県支出金でございますが、県支出金につきましても、歳出予算の増額補正に伴うものが主なものとなっております。

初めに、項1県負担金、目2民生費県負担金ですが、先ほどの国庫支出金とも関連がございますが、節2障害福祉費県負担金のうち、障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費負担金に1,468万4,000円の増額でございます。

次に、11ページを御覧ください。項2県補助金、目2民生費県補助金でございますが、こちらにつきましても同様に、節3児童福祉総務費県補助金として、放課後児童対策事業費補助金に682万1,000円を計上させていただきました。

次に、款18寄附金でございますが、項1寄附金、目1一般寄附金につきましては179万5,000円を計上しております。こちらについては、今年度に受け入れました一般寄附金のほか、町制施行40周年記念に係る花火大会協賛金につきましても計上させていただきました。

次に、12ページを御覧ください。款19繰入金でございますが、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金に1億5,000万円の繰入金を計上させていただき、こちらについては本補正予算に係る財源の不足額を財政調整基金の繰入れにより補填したいため、その所要額を計上させていただくものでございます。

また、その下の森林環境基金繰入金500万円につきましては、本補正予算において本基金を活用した事業の計上によりまして繰入金を計上しております。

次に、款22町債でございます。項1町債、目6土木債でございますが、防災・安全社会資本整備交付金事業債を1,980万円減額させていただきました。こちらについては、先ほど地方債補正で説明させていただきましたが、事業終了に伴う事業費の確定により起債充当額に変更が生じるため、減額補正するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明を申し上げます。今回の補正予算については、各款にわたり一般職員及び会計年度任用職員の人件費の増額補正がありますが、こちらについては、人事院勧告に伴う給与改定が主なものでございますので、詳細の説明については割愛させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

それでは、14ページを御覧ください。初めに、款2総務費について説明申し上げます。項1総務管理費、目5財産管理費でございますが、節10需用費のうち、修繕料維持補修分として116万6,000円の増額でございます。主に役場庁舎に係る修繕料といたしまして、消防設備及び非常用電源に係る電源装置修繕費でございます。

次に、目6企画費でございますが、ふるさと納税事業について、当初の見込みより本年度のふるさと納税の増額が見込まれることから、当該事業に係る関連経費が不足することが予想されるため、その所要額を増額させていただきました。

内訳につきましては、節7報償費の寄附者謝礼278万9,000円が事業者への返礼品調達経費に係る費用、節11役務費の手数料33万4,000円が、ふるさと納税ポータルサイトからの寄附に係るクレジットカード等の支払いに係る決済手数料、15ページになりますが、節13使用料及び賃借料のふるさと納税システム使用料123万4,000円がふるさと納税ポータルサイトの利用に係る使用料となっております。

次に、項2徴税费、目1税務総務費ですが、節10需用費の町制施行40周年記念事業、記念切手代は34万8,000円の減額ございまして、こちらは記念切手シートの購入枚数の減少により減額するものでございます。

次に、17ページを御覧ください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。初めに、戸籍法の改正に伴い、戸籍への仮名振り業務を行う必要があることから、節11役務費の通信運搬費74万円及び節12委託料の電算機保守委託料260万9,000円を計上させていただき、戸籍への仮名振り業務に係る通知作成のための委託料及びその発送に係るはがき代を計上させていただ

きました。なお、本事業は全額国庫補助金である戸籍事務事業補助金により実施させていただく予定でございます。

次に、節14工事請負費の自動交付機ブース解体撤去工事253万5,000円でございますが、当初予算にて当該工事費を計上させていただきましたが、当初に見込めなかった電気系統に係る工事やタイルの補修工事等の工事費が発生したことや、事業費の精査によりまして、既定の予算額から不足が見込まれるため増額させていただきたいものでございます。

次に18ページを御覧ください。続きまして、款3民生費についてご説明申し上げます。項1社会福祉費、目3障害福祉費でございますが、節18負担金補助及び交付金のうち、障害福祉サービス介護給付費訓練等給付費5,754万6,000円の増額でございますが、こちらは当初の見込みより給付費に係る利用者数が増加したことに伴い給付費の不足が見込まれることから、増額させていただくものでございます。また、その下、補装具給付費については119万円の増額でございますが、こちらにつきましても当初の見込みより補装具給付に係る利用者数が増加したことに伴いまして、増額させていただくものでございます。

次に、19ページを御覧ください。節19扶助費のうち重度心身障害者医療費助成343万9,000円の増額でございますが、こちらは今年度の重度心身障害者への医療費の支給状況の実績によりまして、今後不足額が見込まれるため増額させていただくものでございます。

次に、20ページを御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、節12委託料のうち放課後児童対策事業委託料2,046万3,000円増額させていただきました。こちらは、本事業に委託単価について国の基準額が増額改定されたことに伴いまして、町の委託単価も増額するため、その所要額を計上させていただいております。

その下、節18負担金補助及び交付金でございますが、障害児通所支援事業給付費負担金883万1,000円につきましても、主に児童発達支援を中心に当初の見込みより利用件数が増加しているため、今後の不足額を増額させていただくものでございます。

次に、23ページを御覧ください。続きまして、衛生費についてご説明申し上げます。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、節10需用費の修繕料49万5,000円の増額につきましても、保健センターにおける浄化槽のプロワー交換修繕に係る修繕料でございます。

次に、24ページを御覧ください。目2予防費でございますが、節12委託料のうち産後ケア事業委託料72万3,000円の増額につきましても、令和6年度から開始した産後ケア事業の利用が当初の見込みよりも多いことから、今後の不足額を増額させていただくものでございます。

次に、節22償還金利子及び割引料でございますが、上段の国庫補助金返還金73万4,000円につきましても、令和5年度の妊娠・出産・子育て応援交付金事業について、また下段の国庫負担金返還金189万3,000円につきましても、令和5年度中に交付を受けた新型コロナワクチン接種事業について、それぞれ令和5年度の実績が確定したことに伴いまして、いずれも国庫支出金の返還額が生じ

たため、その所要額を計上するものでございます。

次に、26ページを御覧ください。続きまして、款6農林水産業費についてご説明申し上げます。項1農業費、目3農業振興費でございますが、節10需用費のうち修繕料維持補修分として87万2,000円の増額でございます。こちらは、二ノ宮山展望台への揚水ポンプについて、その制御盤が経年劣化及び落雷の影響により故障していることに伴いまして修繕するものでございます。

次に、節12委託料のうち伊古の里運営管理委託料500万円の増額でございますが、こちらは伊古の里区域内において、今後桜の植樹を行う予定でありまして、そのための森林整備や遊歩道の整備を行うため、指定管理者への委託料を増額することにより事業を実施するものでございます。なお、本事業費については、全額森林環境譲与税を活用させていただく予定でございます。

次に、28ページを御覧ください。続きまして、款8土木費についてご説明申し上げます。項2道路橋梁費、目2道路維持費でございますが、節10需用費を163万円増額させていただきました。主に道路照明灯に係る事業費の増額となりますが、光熱水費100万4,000円については、道路照明灯に係る電気代として、近年の電気代の高騰等の影響による増額分でございます。また、修繕料62万6,000円については、町内照明灯の緊急修繕等の対応が必要になったことによる修繕料の補正でございます。

次に、令和6年8月に発生した大雨対策に関連する補正予算となりますが、節11役務費のうち手数料64万3,000円、町道補修作業員手数料524万円、節13使用料及び賃借料のうち重機借上料275万2,000円、節15原材料費のうち町道補修用材料29万5,000円をそれぞれ増額させていただきました。8月に発生した大雨について、緊急的に当該課目より対策経費の支出が生じたことによりまして、今後、予算の不足額が見込まれることから増額させていただくものでございます。

また、節14工事請負費でございますが、上段の防災・安全社会資本整備交付金事業、道路等工事については、事業終了に伴う事業費の確定により不用額が生じたため3,851万円を減額するものですが、その下の町道231号線外、月輪外雨水対策工事4,000万円については、大雨対策に係る事業として新規で計上させていただきました。工事内容については、月輪地区及びみなみ野地区の町道の雨水対策工事といたしまして、道路横断用側溝の設置及び冠水防止鉄蓋の設置を行い、町道の雨水対策事業を緊急的に行う工事でございます。なお、本工事については、事業の完了が令和7年中になる見込みであることから令和7年度への繰越明許をいただきまして、事業を実施させていただきたいと存じます。

次に、29ページを御覧ください。項5都市計画費、目5都市下水路費でございますが、節14工事請負費として、排水路、都地内除じん機改修工事として200万円を増額させていただきまして、都地内にある除じん機について、大雨時の詰まり解消のための改修工事を行うものでございます。

次に、31ページを御覧ください。続きまして、款10教育費についてご説明申し上げます。

項2小学校費、目1学校管理費でございますが、節10需用費に各小学校における学校施設修繕料

等を計上させていただきました。小学校施設の消防設備に係る修繕料のほか、月の輪小学校の修繕料には、大雨対策の事業といたしまして、月の輪小学校内ののり面防草シートの設置費として100万円を見込んでおります。

次に、節14工事請負費でございますが、学校用地伐採・抜根等工事、宮小に341万円を計上させていただきました。こちらは、宮前小学校内の浄化槽の入替えについて、現在、入替え工事に係る実施設計事業を進めておりますが、浄化槽設置予定場所の木の伐採・抜根及び整地作業が必要となるため増額をさせていただくものでございます。

次に、32ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校費についても小学校費と同様に、中学校施設における消防設備等の修繕料をはじめとした施設管理経費を中心に、節10需用費に合計206万7,000円を計上させていただいております。

また、節17備品購入費でございますが、こちらは令和7年度に予定されている中学校の教科書改訂に伴いまして、その指導用教材購入のため355万2,000円を増額させていただきました。

次に、34ページを御覧ください。項5社会教育費、目2文化財保護費でございますが、今年度は文化財調査に係る試掘調査件数が増加していることに伴いまして、節13使用料及び賃借料のうち仮設トイレ使用料に4,000円、重機借上料に41万円をそれぞれ増額補正させていただきました。

次に、35ページを御覧ください。項6保健体育費、目3学校給食費でございますが、節10需用費に給食用品費143万4,000円を計上いたしまして、今年度の給食食材料費のうち主にお米について価格の高騰が生じていることから、価格上昇分を増額補正させていただくものでございます。

最後に、款14予備費でございますが、今後の緊急支出対策等に備えるために410万円を増額させていただきました。

以上で、議案第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

あるようですが、1時間たちましたので、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前11時04分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

質疑ございますか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 質問いたします。まず、15ページをお願いします。

15ページ、ふるさと納税関連のところなのですけれども、まず14ページから続いていて、15ページ一番上の段、ふるさと納税システム使用料123万4,000円とあります。これが総額なのかどうかということと、あとシステム改良、追加工事等で発生したというようなお話もあったのですけれども、そうしたらこれが全体に対する何割ぐらいのものなのかということをご教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、システム使用料につきましては、返礼品の拡充等により寄附額の増加が見込まれると、そのため不足額が生じることからこの金額を計上したものでございます。

また、ふるさと納税の関係なのですけれども、今後もふるさと納税のほうが見込まれるということでございますので、今現在何割かというのはちょっとお答えができない状況でございます。

ただ、議員のご指摘のとおり、7割、8割程度、現在ふるさと納税をいただいているというような状況になろうかと思えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、このシステムの仕組みとして、寄附金が固定ではなくて、寄附金が増えたり、ふるさと納税が増えるというのは町にとっていいことなのかもしれないのですけれども、寄附金が増えると連動して使用料も増えていくという仕組みのものなのかなというふうに思います。

その寄附金が一体幾ら増えたことに対し、寄附者御礼278万円、そしてふるさと納税システム使用料123万円と増えているのですけれども、このコストの部分の増加量に対し、歳入のほう、11ページで一般寄附金というところにもしこのふるさと納税の額が入るのだとすると、ここ179万円しか増額としては上がっていないのですけれども、どのぐらいの割合の寄附増加に対しこのコストの増加、278万円と123万円ですと400万円ぐらいになるのですけれども、それが発生しているのかということをご教えていただけますか。寄附金がどれくらい上がったことでこのコスト増加、400万円が発生しているのかということをご教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、歳入のほうの一般寄附金でございますけれども、一般寄附といたしましては、個人と法人合計で51万5,000円、それと40周年記念の花火大会協賛金で合計128万円今回いただいております。

歳出のほうの寄附者謝礼の増額補正分でございますけれども、高根カントリーの利用券とか森林公園の入園券、施設利用券等が人気でございますので、こちらも今後とも増える見込みかなと、その

額が大体290万円ぐらい今後執行見込みということになっております。執行済みと今後の執行見込額をプラスし、ただいまの予算額の残を引きますと、今回の278万9,000円という額になります。

また、システム使用料も同じように返礼金の拡充やポータルサイトも今年度開設しておりますので、その寄附金の執行によりまして、今後執行見込額が133万円ほど、現在の執行済額47万5,000円、この2つを足して今の予算残額を引きますと、今回の123万4,000円の増額の補正という形になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。ここに出ているのは、補正の額で全体に対する一部や年度の途中で変動があったものに対して出てきている金額かと思いますので、全体の金額、そこに占める割合、実際にいただいたふるさと納税の寄附金に当たる部分とそこに対するコスト部分というのをちょっと今出してほしいというのは難しいのかなというふうに感じたのですが、なぜこういう質問をしているかという、ふるさと納税に関して、滑川町は流出自治体であると思えます。現在、ふるさと納税このように入ってきたとしても、流出自治体であるということは変わらないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

変わらないというか、変更ないというふう考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 流出自治体と、本来、住民サービスのために町に入る税金というものはあるわけで、そのところが崩れてしまうという面もあるので、私はふるさと納税のシステム自体には反対というか、あまり評価はしていないのですが、それでもこういう世の中の流れの中であまり手を出さないでいた滑川町もふるさと納税というところを少し力を入れ始めたというところだと理解しています。

その中で、こういうふうにするということは、やはりシステム使用料、中間に入る会社さんへのコストというものも入ってくるわけで、始めたところで一体どれくらいのコストがかかって、では実際どれくらい寄附をいただいているのかというところは検証しながら進めていただきたいなと思います。これは、要望になります。

次の質問に移ります。18ページの社会福祉費のところ、下のほうで委託料、意思疎通支援事業委託料10万円というものがあるのですが、これが補正で出てきているということでお聞きしたいのですが、どういうタイミングで発生して、どのような支援事業の内容で、どのような形

で使うものなのかというところを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

節12の委託料、意思疎通支援事業委託料として今回10万8,000円の補正をさせていただいております。この事業につきましては、聴覚障害者の通院時等の手話通訳者の派遣事業として利用している事業になります。月4回までの利用となっております。そういったことから、聴覚障害の方が希望したその回数が増えると、この事業の委託料も増えてくるというふうになっております。今回は、当初の予定よりも増えたということで、委託の補正をお願いしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。この意思疎通支援というのは、手話通訳者の人ということで理解しました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。26ページなのですけれども、森林環境基金繰入金ということで、森林環境基金をお使いになった事業、伊古の里運営管理委託料で500万円と入っています。ここのところが、委託費に環境基金が使えるのかなと思って質問したのですけれども、先ほどのご説明で、桜の植樹をする予定で、そこに使う費用ということでした。森林環境基金の使い方としてなのですけれども、整備に係るお金ではあると思うのですけれども、費目としては委託料に入ってきます。こういう使い方もできるものなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回の補正に関しては、森林環境譲与税を使用した形になっております。それの中のご質問ですけれども、今回、伊古の里の管理組合のほうに今管理委託しております。そちらの中で事業をしていただく、伐採、そちらをしていただくという形の中で、同じような伊古の里の事業をやっておりますので、その委託費を増やして、さらに伐採をしていただくという形で考えておりますので、そちらのほうに関して妥当だというふうに考えて、こちらのほうをさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。この500万円というところなのですけれども、金額としてそれなりにあるのですけれども、桜の植樹予定と捉えていいのかと思うのですけれども、例えばそのためにどれくらいの面積を伐採あるいは整備するのか、桜をどれくらい植えていくのか、そのの

ところの詳細をご説明いただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今、ご存じのとおり、伊古の里の農家レストラン、その後ろに控えている展望塔の前のところの斜面がございます。そちらの部分やる予定で考えております。そして、この500万円はほぼ伐採費用に係るような費用になっております。その後、桜のほうの植樹に関しては、宝くじの資金をいただく桜植樹の事業がございます。そちらのほうを活用し、さらに桜のほうの植樹に関しては、今までちょっと検討段階なのですけれども、町民の皆様にご覧いただいた伊古の里を知らしめる部分も含めます。そうした中で、植樹のボランティア募集みたいなものをできればなというふうな考え方もしております。これは決定したことではございませんが、そういったことも考えながら、町民の皆様にご覧いただいた伊古の里の部分、そして愛していただきたい部分も考えながら、そういうことを考えております。

面積のほうなのですけれども、およそ二、三千平米だったかなと思います。ちょっと資料のほうが不足してしまっていて、その辺はご容赦いただきたいと思うのですが、伊古の里の裏の斜面という形を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。500万円はほぼ木の伐採に使うということで、面積も2,000から3,000平米というところで比較的広い範囲になるかなと思うのですけれども、伊古の里、ほかにも谷津の里とか滑川の里山を残すというところで幾つか里があるので、こういうふうにご覧しているところは里山の保全、今ある望ましいものをそのまま残していくという理念もあると思います。伐採というところなので、桜を植えて、お料理の季節感が得られるようにしようということだと思えるのですけれども、里山の保全というところの観点も重々もう考えていらっしゃると思うのですけれども、そこも留意しながらぜひ進めていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。28ページです。8月の大雨による緊急対策というところで数字が上がっているのですけれども、工事請負費、町道231号線外月輪外雨水対策工事4,000万円、これがあって、月輪やみなみ野というお話だったのですが、こちらの工事の規模を知りたいです。なので、1か所ではないですね。何か所なのか。それから、例えば工事の道路の延長、面積として合計すると何キロメートルぐらいになるのかとか、規模感が分かる説明をしていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にご答弁いたします。

町道231号線外雨水対策工事の細かい内容になります。まず、みなみ野地内につきましては、こちらの中では、冠水防止型の鉄蓋、これは歩道の歩車道境界ブロックのところにおいて、中に集水するグレーチング等がついているのですが、それが水が入りやすいものに替える事業、これをみなみ野地内においては、森林公園の駅前から工業団地に向かう道路、それも低くなっている一部の道路、それと交差する東西に行くメインの道路、こちらについて計36か所行います。大通りについては、道路横断側溝を入れてしまうとガタガタうるさいだとか振動とか騒音の影響が日々出てまいりますので、横断側溝ではなく、そちらの冠水防止型の鉄蓋のほうでやりたいと思います。

それから、今の同じものを、月輪地内におきましては、231号線ということで、滑川高校の西側の通り、県道から県道を結ぶ通りなのですけれども、その今回水が冠水したところの周辺、ドラッグセキさんとかその辺で低くなっているところを中心に13か所、メイン道路のほうでやります。それプラス、月輪については、6メートル道路に道路横断側溝、こちらのほうを70センチの幅のものを4か所、それから30センチの幅のものを1か所、計5か所を計画中でございます。

メインの工事はそれになりまして、それに対する残りは、舗装、仮復旧、本復旧を含む舗装工ですとか、そういう細かいものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。ちょっと雨水対策工事というところで具体的にどういうことをするのか分からなかったのですけれども、今の説明で分かりました。これが今年中には終わらない可能性もあって、長期的になるという可能性もあるということで理解しました。

次の質問に移ります。31ページなのですけれども、学校管理費、工事請負費のところ、学校用地伐採・抜根等工事、宮小341万円とあるのですが、どこの場所について行うもので、どういうスケジュール感の中でやっているのかということをお教えください。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらは、学校用地伐採・抜根等工事でございますが、先ほど篠崎総務政策課長がご説明したとおり、今、宮前小学校では浄化槽の入替え工事、これを来年度に予定しておりまして、そのための実施設計を今年度進めております。この設計のほうが進みまして、実際に入替えをする浄化槽の配置が決まりましたので、その用地の伐採・抜根の工事になります。

用地といたしましては、今現在使っている浄化槽の北側になります。そちらに、面積としては264平

米、この面積についてそこにある木を伐採・抜根、それからそれを処分、また整地をするといった工事になります。

スケジュール感ですが、この補正予算成立後、すぐに発注をさせていただき、年度内で工事のほうは終わりになる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。浄化槽の入替えということでよく分かりました。

ちなみに、今現在使っている浄化槽が残るといふか、あると思うのですけれども、そちらも抜く工事をするのですか。撤去工事というのは、浄化槽の工事をするときに、あるいは下水道の付け替え等をするときに浄化槽を残す場合もありますよね。本来、撤去するのが正しいという考え方もあるし、防災のときに何かしら役立つのではないかというのも出ていて、あえて残すという方法もあるかと思えます。浄化槽工事をするに当たり、使わなくなる旧の浄化槽というのはどうするのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、既存の浄化槽につきましては、中の設備については撤去をいたしますが、その外郭のほうは残しまして、宮前小学校防火水槽として今後利用する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。32ページ、教育振興費の報償費のところでは部活動指導者謝金3万円とあるのですが、これがどういう形で支払われたかということ、これは部活動の地域移行に関連してくるものなのかということをお教えください。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回補正で計上させていただいた部活動指導者謝金でございますが、これは滑川中学校のバレー部に新たに外部指導者を招いて指導をしていただくための謝金でございます。なお、これにつきましては部活動の地域移行に直接関わるものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。この指導者謝金3万円、バレー部の外部指導者ということなのですから、何回ぐらい、何時間ぐらい来ていただいて、3万円というのがどういう金額なのかなというのが少しはかりかねるところがありまして、今後、地域移行で外部の方が入ってくる場所での参考にももしかしたらなる、関連はないということだったのですけれども、なるのかなということもありまして、ある程度有名なのか、実力がある方に1回来てもらってパフォーマンス的な指導をしてもらったというお話なのか、それとも地域の方に、近い方にある程度の回数、頻度で来てもらってお支払いしたものなのか、そういうような性質、どういう性質のものなのかということをごっと詳しく教えていただけますか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回補正で計上させていただいているのは、大学で指導を行っている方で、滑川町在住の方でございます。これはほかの部活動の外部指導者も同じなのですが、1回につき1,000円という形で謝金のほうをお支払いさせていただいております。

今回、このバレー部については30回この後見込んで、3万円という形で計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。1回1時間では済まないと思うので、ボランティアに近いような価格設定なのかなというふうにお聞きして理解しました。ありがとうございます。

私の質問は、以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

阿部議員、質疑お願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、歳入のところ、12ページ、財政調整基金1億5,000万円の繰入れということなのですから……

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、ページ言っただけですか。ページ。

○5番（阿部弘明議員） 12ページ、1億5,000万円、財政調整基金繰入れということになっている

のですけれども、あとその下に森林環境基金繰入れということで、それぞれ残額について教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

この補正が議決をいただきましたその後、令和6年度末の残額ということで申し上げます。財政調整基金につきましては9億3,600万円、森林環境基金につきましては969万円ということで、それぞれの額になります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 財政調整基金9億3,600万円ということなのですが、従来からどのぐらいの基金が必要というか、ためておくのがいいのかというようなことでお聞きしていましたが、大体10億円ぐらいかなというような感じのことも答弁されていると思っていたのですが、これ大丈夫なのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

財政調整基金の残額につきましては、基金残高の下限額や上限額について特段定められているものではなくて、その保有額の決定は各自治体の判断に委ねられております。町においては、本基金の保有額を標準財政規模の20%を確保すると定めており、その基金額については約9億円から約10億円程度となります。

今回の補正予算において、財政調整基金を繰入金を増額しておりますけれども、この町で定めている基金保有額の基準は満たしている状況であるというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 次に、その上の11ページで、一般寄附金で花火大会の協賛金が179万5,000円ということで入っているのですが、花火大会の予算にこれを入れなかったというのはどういうことなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

花火大会の協賛金につきましては、特段分けるわけでもなくて、一般寄附のほうに、そちらのほうに協賛金のほうを入れようということでございまして、特に分けなく一般寄附金のほうに入れた

ものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっとよく理由は分かりませんが、普通、花火大会をやるので協賛金を募りますよね。それを使って花火を打ち上げるみたいなことがあるのだと思うのですけれども、そうではなくて、町のお金で花火を上げて、要するに花火大会の寄附金で募ったのにそれをこの一般会計の中に入れてしまうというのはちょっとおかしいのではないですか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前11時48分）

再 開 （午前11時49分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

議員ご指摘のこともわかりますけれども、今回は一般寄附ということで受付をいたしまして、その寄附金の中から花火大会のほうの費用のほうも出しているという状況でございまして、今回につきましては一般寄附の中に入れてさせていただいたということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 本当によく分からないですけれども、協賛金出していただいた方は、このお金で花火が上がったのだらうというふうに思うと思うのです。それがこういうふうな形になっていると、要するにお金に色はついていませんから分からないというふうに言えば分かりませんが、しかしこういうふうな形で出てくると、一般会計に、要するに町の一般会計に私の寄附金が使われたというふうになると趣旨が違ってくるというふうに思うのです。花火大会への寄附が一般会計への寄附になってしまった。これはちょっと、せっかく寄附金出してくれた方には申し訳ないような感じになるのではないですか。訂正したほうがいいのではないですか、これ。どうなの。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午前11時51分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

町としてはこのままの状態で行くというふうに考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 変わらないようですが、次、17ページの自動交付機ブース解体撤去工事、これちょっと私さっきよく聞こえてなかったのですけれども、結局これ工事全体幾らかかるということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

新年度予算の当初の計上のときには、細かい打合せ等をされていない中での概略として計上させていただいて、今回、実際に撤去するに当たり、周辺機器ですとか周辺施設なんかの全て原状復帰をさせるということで細かく計算した結果の補正になります。

今、ご質問いただいた全体で幾らかかるのかということですが、それについては支出の見込額が現在412万5,000円と計上しております。今後、契約等でまた金額が変わってきますが、今の状況ではこの金額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと私もどんなふうになるのかというのはよく分からないですけれども、あれ、つきのわ駅にあるやつはとにかなくなってしまうと、ただそれだけ、分かりました。役場にあるのもなくなるだけ、スペースはそのまま。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、つきのわ駅構内の自動交付機のブースですけれども、あちらについては、つきのわ駅の構内の土地を借りているということで、元の原状に復帰させるということで通常の通路になります。そういったことで整備させていただきます。

ただ、町のほうについては、庁舎の一部としてブースができておまして、あのままそこは何かを入れるということではなくて、封鎖をしまして出入りができないようにして、今後、庁内のほうで活用させていただくことになっておりますので、そちらも機械を抜く形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 何か寂しいという感じもしますけれども、せっかくなのでわ駅にあるのだから、何か役場のいろいろなお知らせとか、何かそういったようなものがあったらいいのかなんていうふうに思うのですけれども、何かちょっと、ただなくなってしまうということでは残念だなというふうに思いますけれども、この撤去工事とちょっと違うのですけれども、住民カードがもう使えないというと、みんな捨ててしまうのではないかなと思うのですけれども、それはちゃんとお知らせはされているのでしょうか、さっき印鑑のやつに使えるということで。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

既にそれについては、広報のほうで自動交付機が終了になりますよということで見開きで周知させていただいている中にも書いてございます。それから、LINE等でもなくさないように、印鑑登録証として使えますので廃棄しないようにということは注意喚起はさせていただいております。

職員としても、その辺は窓口の対応でも間違いがないように、極力、その場面においては町民の方に周知をするように心がけておりますので、今後の状況次第ではまた再度周知をさせていただこうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 質疑がまだ続いておりますが、ここで暫時休憩いたしたいと思っております。引き続き、午後お願いしたいと思います。再開は午後1時とします。よろしくをお願いいたします。

休 憩 （午前11時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 次に、21ページの高齢者補聴器購入費補助金2万円とあるのですけれども、これ1人分だというふうに思うのですけれども、今まで何人ぐらいの方に助成されたのかちょっとお聞きします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

高齢者補聴器購入費助成金は、令和4年の9月から開始されまして、実績につきましては令和4年度……

〔「ちょっと待ってもらっていい」と言う人あり〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） はい。

〔「オーケーです」と言う人あり〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢者補聴器購入費助成金につきましては、実績が令和4年度ゼロ人、令和5年度2人、令和6年度現在2人、以上となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この2万円というのは、今後、多分これから出てくるだろうということで補正を取ったということではよろしいのですか。分かりました。ぜひみんなが使えるように制度の改善をお願いしたいというふうに思います。

次、続きまして、25ページのじんかい処理費の生ごみ処理機設置費補助金と7万7,000円なのですけれども、これについてちょっとどういう、生ごみ処理機についてはいろんなものがあるのですけれども、どの辺の範囲で補助をされているのか、その種類等について教えていただきたいということ、7万7,000円というのはどういった金額なのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんのご質問に回答いたします。

この生ごみ処理機の関係は、交付要領というのがございまして、1世帯当たり2基を上限といたしまして、その中で、生ごみ処理機についても電気式の生ごみ処理機とあとコンポスト、こういうバケツみたいなもの、ああいうものの購入補助ということで、1世帯当たり2基を限度として、金額とすれば上限が1万4,000円ということでございます。

今回の生ごみ処理機の補正については、現状で6年度は電気式のものが4基5万6,000円、それとコンポスターが2基、既に補助のほうをしているのですけれども、現状のところまた相談がありまして、その中でそれをするために電気式コンポスターについての購入が住民の方ができるようにということで今回補正をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 電気式というのは大体幾らぐらいのものなのでしょう、いろいろあるのでしょうか、そのうちの1万4,000円を補助することなのですね。どのぐらいの補助になるのか、教えてもらっていいですか。分からないですか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員さんのご質問に答弁いたします。

電気式についても、いろいろタイプによって値段が違って、一概にどのくらいだというのはちょっとなかなか言えないのですけれども、ただ先ほど言ったように、上限とすれば1万4,000円まで

の補助をするということでございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 次は、26ページなのですけれども、伊古の里の先ほどから出ております桜の木を植えていくということなのですけれども、伊古の里の山、何ていう山なの。

〔「二ノ宮山」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 二ノ宮山を何か桜の山みたいにしてということではないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

宝くじの助成として桜の苗木を補助していただく予定でなっております。今回、予定が約50本程度だったと思います。全体をするには到底及ばないものがあります。そうした中で、部分部分で二ノ宮山の展望塔に向かって、伊古の農家レストランのところから後ろに行く道があるのです。ちょっと今かなり雑草が生い茂っておりますので、その辺りをきれいにしながら、部分部分で植栽しながらという形を考えております。通路を造るような感じで考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） たくさん桜が咲いたらきれいな山になるかななんて思ったのですけれども、舗装している道路についてはないわけですか、桜を植えるとか何かないという、ない。大体あそこを歩いて行くわけだけれども、できれば整備するというのであれば、あそこ物すごく急でちょっと歩くのもきついのです。途中で休憩所みたいなものがあるといいななんていうふうに思うのです、ベンチか何か置いて。そういったことも、これはお考えないと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、水道が壊れた、まだ壊れているのですか、まだ直っていないのですか、随分たつのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔何事か言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） いやいや、この水道幾らでしたっけ、これか。これでしょう、87万2,000円、これ水道を直すお金だっていうのですけれども、まだあれトイレ使えない状況なのですか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁さ

せていただきます。

以前、8月の段階だったと思います。落雷によってできなかった状況。そして、一部分なのですが、水を揚げることは可能でした。ただ、制御盤という形でまだ直っておりません。部分的に水を揚げることは可能なのですけれども、可能ということは基本的には開放しています。トイレは開放しているのですが、一回一回水を揚げなくてはいけない状況になっています。それを直すために今回補正で上げさせていただいたという次第でございます。使用というのは可能ですので、よろしく申し上げます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 早く直すというか、もう何か月たっているわけですが、滑川町の貴重な観光資源ですから、これから町長も観光を重視するというふうにおっしゃっているのですけれども、そういったようなことはもうちょっと迅速に対応できないのかなというふうに思うのですけれども、何か方法なかったのですか、早くやる方法。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

やはり役場の業務、こちらのほうは議会の承認を得ていただいて、そして予算を計上していくという形になっております。前回の8月というお話の段階では、9月の予算には間に合わなかったという状況の中で動いていた次第でございます。

ですので、今回初めて直近の議会に予算を計上させていただいたという次第でございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 続いて、28ページなのですが、先ほども説明ありましたけれども、道路維持費、工事請負費なのですが、この雨水対策工事については、上のこれは要するに実際使わなかったということで3,851万円返すということなのですが、こういった交付金事業などをこの防水対策には使えないのでしょうか、検討されておりますか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、阿部議員のご質問にご答弁いたします。

防災事業、雨水の対策事業にこの上の防災・安全社会資本整備交付金事業が使えないかというお話ですが、こちらについてはこのメニューでは使えません。

今回3,851万円を返したというわけではなくて、こちら人気がある補助メニューでして、補助金

が要望している額がつかなかったので、補助金がついた額に対して事業を執行しています。その先については、また来年度以降要望して、町の持ち出しがない形で事業を進めていこうと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 何かないのかなと思ったのですけれどもね。

それでは、最初のほうに総務課長さんのほうから、総務課長さんだと思ったな、今回の補正に入らなかった、いわゆる物価高騰対策の低所得者向けの交付金というか、あれは新聞などでも報道されていて、いつ出てくるのだという話がされているのですけれども、今回載っていないということになると、来年、今の国会の中で審議されるのかなと思うのですけれども、結局、本当に年末年始に間に合わないという、本当残念な、間に合わないですか、これ。何とかできませんか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

先ほども専決処分でお話をさせていただきました。今、国会で審議を、これから入る給付金につきましては、町としても予想する金額が約6,000万円程度の金額を予想を今しております。そういったものを、国からの交付金がない中で実施していくのは非常に厳しい状況があると思います。また、法律的な裏づけもない中で年度内での執行というのはできないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ですから、国会で今審議中で、決まったとなった場合は、町でも何か対策できません、そういったような例ってないのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今後、様々な費用的なものも出てまいります。昨日の全員協議会でもお話しさせていただいたように、3月議会の補正で間に合わなければ専決処分ですさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、今後の事務、またシステムの改修等も要しますので、今国会が12月21日が会期末だというふうに認識をしております。その時点で役所がやっている期間を考えれば、年内での支給は非常に難しいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員の質疑を終了させていただきます。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第85号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第5号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第86号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第86号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定について説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和6年度滑川町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和6年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款事業費3億8,854万6,000円、149万6,000円、3億9,004万2,000円。

第1項営業費用3億6,639万8,000円、149万6,000円、3億6,789万4,000円。

第3条 予算第7条に定める（1）職員給与費を「3,767万8,000円」に改める。

令和6年12月3日提出

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。

予算書の最終ページ11ページの令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）事項別明細書を御覧ください。

今回の補正は、款1事業費、項1営業費用、目4総係費の節2給料から節19負担金につきまして、人勤による職員給与・手当等の増額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第86号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第87号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第87号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定について説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和6年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和6年度滑川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款公共下水道事業費用 3億9,404万7,000円、37万4,000円、3億9,442万1,000円。

第1項営業費用 3億5,557万円、37万4,000円、3億5,594万4,000円。

第3条 予算第8条に定める（1）職員給与費を「3,221万5,000円」に改める。

令和6年12月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。

補正予算書10ページの令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）事項別明細書を御覧ください。

今回の補正は、款1公共下水道事業費用、項1営業費用、目4総係費の節2給料から節14負担金につきまして、人勸による職員給与・手当等の増額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第87号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第8、請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願書についてを議題とします。

請願第3号について、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、審査報告を演壇にてお願いいたします。

〔総務経済建設常任委員長 内田敏雄議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（内田敏雄議員） 13番、総務経済建設常任委員長の内田敏雄です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託された請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願の件について、議会規則第94条1項の規定により、次のとおり審査結果を報告します。

12月5日午後2時より、議場において、総務経済建設常任委員会を開きました。出席者は、議長を含む総務経済建設常任委員7名の出席の下、紹介議員の上野葉月議員にも出席いただき、慎重に審査いたしました。

核兵器は減ったほうがいいし、なくなったほうがいいのは当たり前の考えです。しかしながら、条約にはアメリカ、ロシア、中国など核兵器を保有する国が一つも参加していません。核兵器保有国と非保有国の分断が増長するとの議論もあり、実際に核兵器廃絶にはつながらないという考え方は理解できます。

また、保有国ロシア、中国、北朝鮮などが隣接している日本の安全保障環境は、アメリカの核の傘に頼らざるを得ない状況であります。

核兵器保有国と非保有国の双方が加わるNPT（核拡散防止条約）の再検討会議の枠組みなどを通して、唯一、戦争被爆国としての双方の橋渡しとなり、現実的に核軍縮を前に進めることを優先とする日本政府の考えを支持します。

このような意見を踏まえ、総務経済建設常任委員会に付託された請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出に関する請願について、審査の結果、不採択とすべきと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。核兵器禁止条約についての請願に賛成の立場、そして、今の委員長報告に反対の立場で討論に参加したいと思います。

日本被団協がノーベル平和賞を受賞をいたしました。国内外からの歓迎の声が上がっています。

被爆体験を語り継ぎ、核兵器被害を実際に体験した被爆者の話は、世界中の人々に核兵器は使ってはならない悪魔の兵器であるということをしめしました。

それが大戦後、朝鮮戦争やキューバ危機、ベトナム戦争など何度も核兵器の使用という危機を世界の世論が包囲をして、この危機を救ってきたのです。

ノーベル平和賞受賞理由が、核タブーを確立させ、世界中に核兵器なくせの運動を引き起こした、この功績をたたえられたと、こういう実績ではないかと思えます。

核兵器が戦争で使われなかったのは、核抑止という核で核を制するという議論があります。本当にそうでしょうか。相手が核を持つからこちらも核を持ち、お互い牽制し合うから均衡が保たれてどちらも使えないというような議論です。しかし、それは果てしない核開発競争を生み出します。

さらにロシア、イスラエルを見ても、核を使うぞという威嚇が行われております。何かしらの事件をきっかけに、核戦争の危険が高まっているというふうに思います。

日本でも米国の核の傘が中国や北朝鮮の核攻撃を防いでいるという議論もあります。しかし、台湾有事を理由に、沖縄をはじめ南西諸島では自衛隊基地がミサイル基地や弾薬庫化が進み、専守防衛を踏み外す敵基地攻撃能力の保有から、いつ勃発的な戦争になりかねない状況です。

米軍も核兵器搭載可能な空軍を強化し、それらを使った日米韓軍事演習が行われている。相手国から見れば脅威でしかありません。この軍事拡大強化が相手国の軍事拡大を生み出す負の連鎖が起きてしまっているのではないのでしょうか。これから抜け出す道は何でしょうか。

核兵器禁止条約は、国連加盟国の半数近い94か国が署名しています。これらの国々は核の傘もない、核兵器の開発も製造もしない。それでも核の脅威から逃れる方法としてこの道を選んだのです。

核兵器非保有国は、団結をして核保有国を包囲し核廃絶を迫っている、これが今の運動の到達点です。私は、戦争被爆国である日本政府がその先頭に立つ役割があるのではないかと思えます。

憲法9条の発案者と言われている幣原喜重郎首相の言葉が憲法調査会に残っております。幣原氏は、「もし軍縮を可能にする方法があるとなれば一つだけ道がある。世界が一斉に一切の軍備を廃止することである。一、二の三の掛け声で全ての国が兵器を海に投ずるならば、もちろんそれは不可能である。ここまで考えを進めてきたときに、そうだ、もし誰かが自発的に武器を捨てるとしたら、しかし、もしこんなことを人前で言ったら幣原は気が狂ったと言われるだろう。まさに狂気の沙汰である。しかし、どう考えてもこれは誰かがやらなければならない。従来の観念からすれば、全くの狂気の沙汰である。だが今では正気とは何か。武装宣言が正気か。それこそ狂気の沙汰であるという結論は出ている。要するに世界は今一人の狂人を必要としている。誰かが自ら狂人とならない限り、世界は軍拡競争のアリ地獄から抜け出すことができない。これはすばらしい狂人である。その歴史的使命を日本が果たすのだ」というふうな言葉を残しております。

今、核兵器禁止条約参加国は94か国、日本だけがこの核兵器禁止条約をとっているわけではないのです。決して恐れることではないというふうに思います。今の世界を見ると、核の傘にあること自体

が核の脅威にさらされているということになるのではないかと危惧をするわけであります。

ノーベル賞受賞式でスピーチを予定している日本被団協の田中熙巳さんは、こうこの決意を語っております。ノーベル平和賞の受賞は、今の核情勢が非常に厳しいというノーベル賞委員会の判断です。被爆者の証言活動や核兵器の禁止・廃絶を目指す運動が、核兵器は使ってはいけないという規範を確立させ、固くしてきました。

しかし今日、その規範が崩れそうになっています。ヨーロッパだけでなく、イスラエルによっても核兵器が使われ、核戦争が起こりかねない情勢です。こうした厳しい情勢に対して、被爆者に頑張ってもらおうという受賞なのだと思います。

日本の内閣が変わりました。石破総理によって軍事費増大や基地増大の流れがますます強くなることもあり得ます。これには断固反対していかなくてはなりません。

私は、核兵器禁止条約を真っ先に署名・批准し、核兵器廃絶の先頭に立つべきですが、政府はそれに逆行した政策を取っています。これは私たち国民の弱さを示しているわけですから、全力投球して日本政府に署名・批准させたいと思います。被爆者は高齢化していますが、力いっぱい頑張りたいと思いますというふうに田中さんは語っています。

核兵器禁止条約については、国内の政治情勢も大きく変化しています。さきの総選挙では立憲民主党や公明党、共産党などがこのオブザーバー加盟参加や参加に前向きな姿勢を示しました。

先日は、公明党が来年行われる条約の締約国会議へのオブザーバー参加を政府に申入れを行っております。国内外の情勢は機が熟しているというふうに思います。私たち滑川町議会もこの被団協の決意に応え、請願を採択していこうではありませんか。そのことを訴えまして、私の請願への賛成の討論を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 委員長報告に反対者の意見はまた、反対者ですからね、反対者の方はほかにございませんか。

中西議員。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、請願を採択すべきであるという立場で意見を述べさせていただきます。

核兵器は人類がこれまで作り出した中で最も破壊力のある兵器です。一度使用されれば人類の文明を根底から覆し、地球環境を永久に破壊する可能性があります。核兵器の脅威は、単に特定の国や地域の問題ではなく、全人類が直面する共通の課題です。

核兵器の使用は、人類史上最も非人道的な行為の一つであり、その影響は甚大で長期にわたります。核兵器はその破壊力と長期的な影響の大きさから、いかなる状況下においても使用が正当化されることはありません。核兵器の使用は、国際人道法に違反し、人類の尊厳を踏みにじる行為なのです。

核兵器禁止条約はこのような状況を打破し、人類が平和で安全な未来を築くために不可欠な条約です。この条約の実現に向けて世界中の国々が協力し、核兵器のない世界の実現を目指していくことが求められております。

核兵器禁止条約は世界120か国以上が署名・批准しており、国際社会における核兵器禁止の動きが加速しております。そのような世界情勢の中、日本は世界で唯一の被爆国として核兵器廃絶に果たすべき役割は非常に大きなものがあります。核兵器禁止条約は、核兵器の脅威から人類を解放し、より平和な世界を実現するための重要な一歩です。核抑止力との対比においても、核兵器禁止条約は必ずしも日本の安全保障を損なうものではなく、むしろ新たな安全保障概念の構築を促し、国際社会における日本の地位を向上させる可能性を秘めております。

核兵器禁止条約への署名や核兵器廃絶を求める署名活動は日本国内で数多く行われており、数百万筆を超える署名が集まることも珍しくないようです。

また署名活動には、学生、会社員、主婦など様々な層の人々が参加しており、核兵器禁止への願いが幅広い層に共有されていることを示しております。

一部の国では、国民の圧力を受け、核政策の見直しや核兵器禁止条約への参加を検討する動きが見られます。政府の政策を転換させるためには、国民の多くが核兵器禁止条約への参加を望んでいることをあらゆる手段を用いて示すことが必要です。

全国各地の地方議会で核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出は、日本政府の核兵器禁止条約への参加を後押しする上で非常に有効な手段だと言われております。国民の意思表示を可視化し、政府への圧力となり、国際社会への発信力も高めるからです。

以上のことから、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書に賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、委員長報告に賛成者の発言願います。

谷嶋議員、発言願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 議長のお許しを得ましたので、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

核兵器禁止条約本文第1条、1、締約国はいかなる状況においても次のことを実施しない。

1番、核兵器やその他の核爆発装置の使用と、使用すると威嚇。2番、領内または管轄・管理地域に核兵器やその他の核爆発装置を配備、設置または展開することを容認すること。この条約を批准すると、日本が他国から核で攻撃を受ける可能性があるとき、国家存亡の危機のとき、同盟国が日本を守るため、核の抑止力として日本の領土・領海に核を持ち込むことはできません。

国際司法裁判所は1996年に国連にて、国家が存亡の危機にあるとき、核兵器の使用と威嚇につい

て勧告的な意見が出されました。国家が存亡の危機にあるとき、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて、国際司法裁判所は最終的な結論を下すことができないと述べました。しかし、核兵器禁止条約では、国家が存亡の危機のとき、相手国から核で脅されても核兵器の威嚇・使用を禁止しております。

また、フランス代表が国連で次のように発言をしております。核兵器は、段階的核軍縮こそが効果的、現実的で全ての人に安全を保障し利益をもたらす。核兵器禁止条約は急進的で正当性がなく、危険で非効果的で不安定で、現実の世界に適用せず、安全保障を損なうと述べました。

日本は、民主主義国家ではない核兵器を持つ国に囲まれております。そのような地理的状況で国家と領土、国民の命は、日米安保条約により米軍と自衛隊により72年間守られてきております。

また、アメリカの核の傘で今まで平和を保つことができっております。核兵器禁止条約を批准すると核の傘に入ることはできません。アメリカは日本が条約に批准することに反対しております。日本が条約に批准すると、日本の安全保障政策の大幅な見直しを必要とします。

以上の意見をもちまして、私は請願不採択の討論とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

西宮議員、発言願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。議長のお許しを得ましたので、委員長報告に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現今の世界情勢の一端ですが、ロシアが核兵器使用を威嚇に使い、小型核兵器使用基準を下げるなど、核兵器をめぐる状況がかつてないほど緊迫しています。

その中で、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞されます。私たちを最後の被爆者としなければならないと訴え続け、国際世論の形成をリードしてきた被爆者の皆様の活動に心から敬意を表します。

今回の請願の中の記述の中にあります、核兵器禁止条約に対する私が所属する公明党の立場は、従来から禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加することを強く要請しています。核禁条約は、核兵器を違法とした初の国際規範であり、画期的なものであります。現実的には米国の核抑止力に依存する日本が、直ちに条約に参加・批准できなくとも、唯一の戦争被爆国である我が国が締約国会議にオブザーバーとして参加し、核保有国と非保有国と対話しながら、実質的な橋渡しの役割を果たすことが重要であり、国際社会からも理解されるものと考えます。

今求められるものは、日米安保を維持しつつも、核兵器は禁止・廃絶への取組を進めることでもあります。

以上、この請願の趣旨とは異なりますので、不採択としての意見を述べさせていただきました。

以上です。大変にありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして討論を終結します。

採決をする前に、12月5日付、赤沼正副議員から請願の採択の棄権の申出がございました。外へ願います。

〔9番 赤沼正副議員退席〕

○議長（吉野正浩議員） これより請願第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・比準を求める意見書提出に関する請願書についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。

請願3号を不採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 起立多数です。

よって、請願第3号は不採択とすべきものに決定しました。不採択ということで決定しました。

以上です。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時52分）

再 開 （午後 1時54分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま町長から諮問第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、諮問第2号を議題とします。

事務局長、朗読をお願いします。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

大塚町長より提出諮問の説明を求めます。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 諮問第2号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦については、滑川町人権擁護委員費田茂子氏は令和7年3月31日任期満了となるので、上記の者を推薦することについて意見を得たいので、人権擁護委員法第6条第3項により諮問いたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出諮問の説明が終わりました。

お諮りします。本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより諮問第2号 滑川町人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時57分）

再 開 （午後 1時58分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま松本幾雄議員外3名から議員提出議案発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第2、発議第4号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

提出者の松本幾雄議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 松本幾雄議員登壇〕

○1番（松本幾雄議員） 1番、松本幾雄です。議長の命によりまして、発議第4号について、提案理由及び内容説明を申し上げます。

発議第4号

令和6年12月6日

滑川町議会議長 吉野正浩様

提出者	滑川町議会議員	松本幾雄
賛成者	同上	瀬上邦久
賛成者	同上	内田敏雄
賛成者	同上	小澤実

滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

令和6年8月8日付の人事院勧告を趣旨を踏まえ、滑川町議会議員の期末手当を改定するため、滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、本案を提出するものです。

次に、内容説明を申し上げます。本年度人事院勧告において、期末手当については0.1か月分引き上げる勧告がありました。

お手元の新旧対照表を御覧ください。まず、第1条関係です。右側の改正前、期末勤勉手当の年間0.1か月分を引き上げるものですが、6月につきましては既に支給済みでございます。12月の支給分0.1か月分を増加し、100分の225を100分の235に改正し、支給するための条例改正であります。

2条関係では、6月及び12月の支給額を平準化することから、ともに100分の230を乗じた額を支給する条例改正になります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員、発言願います。反対の立場。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 今の報告に反対する立場で討論に参加したいというふうに思います。

〔「発議第4号に対する」と言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 議員報酬については、この間、私たち取り組んでおりますアンケートでも必ず住民からの声が上がってきています。議員の仕事が見えない、声が伝わらない、行政のチェック機能を果たしているのかなどなど、そういったような意見と併せて、議員報酬の引下げだとか議員定数の削減など、そういったような声につながっています。

なぜこのような声が出てくるのかなというふうに思いますと、住民に私たちこの議員の報酬についての説明、そしてその根拠が伝わっていないとか、説明されていないというような問題があるというふうに思います。

今回の改正の理由については、人事院勧告があるからというふうに説明がありますけれども、それは説明にならないわけであります。住民の側から見れば、なぜ人事院勧告が議員に適用するのかということになります。議員報酬はあくまでも住民の福祉を向上させるために、議員の活動、これを支えるためにあるのだということを知民の皆さんに理解をしてもらわなければならないというふうに思います。

このことを明確にして住民に説明する、こういった機関が滑川町には残念ながらない、第三者機関が必要だというふうに思います。

全国では既に77.9%の議会に審議会などが設置をされています。この説明責任、そして根拠を問われても、この審議会の中で十分それを説明していく、そういった機会を住民の方と話し合う、そういったような場をつくらなければ、いつまでたっても根拠、説明がつかないこの改正になってしまうというふうに思います。

したがって、今回の本条例改正については反対していきたいというふうに思います。

以上で私の討論を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言願います。

原議員、発言願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 10番、原徹でございます。私は、この議案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さんご存じのとおり、公務員につきましては労働基本権が制約されております。そこで給与や勤務条件が社会情勢に適応するよう、国家公務員においては、人事院が生計費や民間賃金などを調査し、政府に対して給与や勤務条件に関する改定を勧告することとなっております。

一方、地方公務員につきましては、地方公務員法で国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされております。

今回、人事院勧告として、国家公務員に対する勧告は、俸給引上げ3%、期末勤勉手当支給率0.1か月引上げというような内容として勧告されております。

一般職員につきましては、これを受けまして、先ほど議案第83号で、そして町長等の特別職につきましては議案第82号で審議され、滑川町においても可決されたところであります。

職員の報酬に当たる議員報酬を引き上げる場合は、審議会等の審議も必要だと思いますが、今回の議案につきましては、期末勤勉手当の支給率のみを他の公務員等と同様に引き上げたいとするものでございます。物価高に対する社会全体の給与水準の引上げが求められる中、民間の給与・ボーナス支給が改正されております。この流れを止めないためにも、速やかに議会においても対応すべきと考え、本議案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第9、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉

会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長にご挨拶をお願いいたします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

12月議会は、令和6年度一般会計補正予算をはじめ、全8案件を慎重審議賜り、原案どおり可決をいただき深く感謝を申し上げます。会期中に議員各位より多くのご提案、ご意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の行政運営に当たってまいり所存でございます。

現在、来年度予算を編成中でございます。財源確保は極めて厳しい中ではありますが、歳出削減に全力で取り組みつつ、住民福祉の向上に私が先頭に立ち、職員一同真摯に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、年末年始を迎え、ますますお忙しいこととは存じますが、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第244回滑川町議会定例会を閉会します。

（午後 2時14分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月6日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員